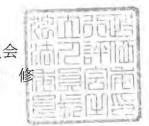


独評発第0828031号 平成25年8月28日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 理事長 小林 利治 殿

> 厚生労働省独立行政法人評価委員会 委員長 山口



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の平成24年度における業務の実績に関する評価結果並びに中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果の通知について

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第32条第1項の規定に基づく平成24年度における業務の実績に関する評価並びに同法第34条第1項の規定に基づく中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったので、同法第32条第3項の規定により、その結果を別添のとおり通知する。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の中期目標期間の業務実績の最終評価結果

平成25年8月28日 厚生労働省独立行政法人評価委員会

### 1. 中期目標期間(平成20年度~平成24年度)の業務実績について

### (1)評価の視点

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)は、日本 障害者雇用促進協会の業務に国及び(財)高年齢者雇用開発協会の業務の一部を加え て、高齢者等及び障害者の雇用支援を一体的に実施する組織として、平成 15 年 10 月 に新たな独立行政法人として発足したものである。

また、平成23年10月1日に「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」 (平成23年法律第26号)に基づき、独立行政法人雇用・能力開発機構から職業能力 開発業務等が移管されたところである。

本評価は、中期目標期間終了後に、中期目標期間全体に係る業務実績の評価を実施するものである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」(平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定)等に基づき、各年度の業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成21年3月30日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会)やいわゆる2次意見等も踏まえ、最終評価を実施した。

### (2) 中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、機構が独立行政法人として発足して以来、業務により得られた成果が、「高年齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与する」という機構の設立目的に照らし、どの程度寄与するものであったか、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかなどの視点に立って評価を行ってきたところであるが、中期目標期間全般については、次のとおり、概ね適正に業務を実施してきたと評価できる。

業務運営の効率化に関しては、業務運営体制について、本部機能の幕張本部への移転・集約化、駐在事務所(全国5か所)の廃止、地域障害者職業センター(以下「地域センター」という。)管理事務の集約化、地方において委託により実施してきた高年齢者等に係る雇用関係業務及び障害者雇用納付金関係業務の委託方式の廃止による直接実施等により、効率化に着実に取り組んでいる。また、人件費削減、一般管理費・業務経費の削減などを中心とした経費節減に取り組むとともに、利用者等のニーズ把握、サービスの質の向上などに積極的に取り組んだ結果、業務実績は中期目標・中期計画を上回るなど着実に実績を上げている。

一方で、今後、主に以下の点に留意する必要がある。

① 今後は、生涯現役社会の実現に向けた取組がより重要となることから、年齢にかかわりなく働き続ける企業の実現に重点を置き、高年齢者の多様なニーズに対応しつ、その能力を最大限発揮できるよう、効果的な相談・援助の充実を図るとともに、業務の更なる質の向上に向けて取り組む必要がある。

- ② 精神障害者、発達障害者等他の就労支援機関では対応が困難な障害者の就労支援 ニーズに積極的に応えるため、職業リハビリテーションに関する助言・援助等の更 なる充実により、医療・教育・福祉等の関係機関とのネットワーク形成を一層強化 するとともに、精神障害者、発達障害者等のより円滑な就職・職場定着に向けて、 サービスの一層の質的向上について、検討する必要がある。
- ③ 企業等のニーズに応えた職業訓練を効果的に実施するとともに、定員充足率が低 下傾向にあることを踏まえ、定員充足率の向上に引き続き取り組む必要がある。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。 また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

#### 2. 具体的な評価内容

### (1)業務運営の効率化について

業務運営体制については、本部機能の幕張本部への移転・集約化、地方業務の委託 方式の廃止、地域センターの管理事務の集約化、駐在事務所の廃止等、業務運営の効 率化に着実に取り組んでおり、評価できる。

経費節減等については、随意契約の見直しや1者応札・1者応募の改善、業務システムの最適化等により、一般管理費・業務経費ともに中期目標・中期計画を上回る予算の節減を進め、併せて予算執行の節約等極めて高い努力が認められ、評価できる。 今後も引き続き経費節減に取り組むことを期待する。

給付金・助成金業務については、事務手続の効率化・簡素化、審査能力の向上等により給付金・助成金の1件当たりの平均処理期間は、平成19年度と比べて平成24年度で35.3%の短縮となっており、評価できる。

#### (2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

### ① 業務の質の向上への取組について

業務の質の向上については、関係者のニーズを業務に的確に反映させるための内部評価・外部評価を積極的に活用した業績評価システムが構築されており、評価体制が適正に機能しているといえる。また、二元構造のコンプライアンス体制やリスク管理委員会の設置等による内部統制の更なる改善に積極的かつ着実に取り組んでおり評価できる。

なお、一部マスコミにおいて、求職者支援訓練に係る不正受給の疑いのある旨の報道があったところであり、求職者支援制度に係る職業訓練認定業務等については、シナジー効果の一層の発揮という観点から、給付金・助成金支給業務における不正受給防止に向けた全般的な取組を踏まえ、厳正な実施状況確認の在り方を含めた再発防止策を強化するとともに、内部統制の観点から、コンプライアンス意識の向上のための更なる取組を期待する。

高齢者等や障害者の雇用に関する情報等及び職業訓練実施状況等の情報の提供

に当たっては、ホームページの内容の充実や利用者ニーズを取り入れた利用しや すさの向上により、アクセス件数の増加に取り組んでおり評価できる。

また、情報セキュリティ対策を推進するとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に盛り込まれた改革を着実に実施するなど、評価できる。

さらに、東日本大震災に係る対策の実施については、特別相談窓口の設置、雇用促進住宅の活用など機動的な対応を行っており、機構の果たす役割を十分発揮したといえることから、評価できる。

### ② 高年齢者等雇用支援業務

## [高年齢者雇用に係る事業主等に対する給付金の支給業務]

高年齢者雇用に係る事業主等に対する給付金の支給業務については、給付金の効果的活用の促進に向けた周知・広報及び事務手続きの簡素合理化に努め、支給要件等に変更があった場合のホームページでの公開状況が中期計画における数値目標(7日以内に公開)を毎年上回っており、評価できる。

また、適正な支給業務の実施にあたり、不正受給防止対策に積極的に取り組み、 その結果、平成22年度、平成23年度においては不正受給件数が0件であったこと、 過年度の不正受給事案の発覚を踏まえて、不正受給防止対策の一層の強化に取り組 んだことは、評価できる。

# 〔事業主に対する相談・援助、実践的手法の開発・提供及び高年齢者雇用に関する 啓発等〕

事業主に対する相談・援助については、「70歳まで働ける企業」の普及・促進、65歳までの希望者全員継続雇用の推進等に重点的に取り組み、高年齢者雇用アドバイザー等による相談・援助等の実施件数が中期計画の数値目標(延べ30,000件)を上回るとともに、追跡調査において具体的な課題改善効果があった旨の評価が得られた割合についても、中期目標・中期計画の数値目標(70%以上)を大きく上回っており評価できる。

実践的手法の開発・提供については、「70 歳まで働ける企業」の実現に向け、 高齢者が意欲と能力を十分発揮できる雇用環境の構築を図るため、事業主ニーズ 及び就業現場の実情を踏まえた調査研究を行っており、評価できる。

高年齢者雇用に関する啓発広報事業については、高年齢者雇用開発コンテスト表彰式、記念講演、トークセッションの実施等の「70歳まで働ける企業」の実現に向けた活動に取り組んでおり、評価できる。

### ③ 障害者雇用支援業務

#### [地域障害者職業センター業務]

地域センター業務については、障害者の就労支援ニーズの高まりを踏まえ、公共 職業安定所等と連携し、どの地域においても均等・公平な職業リハビリテーション サービスが受けられる環境を整備した上で、他の就労支援機関では対応が困難な精神障害者、発達障害者等に対して、平成 24 年度末までに延べ 148,415 人(目標値125,000 人以上)に職業リハビリテーションサービスを実施しており、職業準備支援等修了者の就職等に向かう次の段階への移行率及び就職率についても、毎年度中期計画の目標(移行率75%、就職率50%)を上回り達成していることは高く評価できる。

ジョブコーチによる支援については、平成 24 年度末までに支援対象者は延べ 16,465人と中期計画の目標(10,500人以上)を大幅に上回ったほか、支援終了後 6 か月経過時点の定着率も毎年度中期計画の目標(80%)を上回っており、評価できる。

また、その他の業務及び各業務アンケート調査の評価についても、毎年度中期計画の数値目標を上回っており、厳しい雇用情勢の中で障害者及び事業主に対する雇用支援に多大な貢献を果たしていると高く評価できる。

## 〔地域の関係機関に対する助言・援助等及び職業リハビリテーションの専門的な人材 の育成〕

関係機関に対する助言・援助等については、地域の関係機関がより効果的な職業 リハビリテーションを実施できるよう、地域センターの障害者職業カウンセラーが 関係機関の職員と協同支援を通じて支援方法の解説を行うなど、関係機関に対する 助言・援助を積極的に実施したほか、アンケート調査の結果も中期計画の目標を大 幅に上回っており、評価できる。

また、職業リハビリテーションの専門的な人材の育成については、福祉機関等の職員に対する専門的、技術的研修を実施するとともに、受講者アンケートの結果を踏まえ、さらなる内容の充実を図っており、評価できる。

#### 〔職業リハビリテーションに関する調査・研究及び技法の開発〕

職業リハビリテーションに関する調査・研究については、発達障害者等の職業リハビリテーションに関する先駆的な研究等に重点をおき、そのニーズを踏まえたテーマについて実施をしており、すべてのテーマについて毎年度3分の2以上の外部評価委員から上位2段階の評価を得て中期計画の目標を達成したことは評価できる。

また、技法の開発については、ニーズの高い発達障害者等の就労支援技法の開発 を進めるとともに、支援技法普及講習等を通じて成果の普及に努めていることは評 価できる。

#### 〔障害者職業能力開発校の運営〕

障害者職業能力開発校の運営については、精神障害者、発達障害者、高次脳機能 障害者等の職業訓練上特別な支援を要する障害者の積極的な受入れ拡大等に取り組 み、平成24年度においては、職業訓練上特別な支援を要する障害者の割合が54.7% と2年連続5割を超えるとともに、定員充足率は毎年度中期計画の目標95%を超え ており、特に平成21年度以降は4年連続100%を超えたことは、評価できる。また、厳しい雇用情勢に対応した就職促進対策の実施等により修了者の就職率が毎年度中期計画の目標80%を上回っていることも評価できる。

### [納付金関係業務]

納付金関係業務については、企業が厳しい経営環境にある中で、制度に対する理解の促進、調査の実施、電子申告申請システムによる事業主の利便性の向上を図る等の取組により、毎年度99%以上の収納率(目標値99%以上)を達成していることは評価できる。特に、平成22年度から新たに適用対象となった200人を超え300人以下の事業主についても、収納率が99%を上回ったことは、制度改正にも着実に対応した結果であり、評価できる。

## [納付金制度に基づく助成金の支給業務]

納付金制度に基づく助成金の支給業務については、助成金の効果的活用の促進に 向けた周知・広報及び事務手続きの簡素化等に着実に取り組むととともに、不正受 給防止対策を強化するなど、適正な支給業務の実施に努めており評価できる。

### 〔障害者雇用に関する相談・援助、実践的手法の開発、啓発等〕

障害者雇用に関する相談・援助については、より困難で個別の課題を抱える事業 主の相談・援助を進めており、評価できる。

就労支援機器等の普及・啓発及び貸出に係る総合的な相談・援助を通じて、貸出 し利用率が中期計画の目標を上回り、利用者の満足度も高いことから、障害者雇用 支援に貢献しているといえる。

障害者雇用に関する実践的手法の開発については、事業主ニーズの調査・分析を 積極的に実施し、わかりやすく実践的なマニュアル・好事例集の作成等に取り組む ことで、相談・援助を具体的にバックアップできる手法の開発がなされている。ま た、ホームページ等を活用した成果の普及を行っており、利用者アンケートの満足 度も高く、評価できる。

障害者雇用に関する啓発事業については、障害者ワークフェアの開催に当たり啓発効果の向上のための独自の工夫がされており、来場者のアンケート調査結果でも障害者雇用問題の理解度が中期計画の目標を大きく上回っていること、定期刊行誌「働く広場」については、読者ニーズ等を踏まえた紙面の充実に取り組み、読者アンケートによる評価も高く、評価できる。

#### 〔障害者技能競技大会(アビリンピック)〕

障害者技能競技大会(アビリンピック)については、国際アビリンピックの開催年度であった平成23年度を除き毎年度開催しており、雇用・就業の動向等を踏まえた競技種目の重点化、先駆的又は雇用拡大が期待される職種による技能デモンストレーションの実施等一層効果的な大会運営の取組がなされている。大会来場者に対するアンケートで、中期計画(目標値80%以上)を大幅に上回る割合で、障害者の

職業能力及び雇用に対する理解度が深まった旨の評価が得られており、障害者の職業能力の認知度を高める取り組みとして、評価できる。さらに、平成23年度に韓国で開催された第8回国際アビリンピックへの参加にあたっては、派遣選手に対する安全・健康の確保、強化指導の実施等により、選手が持てる力を十分に発揮できるよう支援したことは、評価できる。

### ④ 職業能力開発業務について

職業能力開発業務においては、職業能力開発促進センター(61か所)、職業能力 開発大学校(10校)等において、離職者訓練、高度技能者の養成訓練、在職者訓練 等を実施している。

なお、職業能力開発業務については、平成23年10月に雇用・能力開発機構から移管された業務であることから、最終評価に当たっては、平成23年度下半期及び平成24年度通年の実績で評価を行うこととする。

### 〔効果的な職業訓練の実施、公共職業能力開発施設等〕

職業能力開発業務の実施に当たっては、職業能力開発促進センター等の地域の実情に応じた運営に努めるため、都道府県、都道府県労働局、事業主や労使の代表、教育機関等で構成する地方運営協議会をすべての職業訓練支援センターで開催し、それぞれの地域での業務実績や訓練計画を協議している。また、関係省庁とも新規成長分野における訓練カリキュラムを開発・検証するなどの連携を図っている。

訓練コースの見直しについては、職業訓練に関する地域ニーズの把握、訓練コース案の作成、カリキュラム等検討委員会によるカリキュラム内容の検査、訓練計画専門部会による訓練コース設定の意見聴取及び審査を行うなど、「機構版教育訓練ガイドライン」に基づいたPDCAサイクルによる訓練コースの不断の見直しを行っているが、今後も企業等のニーズに応えた職業訓練の効果的な実施に取り組むことを期待する。

また、東日本大震災の被災地等6県(青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城)に おいて、地域の人材ニーズを把握するとともに、全国ネットワークによるスケール メリットを活かし、全国から職業訓練指導員を応援派遣し、住宅建築施工科などの 震災復興訓練を設定・実施している。

職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校・短期大学校の都道府県への移管については、譲渡協議を進めることができるよう必要なデータを提供するとともに、職業能力開発促進センターの所長等が各都道府県を訪問できるよう準備を進めた。

職業能力開発総合大学校については、平成24年度末までに相模原校を廃止し東京校(小平校)への集約を完了したほか、全国の職業訓練指導員を対象としたスキルアップ訓練については北海道を始め全国8ブロックにおいて出前型訓練を試行実施するとともに、平成26年度から導入するハイレベル訓練(仮称)の実施に向けて、カリキュラムの検討、制度運用や取得資格等の考え方等について必要な準備を進めていることは、評価できる。

#### [離職者訓練]

離職者が早期再就職に必要な技能・技術、関連知識を習得できるよう、国の定める職業訓練実施計画を踏まえ、施設内訓練を実施している。訓練の実施に当たっては、地域ごとに人材ニーズを踏まえた上で、民間教育訓練機関では実施できない訓練コースの設定に努めるとともに、高い就職率を達成している指導員の就職支援ノウハウを集約した「就職支援行動ガイド」や、全国の取組やノウハウをまとめ作成した「就職支援マップ」の活用等により、具体的な支援ツールに基づく就職支援の強化を行っている。

こうした取組により訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率は、毎年、中期計画の目標80%以上を大幅に上回るとともに、平成23年度(84.6%)、平成24年度(84.8%)いずれも過去最高となり、また、常用労働者の割合も毎年度向上したことは、評価できる。

なお、定員充足率が経年的に低下傾向にあることを踏まえ、各施設の定員充足率を明らかにするとともに、低調な施設においては、アクションプランを策定し、定員充足率の向上に取り組んでいると認められるが、今後も引き続き定員充足率の向上に取り組むことが期待される。

### 〔高度技能者の養成訓練〕

訓練生に対するキャリア・コンサルティングの実施等きめ細かな就職支援の取組等により、専門課程及び応用課程の修了者のうち、就職希望者の就職率は中期計画の目標95%を上回る水準を達成するとともに、常用労働者の割合も高い水準を維持したことについては評価できる。また、産学連携の取組として、職業能力開発大学校等における共同研究、受託研究を実施したほか、地域における「ものづくり」についての啓発を行うため「ものづくり体験教室」を実施し、地域に開かれた施設運営を行っていることについても、評価できる。

### 〔在職者訓練、事業主等との連携〕

在職者訓練について、受講者と事業主に対してアンケート調査を実施し、中期計画の目標80%以上を大幅に上回る満足度を得たことは評価できる。

また、アンケート調査結果の分析を通じ、訓練コースの評価・改善を行う仕組みである訓練カルテ方式を活用しているほか、習得した能力の測定のため、訓練開始時に受講者の能力をアンケートにより把握するとともに、訓練受講後に、職場での適用状況を確認し、受講者及び事業主から測定・評価した結果を訓練コースの設定等に活用する等の取組を実施していることは評価できる。

事業主等自らが職業訓練を実施するための支援としては、事業主等の求めに応じた職業訓練指導員の派遣や、施設設備の貸与を行っているほか、依然として厳しい雇用失業情勢が続く中、労働者の雇用維持に努める事業主からの相談等を踏まえ、「緊急雇用対策講習」を実施しており、評価できる。

### 〔職業訓練指導員養成、訓練コースの開発、国際連携・協力の推進等〕

職業訓練指導員の養成については、技能習得の指導ができるだけでなく、訓練のコーディネート、キャリア・コンサルティング、就職支援等に対応できる幅広い能力を有する人材を養成するため、長期課程においてカウンセリング技法等9科目を実施した。また、3年次の実務実習や4年次の職業能力開発施設でのインターンシップを通じて、より実践的な指導力等の強化に努めている。さらに、研修課程では、職業訓練指導員に対し、産業構造の変化や技術革新に的確に対応できるよう、専門性の拡大・レベルアップや新たな職種を担当する技能を習得するための訓練を実施した。これらの取組により指導員の指導力の向上に努めていることは、評価できる。訓練コースの開発については、学識経験者及び産業界等の外部有識者を含めた委員会を設けて、環境・エネルギー分野等の新訓練科をはじめとする10テーマについて調査・研究を実施した。また、その成果については、職業能力開発総合大学校のホームページで公表するとともに、民間教育訓練機関、地方公共団体等に対し研究報告書を配布する等、成果の還元に努めている。これらの取組については評価できる。

国際連携・協力の推進等については、開発途上国からの研修員等の受入れや職業訓練指導員の開発途上国への派遣等、国際貢献の取組を行っており、評価できる。

### 〔求職者支援制度に係る職業訓練認定業務等〕

平成23年10月から開始された求職者支援制度については、厚生労働省が定めた認定基準に基づき、職業能力の開発及び向上を図るために効果的な訓練内容となっているか等を踏まえ、認定申請書の受理・審査等の認定業務を実施している。また、求職者支援訓練の質を確保するため、定期的に訓練及び就職支援の実施状況等を調査し、訓練実施機関に対する実施状況確認を実施しているほか、認定基準に適合した訓練カリキュラムの作成等を円滑に道案内する「カリキュラム作成ナビ」を作成し、訓練実施機関への支援に取り組んでいる。

なお、一部マスコミにおいて、求職者支援訓練に係る不正受給の疑いある旨の報道があったところであるが、雇用構造が大きく変化する中、求職者支援制度の重要性は益々高まっており、求職者支援訓練の効果的な実施と質の確保を図るため、さらなる役割を果たしていく必要がある。このため、関係機関との緊密な連携の下、当該事案の全容解明を図るとともに、その結果を踏まえ、厚生労働省と連携し、厳正な実施状況確認の在り方を含めた再発防止策に速やかに取り組む必要がある。併せて、サードセクターを含めた民間訓練実施機関との連携・協同による制度の効果的な運用を期待する。

#### 3. 財務内容の改善等について

予算執行については、職員諸手当の見直しによる人件費の削減、地域センター賃借料等の引き下げ等により業務経費等の節減を図った結果、国庫負担の軽減に寄与しており、評価できる。

障害者雇用納付金に係る積立金については、納付金収支の推移及び今後の見通しを踏まえ、資金の流動性及び運用の安全性を確保した上で、効率的な運用・管理に取り組んでいる。

雇用促進住宅については、29住宅を地方公共団体に譲渡するなど着実に譲渡等を進めるとともに、一般競争入札の実施により管理運営に係る委託業務の委託費の効率化に努めたほか、雇用促進住宅の運営に係る利益剰余金については、平成24年1月10日に約356億円を国庫納付している。

不要財産等の処分についても、旧三重障害者職業センター跡地を国庫納付するなど、 着実に処分が行われている。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構中期目標期間の業務実績に関する最終評価シート (平成20年4月~平成25年3月)

| 中期目標中期目標中期計画   |   | 評価期間(平成20年度~平成24年度)の実績報告   |            | 中期目標       |            |            |            |            |
|--|---|--|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 中州口保   | 中規計画  | 計曲朔則(十放20十度~十放24十度)の美績報ロ   | H 2 0      | H 2 1      | H 2 2      | H 2 3      | H 2 4      | 期間の評価      |
| 第2 業務運営の効率化に関する事項<br>通則法第29条第2項第2号の業<br>務運営の効率化に関する事項は、次<br>のとおりとする。                               |   |  | A<br>4. 33 | A<br>4. 00 | S<br>5. 00 | A<br>4. 16 | A<br>3. 85 | A<br>4. 26 |
| の効率的かつ効果的実施等の観点か   | の確立   | 1 効果的・効率的な業務運営体制の確立  |            |            |            |            |            |            |
| ら以下のように見直すほか、適宜弾<br>力的に見直すこと。  |   | ○業務運営の一層の効率化及び効果的実施等の観点から、以下のとおり見直<br>しを行うとともに、機動的・弾力的な組織運営を行った。   |            |            |            |            |            |            |
| ① 高年齢者雇用に関する給付金の<br>支給業務については、事業規模が<br>大幅に縮小していることに伴い、<br>支給業務の実施体制を事業規模に<br>合わせて縮小すること。           | ① 高年齢者雇用に関する給付金<br>の支給業務については、業務実<br>施体制を事業規模に合わせて縮<br>小する。           | ○高年齢者雇用に関する給付金の支給業務については、支給件数等を踏まえつつ、機動的な人員再配置、給付金システムを活用した事務処理の効率化等による効果的な業務処理対策を実施した。  |            |            |            |            |            |            |
| ② 駐在事務所 (5か所) については、廃止するものとし、納付金の調査等必要な業務は本部組織において実施すること。  |   | ○駐在事務所(全国5か所)については平成21年度末に廃止し、平成22年4月から納付金等調査、就労支援機器の貸出し等必要な業務は機構本部で実施した。  |            |            |            |            |            |            |
| ③ せき髄損傷者職業センターについては、支援ニーズが大きく減少していることから廃止し、当該センターの業務は福岡障害者職業センターが引き継ぐこと。                           | ③ せき髄損傷者職業センターに<br>ついては廃止し、当該センター<br>の業務は福岡障害者職業センタ<br>ーが引き継ぐ。        | ○せき髄損傷者職業センターについては平成20年度末に廃止し、当該センターの業務は平成21年4月から福岡障害者職業センターが引き継いだ。  |            |            |            |            |            |            |
| ④ 地域センターの管理事務については、おおむね4分の1程度のセンターに事務処理を集約化すること。   |   |  |            |            |            |            |            |            |
| ⑤ 地方において委託により実施してきた高年齢者等に係る雇用関係業務及び障害者雇用納付金関係業務については、委託方式を廃止し、機構が直接実施することにより、業務の効率化及び管理経費の縮減を図ること。 | してきた高年齢者等に係る雇用<br>関係業務及び障害者雇用納付金<br>関係業務(以下「地方業務」と<br>いう。)については、委託方式を | ○地方業務については委託方式を廃止し、平成23年度から全47都道府県において機構が直接実施を開始した。直接の指揮命令による業務の効率化、経理事務の集約化による業務実施体制の合理化を行うことにより、管理経費について平成22年度予算977,324千円から平成23年度予算359,629千円と、617,695千円(63%)の縮減を図った。 |            |            |            |            |            |            |
| ⑥ 本部機能については、平成24<br>年4月に幕張本部に集約化するこ<br>と。  | ⑥ 本部機能については、平成2<br>4年4月に幕張本部に集約化す<br>る。                               | ○本部機能については、平成24年3月31日に東京本部及び横浜本部から千葉<br>市への移転を終え、平成24年4月から本部機能を幕張本部に集約化し<br>た。   |            |            |            |            |            |            |
| 2 一般管理費(人件費、新規に追加<br>される業務(旧雇用・能力開発機構<br>から移管される業務及び求職者支援  |   | 2 業務運営の効率化に伴う経費節減等   |            |            |            |            |            |            |
| からを官される乗務及い水脈有又仮<br>制度に係る業務を含む。以下同じ。)、<br>拡充業務分等を除く。)については<br>効率的な利用に努め、第2期中期目                     | 化目標   | (1) 一般管理費及び業務経費の効率化目標  |            |            |            |            |            |            |

標期間中、毎年度平均で3%程度の 額を節減するとともに、平成21年 度から開始する個別実践型リワーク プログラムによる精神障害者の復職 支援に係る経費、地域の関係機関に 対する職業リハビリテーションに関 する助言・援助等に係る経費及び特 注型の訓練メニューに基づく企業内 訓練と就業継続のための技術的支援 の一体的実施による先導的職業訓練 に係る経費の合計額については、事 業開始後1年間と比べて毎年度平均 で3%程度の額を節減すること。旧 雇用・能力開発機構から移管される 業務に係る経費については、効率的 な利用に努め、平成23年度(移管 される業務に係る経費と移管される 業務に係る旧雇用・能力開発機構経 費との合計額)と比較し、年度平均 で3%程度の額を節減すること。

また、業務経費(事業主等に支給 する障害者雇用調整金等、新規に追 加される業務、拡充業務分等を除く。 については、第2期中期目標期間中 毎年度平均で総額1.9%程度の額 を節減するとともに、平成21年度 から開始する個別実践型リワークフ ログラムによる精神障害者の復職支 援に係る経費、地域の関係機関に対 する職業リハビリテーションに関す る助言・援助等に係る経費及び特注 型の訓練メニューに基づく企業内訓 練と就業継続のための技術的支援の 一体的実施による先導的職業訓練に 係る経費の合計額については、事業 開始後1年間と比べて毎年度平均で 1. 2%程度の額を節減すること 旧雇用・能力開発機構から移管され る業務(宿舎等業務を除く。)に係 る経費については、効率的な利用に 努め、平成23年度(移管される業 務に係る経費と移管される業務に係 る旧雇用・能力開発機構経費との合 計額)と比較し、年度平均で総額3 %程度の額を節減すること。

なお、上記目標の実現に当たって は、不要な支出の削減を図るため、 無駄削減・業務効率化に関する取組 の人事評価への反映など自律的な取 加される業務(旧雇用・能力開発 機構から移管される業務及び求職 者支援制度に係る業務を含む。以 下同じ。)、拡充業務分等を除く。) について、業務運営の効率化を推 進し、第2期中期目標期間中、毎 年度平均で3%程度の額を節減す るとともに、平成21年度から開 始する個別実践型リワークプログ ラムによる精神障害者の復職支援 事業に係る経費、地域の関係機関 に対する職業リハビリテーション に関する助言・援助等事業に係る 経費及び特注型の訓練メニューに 基づく企業内訓練と就業継続のた めの技術的支援の一体的実施によ る先導的職業訓練事業に係る経費 の合計額については、事業開始後 1年間と比べて毎年度平均で3% 程度の額を節減する。旧雇用・能 力開発機構から移管される業務に 係る経費については、効率的な利 用に努め、平成23年度(移管さ れる業務に係る経費と移管される 業務に係る旧雇用・能力開発機構 経費との合計額)と比較し、年度 平均で3%程度の額を節減する。

業務経費(事業主等に支給する 障害者雇用調整金等、新規に追加 される業務、拡充業務分等を除く。 について、業務運営の効率化を推 進し、第2期中期目標期間中、毎 年度平均で総額1.9%程度の額 を節減するとともに、平成21年 度から開始する個別実践型リワー クプログラムによる精神障害者の 復職支援事業に係る経費、地域の 関係機関に対する職業リハビリテ ーションに関する助言・援助等事 業に係る経費及び特注型の訓練メ ニューに基づく企業内訓練と就業 継続のための技術的支援の一体的 実施による先導的職業訓練事業に 係る経費の合計額については、事 業開始後1年間と比べて毎年度平 均で1.2%程度の額を節減する。 旧雇用・能力開発機構から移管さ れる業務(宿舎等業務を除く。)に 係る経費については、平成23年 度(移管される業務に係る経費と 移管される業務に係る旧雇用・能 力開発機構経費との合計額)と比 較し、年度平均で総額3%程度の 額を節減する。

なお、上記目標の実現に当たっては、不要な支出の削減を図るため、無駄削減・業務効率化に関する取組の人事評価への反映など自

一般管理費(人件費、新規に追□○一般管理費(人件費、新規に追加される業務(旧雇用・能力開発機構からされる業務(旧雇用・能力開発 移管される業務及び求職者支援制度に係る業務を含む。)、拡充業務分等を構から移管される業務及び求職 除く。)については、以下のとおり節減した。

#### 【一般管理費(対前年度比)】

| 平成20年度 予算 | 節減率 △ 3.1% |
|-----------|------------|
| 決算        | 執行率 93.8%  |
| 平成21年度 予算 | 節減率 △ 3.1% |
| 決算        | 執行率 89.3%  |
| 平成22年度 予算 | 節減率 △ 7.1% |
| 決算        | 執行率 80.6%  |
| 平成23年度 予算 | 節減率 △ 5.2% |
| 決算        | 執行率 81.5%  |
| 平成24年度 予算 | 節減率 △15.8% |
| 決算        | 執行率 59.6%  |

○旧雇用・能力開発機構から移管された業務に係る一般管理費についても、本部移転に伴う借料の見直し等により予算において前年度比3.8%の節減を図り、また、執行率においては、71.0%となった。

○業務経費(事業主等に支給する障害者雇用調整金等、新規に追加される業務、拡充業務分等を除く。)については、以下のとおり節減した。

#### 【業務経費(対前年度比)】

| 平成20年度 予算 | 節減率 △ 2.4% |
|-----------|------------|
| 決算        | 執行率 92.1%  |
| 平成21年度 予算 | 節減率 △ 3.1% |
| 決算        | 執行率 84.3%  |
| 平成22年度 予算 | 節減率 △24.5% |
| 決算        | 執行率 80.0%  |
| 平成23年度 予算 | 節減率 △29.6% |
| 決算        | 執行率 86.8%  |
| 平成24年度 予算 | 節減率 △ 2.3% |
| 決算        | 執行率 87.5%  |

○平成21年度から開始した個別実践型リワークプログラムによる精神障害者の復職支援事業に係る経費、地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等事業に係る経費及び特注型の訓練メニューに基づく企業内訓練と就業継続のための技術的支援の一体的実施による先導的職業訓練事業に係る経費の合計額については、以下のとおり節減した。

(個別実践型リワークプログラムに係る経費、地域の関係機関に対する職業 リハビリテーションに関する助言・援助事業に係る経費及び特注型訓練メ ニューに基づく企業内訓練等に関する経費(対前年度比)) 組のための体制整備を行うとともに、レクリエーション経費の廃止、公用車・業務用車の効率化、タクシー使用の適正化等、徹底した冗費の削減を行うこと。

律的な取組のための体制整備を行うとともに、レクリエーション経費の廃止、公用車・業務用車の効率化、タクシー使用の適正化等、徹底した冗費の削減を行う。

| J<br>ZE<br>H | 平成22年度 予算 | 節減率 △ 1.2% |
|--------------|-----------|------------|
| 'J           | 平成23年度 予算 | 節減率 △ 1.2% |
|              | 平成24年度 予算 | 節減率 △ 1.2% |

- ○旧雇用・能力開発機構から移管された業務に係る業務経費についても、予算において前年度比3.0%の節減を図り、また、執行率においては、90.6%となった。
- ○更に予算執行において業務運営の効率化等による経費節減を図るため、主 に以下のことに取り組んだ。

#### 【一般管理費】

- ・Eサービス運動 (機構独自の職場改善運動) において、省資源・省エネルギーに関する意識を徹底させ、本部及び施設の電気・ガス・水道使用量の節減
- ・一般競争入札の積極的な実施及び複数年契約の拡大
- ・タクシー乗車券の取扱いの厳正化
- ・障害者職業総合センター(以下「総合センター」という。)の電力購入 契約の見直し
- ・竹芝本部管理会社との交渉による事務所賃借料の引下げ
- ・用途廃止宿舎の売却方法の一部見直し
- ・借り上げ職員宿舎の賃借料等の引き下げ
- ・「コスト意識・ムダ排除」の観点を人事評価の際の着眼点に追加

#### 【業務経費

- 一般競争入札の積極的な実施及び複数年契約の拡大
- 事務用品の一括調達
- 公用車の小型車への車種変更
- ・地域センターの賃借料の引下げ
- ・職業能力開発施設に係る土地及び機器借料の見直し
- ・カラー印刷で作成していた業務概要を白黒コピーに変更して作成・配布
- ・高齢期雇用就業支援コーナーの廃止等地方委託業務の見直し

3 総人件費については、簡素で効率 的な政府を実現するための行政改革 の推進に関する法律(平成18年法 律第4年7号)等に基づく平成18年 度以降の5年間で5%以上を基本と する削減を、引き続き着実に実施す るとともに、「経済財政運営と構造 改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基 人件費改革を平成23年度まで継続す るものとすること。

さらに、機構の給与水準について、 以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとすること。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の 要因を考慮してもなお国家公務員 の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高い

など、給与水準が高い原因につい て、是正の余地はないか。

- ③ 国からの財政支出の大きさ、累 積欠損の存在、類似の業務を行っ ている民間事業者の給与水準等に 照らし、現状の給与水準が適切が どうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説 明が十分に国民の理解の得られる ものとなっているか。
- 4 随意契約の見直し

契約については、原則として一般 競争入札等によるものとし、以下の 取組により、随意契約の適正化を推 進すること。

 機構が策定する「随意契約見直 し計画」に基づく取組を着実に実 施するとともに、その取組状況を 公表すること。

(2) 随意契約の見直し

般競争入札等によるものとし、以 下の取組により、随意契約の適正 化を推進し、業務運営の一層の効 率化を図る。

① 「随意契約見直し計画」に基 づく取組を着実に実施するとと もに、その取組状況を公表する。

- (2) 随意契約の見直し
- 契約については、原則として一┃○契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組 により、随意契約の適正化を推進し、業務運営の一層の効率化を図るとと もに予算の適正な執行に努めた。
  - 「随意契約見直し計画」に基づく取組として総合評価方式の拡充及び複数 年度契約の拡大に努めるとともに、取組状況については、ホームページで 毎月、少額随契を除くすべての契約案件について、契約内容、相手方及び 契約金額等を詳細に公表した。
  - ・随意契約(少額随契除く)の推移については以下のとおり。

|                  | 件数           | 金額                 |            |
|------------------|--------------|--------------------|------------|
| 平成20年度<br>平成21年度 | 157件<br>165件 | 80. 2億円<br>71. 7億円 |            |
|                  | (141件        | 70.0億円)            | <b>※</b> 1 |
| 平成22年度<br>平成23年度 | 81件<br>164件  | 9. 4億円<br>17. 8億円  | <b>※</b> 2 |
| 平成24年度           | 533件         | 48.1億円             | ※ 3        |

- ※1 平成21年度限りの特殊要因(高齢期雇用就業支援コーナーの施設につ いて、平成22年1月より市場化テストを導入することに伴い、同施設を 機構が直接賃借して受託法人に提供する公設民営方式としたこと等によ る臨時的な契約)を除いた件数及び金額。
- ※2 平成23年10月に雇用・能力開発機構の業務が移管されたことにより、件数、 金額とも増。但し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合は、件数で2 7.8%→14.8%、金額で19.6%→16.9%と減少。
- ※3 旧雇用・能力開発機構の平成23年度上半期契約実績分と同種・同 類の契約実績分が平成24年度に加わったことにより増加したもので あり、旧雇用・能力開発機構の平成23年度上半期契約実績分を平成2 3年度に加えて平成24年度と比較すると、平成23年度の件数、金額は、 573件、72.0億円となり、40件23.9億円の減といずれも減少。

- ② 一般競争入札等により契約を行 う場合であっても、特に企画競争 や公募を行う場合には、競争性、 透明性が十分確保される方法によ り実施すること。
- 行う場合であっても、特に企画 競争や公募を行う場合には、競 争性、透明性が十分確保される 方法により実施する。
- ② 一般競争入札等により契約を ○「『1 者応札・1 者応募』に係る改善方策について」を策定・公表し、特 に前年度1者応札であった契約案件について当該改善策を推進することに より、競争性及び透明性の確保に努めた。
  - ○随意契約等の見直し及び1者応札等の改善に関する項目を取りまとめ た「調達に係る点検シート」(以下「点検シート」という。)により、 調達手続を行う前に自ら点検を行い、入札・契約手続運営委員会によ る審議を経て、さらに本部の事前チェックを行った上で調達を実施す ることにより競争性及び透明性の確保に努めた。 さらに、1者応札等の改善のため、入札説明書等を受領したが、応札 しなかった事業者から応札に至らなかった理由を聴取し、1者応札等 となった要因の把握、分析に努めた。

③ 監事及び会計監査人による監査 において、入札・契約の適正な実 施について徹底的なチェックを受 けること。

③ 監事及び会計監査人による監 査において、入札・契約の適正 な実施について徹底的なチェッ クを受ける。

- ○整理合理化計画に示された入札・契約の適正な実施については、監事 及び会計監査人による厳正な監査を受けた。監事監査では、内部監査 室が実施した監査の結果に対する点検等が行われ、機構として随意契 約の適正化が着実に図られているとの評価を受けた。
- ○会計監査人による監査においては、日本公認会計士協会より示された「独 立行政法人の随意契約について」の見解を踏まえて行われ、毎年度、無限 定適正意見を受けた。
- ○監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を開催し、競争性のない随 意契約及び1者応札・1者応募となった契約等について審議を行った結 果、全ての案件について「適切である」との評価を得た。

(3) 業務・システムの最適化

ついて、平成19年度に策定した 最適化計画に基づくシステム構成 の見直し、処理機能の拡充等によ り、システム経費の削減及び業務 処理の効率化・合理化を図る。

(3) 業務・システムの最適化

「障害者雇用支援システム」に ○平成19年度に策定した最適化計画に基づき、平成20年度に新たな障害者雇 用支援システムの開発を行った。最適化後(平成21年度以降)の実績にお いて、経費及び業務処理時間については、以下のとおり、いずれも削減目 標を達成した

・システム全体経費

最適化実施前の年間費用と比較し48,140千円以上の削減目標に対して平成 21年度55,408千円、22年度51,810千円、23年度52,467千円、24年度56,623 千円の削減

・システムの保守・運用費

平成19年度比38%以上の低減目標に対して平成21年度38,7%、22年度40.1 %、23年度38.9%、24年度38.9%低減

システムでの業務処理時間

最適化前の平成19年度に比べ年間93,788時間以上の削減目標に対して最適 化後の平成21年度で94,232時間の処理時間削減

5 保有資産の見直し

せき髄損傷者職業センターの廃止 に伴い生ずる遊休資産については、 国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、 処分すること。

また、職業能力開発促進センター 等の敷地、職員宿舎等旧雇用・能力 開発機構が保有していた資産のうち 機構が承継した資産については、引 き続き、その必要性について厳しく 検証を行い不要資産については処分 すること。

6 事業の費用対効果

事業の実施に要した費用及び事業 によって得られた効果を把握・分析 し、その結果を事業実施内容の見直 しや新たな事業展開につなげるこ

3 事業の費用対効果

業によって得られた効果を把握 分析し、その結果を事業実施内容 の見直しや新たな事業展開につな げる。

3 事業の費用対効果

事業の実施に要した費用及び事 ○平成19年度運用開始の経理システムを活用して、予算執行状況を常時把握 するとともに、分析を行い、以下のような事業実施の見直し等を行った。

(平成20年度)

・平成20年12月に改正障害者雇用促進法の突然の成立を受け、急遽改正 内容の周知事業を実施

(平成21年度)

・ 高年齢者雇用開発コンテスト募集に係るポスター、新聞広告、70歳ま で働ける企業の普及啓発の雑誌広告の実施の取りやめ

(平成22年度)

・ 高齢期雇用就業支援コーナーの廃止、高年齢者雇用開発コンテスト表 彰式における受賞企業ビデオ作成等の取りやめ

7 実践的手法の開発、講習及び啓発 4 事業の事業規模についての配慮

機構が行う障害者の雇用に関する 実践的手法の開発、講習の事業、障 害者の雇用について事業主その他国 民一般の理解を高めるための啓発の 事業については、障害者雇用調整金、 報奨金、在字就業障害者特例調整金 及び在宅就業障害者特例報奨金並び に障害者雇用納付金制度に基づく各 種助成金の支給に支障をきたさない ように、その事業規模について配慮すること。

障害者雇用納付金を財源に行う 実践的手法の開発、講習及び啓発 の事業規模の配慮

障害者雇用納付金を財源に行う 実践的手法の開発、講習及び啓発 の事業については、障害者雇用調 整金、報奨金、在宅就業障害者特 例調整金及び在宅就業障害者特例 報奨金並びに隨害者雇用納付金制 度に基づく各種助成金の支給に支 障が生じないよう、その事業規模 について配慮する。

5 給付金及び助成金業務の効率化

る措置を講ずる事業主又はその事 業主の団体に対する給付金及び障 害者雇用納付金制度に基づく助成 金の支給業務については、円滑かつ迅速な支給、支給に係るトラブ ル防止等のため、事業主等に対し て、支給申請書等の記入方法等の 教示など事前相談を行うとともに、 申請から支給決定までの期間等に ついて十分な説明を行う。また、 適正支給の観点に留意しつつ、① 添付書類の簡素合理化、進捗管理 の厳格化等による事務手続の効率 化、②事業主等に分かりやすい資 料の作成配布等による申請方法の 周知徹底、③担当者会議の開催等 による審査能力の向上等の取組を 行い、第2期中期目標の最終年度 には、1件当たりの平均処理期間 (支給申請の受付から支給決定ま での期間) を5%短縮する。

(平成23年度)

・高齢者雇用支援月間及び高齢関係給付金の新聞広告を併せて実施

(平成24年度)

- ・限りある財源を最大限有効に活用し、より効果的な助成金支給業 務を行うため、平成24年9月から一部の助成金(障害者作業施設 設置等助成金等)において「企画競争型」認定を実施
- 4 障害者雇用納付金を財源に行う実践的手法の開発、講習及び啓発の事業 規模の配慮
- ○障害者雇用納付金を財源に行う実践的手法の開発、講習及び啓発の事業の 執行については、障害者雇用調整金、報奨金及び障害者雇用納付金制度に 基づく助成金の支給状況を把握しつつ、これらの支給に支障が生じないよ う、事業規模を圧縮した。なお、実践的手法の開発については、平成23年 4月1日障害者雇用促進法施行規則の改正により、その財源を障害者雇用 納付金から運営費交付金に変更した。
- 5 給付金及び助成金業務の効率化
- 高年齢者等の雇用の確保に資す ○給付金・助成金の支給業務については、1件当たりの平均処理期間を短縮 するため、以下のような措置を講じた。
  - ①添付書類の簡素合理化、進捗管理の厳格化等による事務手続の効率化
  - 添付書類の一部廃止・簡素化
  - ・助成金のパターンごとに申請様式を共通化(助成金) ・システムを活用し、審査等の進捗状況を把握

  - ・地域センターの地方業務部門(以下「地方業務部門」という。)に対し て、申請受理から機構本部送付までの処理期間15日以内ルールを徹底(給
  - ②事業主等に分かりやすい資料の作成配布等による申請方法の周知徹底
  - ・給付金・助成金ごとにパンフレット等を作成。作成に当たっては、支給 要件や申請手続の流れ等について図表を用いる、書体や行間隔等にメリ ハリをつける等、事業主が理解しやすいように改善。
  - ・業務担当者会議において、申請書の記入方法等について記載の確認ポイ ントを例示し、事業主に対する十分な事前説明を行うよう指示
  - ③地方業務部門の業務担当者会議の開催等による審査能力向上等の取組
  - ・業務担当者会議において、審査における注意点及び疑義解釈など全体的 事項についての説明・指示、不正受給防止対策の説明等を実施。
  - ○処理件数と平均処理期間の推移については、以下のとおりであり、中期目 標期間中の目標を達成した。

|  | 処理件数   | 平均処理期間   | 短縮率(対平成19年度比較)                               |
|--|--|--|--|
| 平成19年度<br>平成20年度<br>平成21年度<br>平成22年度<br>平成23年度<br>平成24年度 | 70,442件<br>71,250件<br>65,702件<br>48,667件<br>31,352件<br>29,944件 | 51.8 H<br>49.8 H<br>45.4 H<br>40.5 H<br>48.1 H<br>33.5 H | 3. 9%<br>12. 4%<br>21. 8%<br>7. 1%<br>35. 3% |

高齢・障害・求職者雇用支援機構評価シート(2)

| + # p #  | <b>+</b> ##⇒! ==   |  |            | 中期目標       |            |            |            |            |
|--|--|--|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 中期目標   | 中期計画   | 評価期間(平成20年度~平成24年度)の実績報告   | H 2 0      | H 2 1      | H 2 2      | H 2 3      | H 2 4      | 期間の評価      |
| 第3 国民に対して提供するサービス<br>その他の業務の質の向上に関する事項<br>通則法第29条第2項第3号の国<br>民に対して提供するサービスその他<br>の業務の質の向上に関する事項は、<br>次のとおりとする。 | スその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置  | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標<br>を達成するためとるべき措置  | A<br>4. 00 | A<br>3. 62 | A<br>4. 14 | A<br>4. 00 | A<br>3. 57 | A<br>3. 86 |
|  | 1 共通的事項  | 1 共通的事項  |            |            |            |            |            |            |
|  | (1) 関係者のニーズ等の把握  | (1) 関係者のニーズ等の把握  |            |            |            |            |            |            |
|  | について、以下の取組により幅広<br>く把握し、ニーズ等に即した業務                                       | ○評議員会の開催状況は以下のとおり。 平成20年度 平成20年7月23日 平成21年度 平成21年7月28日 平成22年度 平成22年7月30日 平成23年度 平成23年7月26日 平成24年度 平成24年7月19日  ○各種サービス終了時における有用度に関する調査やサービス実施後一定期間経過後における具体的な課題改善効果に関する追跡調査等を実施した。これらの調査の結果については自由記述欄の内容を含めて分析を行い、広域障害者職業センター(以下「広域センター」という。)・地域センター及び地 |            |            |            |            |            |            |
|  | (2) 業績評価の実施及び公表  | (2) 業績評価の実施及び公表  |            |            |            |            |            |            |
|  | 徹底を図る。<br>さらに、業務内容の透明性を高め、業務内容の充実を図る観点から、設定した目標の達成状況、<br>績評価の結果や機構の業務の内容 | について内部評価委員会及び外部評価委員会による業績評価を実施した。<br>〇外部評価委員会の評価結果と評価書を機構内LANにより全職員に直接周知するとともに、それぞれの職場、職務での業務の点検、改善を図った。<br>併せて、外部評価委員会における指摘事項については、機構としての具体的な対応方針を作成し、確実に実行させるなどによりPDCAサイクルの<br>徹底を図った。<br>〇業務内容の透明性を高めるため、ホームページにおいて、①業務ごとに取                        |            |            |            |            |            |            |
|  | (3) 内部統制の在り方   | する資料を公表した。<br>(3) 内部統制の在り方   |            |            |            |            |            |            |
|  |  | ○理事会において、リスク管理、情報管理等について迅速な意思決定を図るとともに、理事長の指示の下、コンプライアンスを担当する総務部と、コンプライアンスに関する厳正な監査をする独立した監査室(新法人発足後は「内部監査室」。)による2元構造のコンプライアンス体制の下、内部監   |            |            |            |            |            |            |

る。 ○監査計画及び監査マニュアルを作成し、会計監査法人等の指導を受けつつ、内部 監査業務に携わる職員を対象とした研修を実施した。 なお、平成23年10月の新法人発足時に併せて監査室の組織を充実させ た「内部監査室」を新たに設置し、専任の職員を配置することにより、 本部及び施設に対する内部監査体制の強化を図った。 ○内部統制の向上を図るため、会計監査人の指導を得つつ検討を進め、以下 のような取組を行った。 ・役職員が実践すべき行動理念を「行動規範」として策定し、カードサ イズの印刷物にして全役職員に携帯させ、各部等及び施設の長が研修 用テキスト等を活用した研修を行う等、役職員への浸透を図った。 ・コンプライアンスの推進に関する規程を制定し、コンプライアンス推進 体制を整備するとともに、基本方針及び年度計画を策定し、職員研修 等を通じてコンプライアンス意識の浸透を図った。 ・リスク発生の防止等を図るためリスク管理規程を制定し、リスク管理委 昌会の設置、リスク対応方針の策定等リスク管理体制を整備した。 ・公益通報に関する規程に基づき公益通報窓口(IEEDホットライ ン)を本部に設置し、通報事案の処理体制を構築した。 ○ホームページに行動規範、コンプライアンスの推進に関する規程、リスク 管理規程、公益通報に関する規程等内部統制に関する情報を公表した。 ホームページを活用したモニタ ○機構の業務運営の参考となる意見等を広く募集し、業務運営の改善につな 一制度を導入し、機構の業務運営 げるため、ホームページを活用したモニター制度を導入した。多様な世代、 に参考となる意見等を広く募集す 属性の方から機構業務について随時、意見・要望等を受け付け、業務運営 の改善、サービスの向上を図った。 (4) 高年齢者等及び障害者雇用支援(4) 高年齢者等及び障害者雇用支援業務の連携によるサービスの充実 業務の連携によるサービスの充実 ○高年齢者雇用アドバイザー及び障害者雇用支援業務担当者が、事業主相談 高年齢者等及び障害者に係る各 における高年齢者等及び障害者の雇用に関する基礎的事項について即時対 雇用支援業務について、相互に支 援ノウハウ、各種情報等の共有化 応できるようにするため、地方業務部門に対して、以下の取組等を徹底し を図ることにより、事業主相談に おける高齢者及び障害者雇用に関 非専門業務に係る研修の実施 する基礎的事項についての即時対 情報共有化のための連携会議の定期開催 応、助成金・給付金の効果的な周 ・担当者への伝達と速やかに専門的対応を行う体制の確立、関係機関への 知、実践的手法の開発・提供等の 適切な取次ぎ サービスにおける相乗効果を発揮 ・各担当者間の連携のための連絡様式の作成・活用 する。 連携状況の定期報告の制度化 ○給付金業務及び助成金業務の連携のための会議を毎年度開催し、給付金・ 助成金双方を簡潔に説明できるリーフレットの作成による効果的な周知・ 広報及び不正受給事案に関する意見交換を行った。 ○「高齢者と障害者がともに働きやすい職場づくり」について企業に具体的 な情報提供や提案を行うことを目的に、高齢者と障害者の協働がうまく進 んでいる企業の事例収集を行うとともに、職場における具体的な工夫例 や高齢者と障害者がともに働きやすい職場づくりのためのチェックポイン トを盛り込んだ企業向けパンフレットを作成し、高年齢者雇用アドバイザ ー等が相談・援助の際に活用した。 ○機構ホームページにある「高齢者雇用と障害者雇用の連携」コーナー において、高齢者担当部門、障害者担当部門が連携して開発した成果 や関連調査研究等の資料に加え、障害者の高齢化に対応した取組等の 資料をまとめて掲載した。また、事業主等の要請に応じて印刷物を配 布した。 (5) 高年齢者等や障害者の雇用情報 (5) 高年齢者等や障害者の雇用情報等及び求職者や在職者等に対する職業訓

練実施状況等の情報の提供並びに広報の実施

等及び求職者や在職者等に対する

職業訓練実施状況等の情報の提供 並びに広報の実施

高年齢者等及び障害者の雇用に 関する知識の普及を図るとともに 事業主等による当該雇用の安定等 に向けた自主的な取組を支援する ため、高年齢者等や障害者の雇用 に関する情報を収集・整備し、 れらの情報を容易に利用できるよ う、ホームページ等を通じて提供

また、機構が実施する高年齢者 等及び障害者の雇用支援に係る業 務の内容、相談窓口の紹介、各種 セミナー・講習会・研修等の開催 案内等について、ホームページ等 を誦じて積極的に広報を行う。

さらに、求職者や在職者等に対 する職業訓練については、訓練コ ースの実施時期、期間、募集定員 等の情報をホームページ等を通じ て積極的に広報を行う。

(6) 情報セキュリティ対策の推進

計画 (平成21年2月3日情報セ キュリティ政策会議決定)等の政 府の方針を踏まえ、適切な情報セ キュリティ対策を推進する。

た改革の実施

見直しの基本方針」(平成22年1 2月7日閣議決定) に盛り込まれ た改革を着実に実施する。

- ○最新の情報を提供するため、週1回の定期更新のほか随時更新を行った。
- ○知的障害者の方むけのホームページについて、分かりやすく使いやすいものとするため、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会の協力を得て、ペー ジを閲覧した方が知りたい情報に直接アクセスできるバナー及びジョブコ ーチ支援の分かりやすい解説を追加するなどの改善を行った。
- ○高齢者雇用と障害者雇用の連携を図り、高齢者と障害者がともに働きやすい職場 づくりのための資料や、職場で働く障害者が高齢化した場合の対応についての資 料、さらに障害者の加齢と雇用に関連する調査研究等をとりまとめたページを作 成し、利用者が複数のページに渡って資料を探すことなく参考資料を見つけられ るよう改善した。
- ○機構が実施する業務の内容、相談窓口の紹介、各種セミナー・講習会・研 修等の開催案内等について、ホームページ及びパンフレット等を通じて積 極的に広報を行った。特に、調査研究報告書、マニュアル等の業務に関す る成果物や各種セミナー、アビリンピック、高年齢者雇用開発コンテスト 表彰式等の開催案内については、ホームページの「最新情報」コーナーに 掲載をすることにより迅速な情報提供と利用者による効率的なアクセスを 図った。
- ○求職者や在職者等に対する職業訓練については、訓練コースの内容、実施 時期、期間、募集定員等の情報を画像や各種データを織り交ぜながらわか りやすく掲載した。また、携帯サイトのQRコートやデジタルパンフレットをトップページに掲載して機構業務の周知を図ることにより利用者の利 便性の向上に努めた。
- (6) 情報セキュリティ対策の推進
- 「第2次情報セキュリティ基本 基幹システムの運用委託業者からの運用日報、定例会議(毎月1回) 等を通し、障害発生状況報告及びこれに対する改善策の提案を受け、 セキュリティ対策を講じた。
  - ○平成24年3月の本部移転の際には、システム移設担当業者等と定期的 に打ち合わせを行うなどし、業務時間中にシステムを停止することな く移設を行った。また、本部移転時に中央コンピュータ室にセキュリ ティカードを活用した入退室管理システムを導入しセキュリティの強 化を図った。
  - ○外部CI0補佐官を導入し、情報セキュリティ等に関する助言等の支援を 随時実施するとともに、本部職員に対して情報リテラシー向上のため の研修を実施した。
- (7) 見直しの基本方針に盛り込まれ (7) 見直しの基本方針に盛り込まれた改革の実施
  - 「独立行政法人の事務・事業の ○地方業務について、平成23年4月より委託方式を廃止し、地域センタ 一の組織下において機構が直接実施している。
    - ○職業能力開発業務及び雇用促進住宅業務について、独立行政法人雇用 ・能力開発機構法を廃止する法律に基づき、平成23年10月1日に機構 に業務移管を行った。
    - ○平成24年3月に、石川障害者職業センター跡地については、現物によ り、旧三重障害者職業センターについては、譲渡収入を金銭により国 **庫納付した。**
    - ○雇用促進住宅の運営に係る利益剰余金のうち、厚生労働大臣が宿舎等

| 業務に必要と認めた額を除く35,627,660千円について国庫納付した。                          |  |
|---|--|
| ○職業能力開発総合大学校については、平成24年度末をもって、相模原<br>校の廃止及び東京校(小平市)への集約を完了した。 |  |
| 〇岩手1号職員宿舎については、平成25年2月に売却し、平成25年3月<br>に国庫納付した。                |  |
| ○雇用促進住宅の処分に係る譲渡収入のうち、厚生労働大臣が宿舎等業<br>務に必要と認めた額を除き、国庫納付した。      |  |

高齢・障害・求職者雇用支援機構評価シート(3)

| 中期目標   | 中期計画   | 評価期間(平成20年度~24年度)の実績報告   | 各事業年度評     |            |           | 話果         |            | 中期目標       |
|--|--|--|------------|------------|-----------|------------|------------|------------|
| 中 <i>州</i> 日保  | 中朔計画   | 計画規則(平成20平度~24平度)の夫額報音   | H 2 0      | H 2 1      | H 2 2     | H 2 3      | H 2 4      | 期間の評価      |
| 第3 国民に対して提供するサービス<br>その他の業務の質の向上に関する事項<br>通則法第29条第2項第3号の国<br>民に対して提供するサービスその他<br>の業務の質の向上に関する事項は、<br>次のとおりとする。   |  | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標<br>を達成するためとるべき措置  | A<br>3. 66 | A<br>3. 50 | A<br>3.71 | A<br>3. 83 | A<br>3. 71 | A<br>3. 68 |
| 高年齢者等に係る雇用関係業務に<br>関する事項   | 2 高年齢者等に係る雇用関係業務<br>に関する事項   | 2 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項   |            |            |           |            |            |            |
| 1) 高年齢者等の雇用機会の確保等に<br>資する事業主又はその事業主の団体<br>に対して給付金を支給することに関<br>する事項   | に資する事業主又はその事業主の  | (1) 高年齢者等の雇用の機会の確保等に資する事業主又はその事業主の団体<br>に対して給付金を支給することに関する事項   |            |            |           |            |            |            |
| ① 高年齢者等の雇用の安定を図る<br>観点から、定年の廃止、65歳以<br>上への定年の引上げ及び継続雇用<br>制度の導入等による高年齢者等の<br>雇用の確保や再就職援助等を図る<br>ため、機構が実施する各種給付金<br>支給業務については、法律の目的<br>にのっとり、適正かつ効率的な運<br>営を図ること。 | 高年齢者等の雇用の安定を図る<br>観点から、定年の廃止又は引上げ、<br>継続雇用制度の導入・定着等によ<br>る高年齢者等の雇用の確保や再就<br>職援助等を図るため、機構が実施<br>する各種給付金支給業務について<br>は、その政策目的にのっとり、適<br>正かつ効率的な運営を図る。 |  |            |            |           |            |            |            |
|  | ア 給付金の効果的活用の促進に<br>向けた周知・広報及び事務手続<br>の簡素合理化  | ア 給付金の効果的活用の促進に向けた周知・広報及び事務手続の簡素合理化  |            |            |           |            |            |            |
|  | 事業主等の利便性を図るため、各種給付金の支給要件、助成額、申請窓口の所在地等をホームページ等で公開するとともに、支 給要件等に変更があった場合は当該変更が確定した日から7日以内にホームページ等で公開する。   | ○支給要件等に変更があった場合のホームページでの公開状況は、以下のとおりであり、いずれも中期計画の目標を達成した。  |            |            |           |            |            |            |
|  |  | 平成20年度 2日後に公開(4月1日、11月10日改正分)<br>平成21年度 6日後に公開(4月1日改正分)<br>3日後に公開(1月1日改正分)<br>※仕事初めの1月4日に直ちに公開<br>平成22年度 6日後に公開(4月1日改正分)<br>平成23年度 即日に公開 (4月1日改正分)<br>平成24年度 1日後に公開(4月1日改正分) |            |            |           |            |            |            |
|  |  | ○各種給付金の支給要件等をホームページに公開するとともに、申請事業主が給付金の支給要件を理解しやすいよう、問い合わせの多い質問項目について「給付金に関するQ&A」や支給要件に関する専門用語の解説をホームページ上に追加作成する等内容を改善した。  |            |            |           |            |            |            |
|  | 給付金の効果的活用を促進するため、職業安定機関との連携を図り、様々な機会を通じて事業主等に対する積極的な周知・広報を行う。  |  |            |            |           |            |            |            |

|   | 重点的に周知・広報を行うべきと認められる給付金については、予算の範囲内で、新聞広告、一般誌の広告等を活用して周知を図る。  | ・新設又は拡充された給付金の制度内容について専門紙及び一般紙に広告を  |  |
|---|---|---|--|
|   | 事業主にとって分かりやすい<br>各種給付金のパンフレットや支<br>給申請の手引等を作成し、地域<br>センターの地方業務部門(以下<br>「地方業務部門」という。)及び<br>職業安定機関等において事業主<br>等に配布する。 | 地方業務部門、職業安定機関その他の関係機関において事業主等に配布した。   |  |
|   | 適正支給に配慮しつつ、申請<br>様式の簡略化、添付書類の簡素<br>化等による事務手続の簡素合理<br>化を図る。  |   |  |
| ② 高年齢者等の雇用に関する事業主等への給付金支給については、                         | イ 適正な支給業務の実施  | イ 適正な支給業務の実施  |  |
| 電業を定機関と密接な連携を図る体制を確保し、適切な情報提供等を図ることにより、適正な支給業務の実施を図ること。 | に対する計画的な調査を行い、<br>疑義のあるものについては電話  | ○「高年齢者等共同就業機会創出助成金」について、全事業所に対して事業<br>計画書提出時及び支給申請受理後の2度にわたって実地での実態確認を徹   |  |
|   | 受給防止対策を一層強化する。  | 展するとともに、必要な場合は無計っての事業が訪問を積極的に行うなる<br>不正受給防止のための調査確認を徹底した。さらに、事業所において従業<br>員の在籍確認を厳正に実施した。   |  |
|   |   | ○「中小企業定年引上げ等奨励金」について、定年制度等の実態確認をより<br>厳格に行うこととし、確認の実施方法、手順、実施後の対応等についてチェックリストや確認の流れ図等を用いて職員に対する実践的な研修を行い、厳正な事業所調査を実施した。               |  |
|   | 不正受給が発生した場合は、<br>再発防止の観点からその原因を<br>究明し、関係機関に対して適切<br>な情報提供を行うとともに、必<br>要な不正受給防止対策を講ずる。                              | 際しては、不正の経緯や手口、その防止策等具体的な事例を記載した事例<br>集を作成するとともに、「給付金調査業務担当者地区別研修会」(以下「ブ   |  |
|   |   | ○平成24年度は、不正受給防止・摘発対策緊急プロジェクトチームを設置<br>し、社会保険労務士や販売業者などの第三者と共謀した組織的な不正<br>受給への対応等について検討を行うとともに、不正受給通報メールア<br>ドレスを開設し、不正受給に関する情報収集を行った。 |  |
|   |   | ○給付金ごとに「審査・点検マニュアル」を作成し、審査点検時における不  |  |

|  |  | 正受給防止策を強化した。   |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|
|  | 適正な支給業務を実施するため、給付金業務担当者会議を開催し、支給業務に関する問題点等について情報交換を行う。                                 | ○給付金業務担当者会議(全国会議及びブロック別研修会)を毎年度開催し、<br>改正された給付金の適正な支給のための審査上の留意事項や疑義解釈等に<br>ついて説明を行った。 |  |  |  |  |
|  | 厚生労働省又は都道府県労働<br>局等その他関係機関との間にお<br>いて、支給業務の問題点等に対<br>する情報交換等を定期的に行い、<br>適切な支給業務の実施を図る。 | ○機構本部と厚生労働省との情報交換及び地方業務部門と都道府県職業安定機関との情報交換を定期的に実施し、給付金支給業務の適切な実施を図った。                  |  |  |  |  |

高齢・障害・求職者雇用支援機構評価シート(4)

| 中期目標   | 中期計画   | 評価期間(平成20年度~24年度)の実績報告   | 各事業年度評価結果  |            |           |            |            | 中期目標       |
|--|--|--|------------|------------|-----------|------------|------------|------------|
|  |  |  | H 2 0      | H 2 1      | H 2 2     | H 2 3      | H 2 4      | 期間の評価      |
| 第3 国民に対して提供するサービス<br>その他の業務の質の向上に関する事項<br>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。   | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置  | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標<br>を達成するためとるべき措置  | A<br>4. 07 | A<br>3. 62 | A<br>3.80 | A<br>4. 00 | A<br>4. 00 | A<br>3. 89 |
| 1 高年齢者等に係る雇用関係業務に<br>関する事項   | 2 高年齢者等に係る雇用関係業務<br>に関する事項   | 2 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項   |            |            |           |            |            |            |
| (2) 高年齢者等の雇用に関する技術的<br>事項について、事業主その他の関係<br>者に対して相談その他の援助を行う<br>ことに関する事項  | (2) 高年齢者等の雇用に関する技術<br>的事項について、事業主その他の<br>関係者に対して相談その他の援助<br>を行うことに関する事項  | (2) 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者<br>に対して相談その他の援助を行うことに関する事項  |            |            |           |            |            |            |
| 高年齢者等の安定した雇用の確保、雇用管理改善等の実施、高年齢者等の多様な就業ニーズに応じた就業機会の確保を図るために、職業安定機関と連携しつつ、事業主等に対して必要な支援を実施すること。  | 高年齢者雇用確保措置に関する<br>事業主の取組、高年齢者等の雇用<br>管理改善等、高年齢者等の職業の<br>安定を図るための多様な就業機会<br>の確保に関して、事業主等に対す<br>る支援を職業安定機関と十分に連<br>携しつつ、効果的に実施する。  |  |            |            |           |            |            |            |
| ① 高年齢者雇用アドバイザー等に<br>よる相談・援助等の実施  | ア 高年齢者雇用アドバイザー等<br>による相談・援助等の実施  | ア 高年齢者雇用アドバイザー等による相談・援助等の実施  |            |            |           |            |            |            |
| 「希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入」、「70歳まで輸出する企業の実現」、「小規模企業における65歳までの雇用確保と、おける65歳までのできるため、日本の完全実施」等に省ずる一等ををついる場合を表現用ですが率化を別見る事業主等に対する高に対した事業主等に対して利用を制定を表した事業に対して利用の設施と、と、当該調査結果を表した事業を表した。と、当該調査結果を表した。と、当該調査結果を表別を表して、具体的なすると、また、当該調査結果が見られるようには、このでは、と、し、自事において、ようには、と、し、自事において、ようには、と、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は | 希望者全員を対象とする総統<br>雇用制度の導入、「70歳程で保<br>居用制度の実現、「0規模作品<br>65歳等の重点雇用を<br>163にないの重点を<br>指置の完全実施等の重点雇用支<br>とするため、び70事本に活力である。<br>でイザーがあい。<br>では、200 | <ul> <li>○希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入、「70歳まで働ける企業」の実現、小規模企業における65歳までの雇用確保措置の完全実施等の重点課題に資するため、高年齢者雇用アドバイザー等と公共職業安定所職員との同行訪問や企業診断システム等を活用した課題への具体的提案等、計画的かつきめ細かい相談・援助を実施した。</li> <li>○高年齢者雇用アドバイザー等による相談・援助の実施件数は、以下のとおり年々増加し、毎年度中期計画の目標を上回った。</li> <li>平成20年度 32,456件平成21年度 32,893件平成22年度 33,702件平成23年度 35,929件平成24年度 41,747件</li> <li>○相談・援助を実施した事業主等に対する追跡調査において、具体的な課題改善効果があった旨の評価が得られた割合は以下のとおりであり、毎年度中期計画の目標を上回る評価を得た。</li> </ul> |            |            |           |            |            |            |
|  |  | 平成20年度 86.9%<br>平成21年度 83.0%<br>平成22年度 82.3%<br>平成23年度 78.8%<br>平成24年度 80.0%   |            |            |           |            |            |            |

高年齢者雇用アドバイザーに よる相談・援助は、65歳まで の高年齢者雇用確保措置の未実 施企業、とりわけ小規模な企業 に対する高年齢者雇用確保措置 の実施・定着を図るための相談 援助、希望者全員を対象とす る制度を導入するための相談・ 援助及び継続雇用制度の対象者 を就業規則等により定めること ができる経過措置期間の終了後 において、労使協定による適切 な基準を定めるための相談・援 助に重点を置いて実施する。

○高年齢者雇用確保措置の未実施企業、特に実施が遅れている小規模企業に おける同確保措置の実施・定着が確実なものとなるよう、公共職業安定所 が行う集団指導等ともタイアップして高年齢者雇用アドバイザーの相談 ・助言を実施するなど公共職業安定所との連携を図りながら、計画的 な相談・援助を実施した。

70歳雇用支援アドバイザー による相談・援助は、「「70歳 まで働ける企業」の実現に向け た提言」を踏まえ、65歳まで の高年齢者雇用確保措置の実施 企業を中心に、65歳を超える 定年延長等の企業の自主的な取 組を支援する。

○70歳雇用の検討の意向を示すなど制度導入が見込まれる企業を重点に個別 訪問し、70歳雇用のメリット面を説明するなどして、企業それぞれの雇用 管理上の課題や阻害要因に応じた効果的な相談・援助を行った。

は、相談・援助によって明らか になった高年齢者の継続雇用に 当たっての条件整備に関する具 体的な解決案を提案するなど企 画立案サービスを積極的に実施 する。

高年齢者雇用アドバイザー等│○高年齢者雇用アドバイザー等は、企業からの要請に基づき、継続雇用制度の導 入にとどまらず、従業員向け説明資料の作成など導入後の円滑な制度運用に向け たサポートを行う等具体的な改善案を提案する企画立案サービスを実施した。

高年齢者雇用アドバイザー等 によるサービスの一層の質の向 上を図るため、相談・援助等の 好事例の提供、事例検討会、実 務研修等を実施する。

○高年齢者雇用アドバイザーに対しては、一層の質の向上を図るため、ブロ ック別経験交流会における事例発表・意見交換、企業診断システムの効果 的活用のための実務研修、企画立案のスキルアップを図るための研修及び 70歳雇用アドバイザー認定講習等を実施した。

#### ② 実践的手法の開発・提供

的な取組を支援すること。

高年齢者等の安定した雇用の確 保の促進を図るため、賃金、人事 処遇制度等高年齢者等の雇用を進 めていく上での課題解決に資する 実践的手法を開発し、また、事業 主等と共同研究を行うことによ り、これらの成果について高年齢 者雇用アドバイザー等が行う相談 援助への活用を図るとともに、 開発成果を事業主の利用しやすい 等の自主的な取組を支援する。 報告書、マニュアル等の成果物と して事業主等に提供し、その自主

#### イ 実践的手法の開発・提供

用に係る問題の解決、雇用管理 の改善等に資するため、事業主 のニーズに配慮しつつ、高年齢 者等の雇用に関する必要な実践 的手法を開発し、高年齢者雇用 アドバイザー等が行う相談・援 助への活用を図るとともに、開 発成果をホームページ等を通じ て提供することにより、事業主

#### ① 事業主支援手法等の開発

な実施に資するため、事業主 支援手法等を開発する。

#### イ 実践的手法の開発・提供

- 企業における高年齢者等の雇 希望者全員を対象とする雇用確保措置の導入及び65歳を超えても社会の支 え手として活躍できる社会の実現に向けて、高齢者が意欲と能力を十分発 揮できる雇用環境の構築を図るための事業主ニーズ及び就業現場の実情を 踏まえた実践的手法を開発するための調査研究、企業との共同研究、産業 別高齢者雇用推進事業等を実施した。
  - ○開発成果は、高年齢者雇用アドバイザー等が行う相談・援助活動への活用 を図るとともに、報告書の作成配布、ホームページへの掲載等を通じて事 業所への情報提供を行った。

#### 事業主支援手法等の開発

- 高年齢者雇用アドバイザー○事業主支援手法等の主な開発状況は以下のとおり。
- 等による相談・援助の効果的
  ●・企業における高齢者の雇用継続制度の実態と従業員の就業意識に関する実 熊調香 (平成20年度)
  - ・「70歳まで働ける企業」基盤作り推進のための調査研究(平成22年度~平

成23年度)

- ・高業績・活動的高齢者の職業経歴と活動状況に関する調査研究(平成20年 度~平成21年度)
- ・高齢期の能力とその活用に関する調査研究(平成22年度~平成23年度) ・70歳雇用に向けた人事管理に関する企業向けパンフレットの作成~平成21 ~23年度の調査研究報告書より~
- ・65歳超高齢者の職場管理の実態と今後のあり方に関する調査研究(平 成23年度~平成24年度) 他11件
- 業の事例の収集・提供

② 共同研究の実施及び先進企 ② 共同研究の実施及び先進企業の事例の収集・提供

めの条件整備に必要な調査研 究を事業主等と共同で実施す る。また、高年齢者等の意欲、 能力を活用した多様な就業形 態の開発等を支援するととも に、高年齢者等の雇用を推進 している先進企業の事例の収 集・提供を行う。

高年齢者等の雇用確保のた│○高年齢者等の能力の有効活用等に必要な調査研究を行う事業主等と共同し て研究を行った。主なテーマは以下のとおり。

(平成20年度)

·職務再設計 他10件

(平成21年度)

・ライフスタイルに対応した新職務形態による高齢者の積極的雇用 他10件

(平成22年度)

・作業負荷の低減と職域の拡大 他9件

(平成23年度)

・多様な働き方に対応した人事・賃金制度の構築 他9件

(平成24年度)

- ・運送業における高齢化に配慮した能力要件適正評価システムの構 築 他4件
- ○高年齢者等についてワークシェアリングの導入により、就業機会の確保・拡大の 取組を行っている企業事例を収集するとともに、導入の検討・試行を行う企業に 対し専門家の参画を含む支援を行った。
- ○高齢者がいきいきと働くことができる雇用環境を実現するために創意工夫した事 例及び70歳まで働ける場を確保している先進事例の募集を行うとともに、他の企 業の参考となる事例を表彰した。これらの事例についてはパンフレット及び定期 刊行誌エルダーで紹介したほか、ホームページ上の高年齢者雇用開発コンテスト 企業事例情報提供システムに掲載した。
- ○70歳までいきいきと働くことができる企業の先進事例を全国から収集し、 先進的な70歳雇用への取組を行っている約100事例を選定して、「70歳いき いき企業100選」を作成した。
- ③ 産業別ガイドライン策定支援 ③ 産業別ガイドライン策定支援

業団体代表者等から構成する 産業別高年齢者雇用推進委員 会を開催し、高年齢者等の雇 用促進のために解決すべき課 題等について検討を行い、そ の結果に基づき高年齢者等の 雇用をより一層促進するため に必要なガイドラインを自主 的に策定することを支援す る。

産業団体が学識経験者、産Ⅰ○産業団体に対して、産業別高齢者雇用推進ガイドラインの策定に係る効果 的な取組を促すため、ガイドラインの策定や高齢者雇用推進委員会の設置、 団体が実施するアンケート、ヒアリング等に関する必要な助言、援助を行 った。

> 平成20年度 印刷業、広報PR業 他14団体 平成21年度 警備業、豆腐油揚製造業 他13団体 平成22年度 水產煉製品製造業、葬儀業 他8団体 平成23年度 学習塾業、内装工事業 他8団体 平成24年度 自動車車体製造業、造園工事業 他8団体

④ 開発成果の普及・活用の促進 ④ 開発成果の普及・活用の促進

上記①から③までによる実 践的手法の開発により得られ た成果については、冊子等を 作成し、事業主等に配布する ほか、常に情報の抽出・整理 ができるようデータベースを 構築し、当該開発成果に係る 情報を蓄積・管理した上で、 事業主等が有効に活用できる ようホームページで公開す

- ○調査研究等の成果については、報告書やパンフレット等を作成し、高年齢者雇用 アドバイザー等が事業主等に対する相談・援助に活用するほか、国内外の企業団 体等からの研究成果及び高齢者雇用に関する情報提供の依頼に対して、十分な対 応を行った。
- ○共同研究年報を作成し、地方業務部門、経営者団体及び研究機関等に配布 し、併せてホームページ上に公開するとともに、共同研究における改善事 例を「職場改善支援システム」のページに追加した。(平成24年度末現在 登録840件)
- ○産業別ガイドラインを策定した団体については、冊子にとりまとめ普及啓 発セミナー等を通じて会員企業に配布し、業界内の高齢者の雇用の促進に 活用するとともに、ホームページ上に産業別ガイドラインを登録し公開し た。(平成24年度末現在 登録延べ60件)

#### ウ 啓発広報活動等の実施 ウ 啓発広報活動等の実施

希望者全員を対象とする継続 ○高年齢者雇用支援月間における啓発広報を効果的・効率的に行うため、高年齢者 雇用開発コンテスト表彰式と併せて記念講演、事例発表、トークセッションを開 催し、高齢者がいきいきと働ける職場の実現に向けた今後の取組を来場者ととも に考える行事として実施した。

#### ③ 啓発広報活動等の実施

高年齢者等の雇用問題に関する 情報の効率的な活用と国民の理解 の促進を図るため、高年齢者雇用 確保措置及び高年齢者等の雇用に 関する情報及び資料の収集を計画 的かつ効果的に実施するととも に、事業主等に対する情報の提供 については、高齢者雇用を支援す る月間を設け、各種行事の開催、 刊行誌の発行、ホームページへの 掲載、マスメディア等の活用によ り啓発広報活動を効果的かつ積極 的に展開すること。

ける企業」の実現、65歳まで の高年齢者雇用確保措置の完全 実施など、意欲と能力がある限 り年齢に関わりなく働き続ける ことができる社会の実現に向け、 事業主をはじめ社会全体の意識 を醸成するため、高齢者雇用を 支援する月間を設け、企業等が 高齢者等にとって働きやすい雇 用環境にするために創意工夫を 行った改善の事例の発表等を内 容とする行事を開催する。

雇用制度の導入、「70歳まで働

高齢化対策、高年齢者等の雇 用問題について、その具体的対応事例等を掲載した定期刊行誌 を毎月発行する。また、ホーム ページを活用した情報提供、新 聞・テレビといったマスメディ ア等の活用等による啓発広報活 動を実施する。

(3) 労働者に対して、その高齢期にお (3) 労働者に対して、その高齢期に おける職業生活の設計を行うこと を容易にするために必要な助言又 は指導を行うことに関する事項

> 高年齢者雇用確保措置の実施状 況や団塊の世代が60歳に到達し さらに平成24年には65歳に到 達しはじめることを踏まえ、65 歳以降を視野に入れた職業生活設 計に重点を移し、労働者が早い段 階から自らの希望と能力に応じた 多様な働き方を選択し、実現でき るようにするため、職業安定機関 等と密接な連携を図りながら、高 齢期における職業生活の設計のた めの助言、援助を行う。

- ○高齢化対策、高年齢者等の雇用問題について、その具体的対応事例等を掲 載した定期刊行誌「エルダー」を毎月発行するとともに、ホームページで も誌面を公開した。
- ○高齢者雇用に関する実践的手法の開発・共同研究の成果、収集している先進的な 企業事例等についてマスコミへ積極的な情報提供等を行い、その内容が報道され ることによって広く社会一般の高齢者雇用についての理解を促進した。
- (3) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易 にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項
- ○高年齢者雇用アドバイザー等が企業に対して相談・援助を行う過程で把握 したニーズに応じ、当該企業の中高年従業員等を対象に、早い段階から自 らのキャリア設計を含めた職業生活の設計を行い、65歳以降まで多様な働 き方を選択し、自らの希望と能力に応じて働くことができるようにするた め、退職後の年金、雇用保険やセカンドライフの生活設計と働き方などに ついて相談会(セミナー及び個別相談会)を実施した。

を選択し、実現できるようにするた め、職業安定機関等と密接な連携を 図りながら、高齢期における職業生 活の設計のための助言、援助を行う こと。

ける職業生活の設計を行うことを容

易にするために必要な助言又は指導

高年齢者雇用確保措置の実施状況

や団塊の世代が60歳に到達し、さ

らに平成24年には65歳に到達し

はじめることを踏まえ、65歳以降

を視野に入れた職業生活設計に重点 を移し、労働者が早い段階から自ら

の希望と能力に応じた多様な働き方

を行うことに関する事項

|(4)||65歳までの雇用確保措置の導入||(4)||65歳までの雇用確保措置の導||(4)||65歳までの雇用確保措置の導入・定着のための小規模企業に重点をおい

・定着のための小規模企業に重点を おいた支援を行うことに関する事項

小規模な企業において雇用確保措置の導入・定着が遅れている状況を踏まえ、支援対象を小規模な企業に重点化し、小規模企業の特性を踏まえた、より効果的かつ効率的な事業手法を検討し、その結果に基づき効果的かつ効率的な業務運営を図ること。

(5) 高年齢者雇用支援業務の政策転換 を見据えた見直しに関する事項

機構による高年齢者雇用支援業務 は、65歳までの雇用確保に係る相 談援助等の対象企業の重点化・縮小 や、新たな課題として65歳以上の 雇用確保に係る業務が見込まれる-方、社会経済情勢や法施行の状況等 の関連諸施策の動向に影響を受ける ことなどを勘案し、平成25年度以 降の高年齢者雇用支援業務の実施体 制・実施方法については、引き続き 現行の枠組みで実施することが合理 的かつ効果的・効率的かについて、 第2期中期目標期間終了時までに検 討し、結論を得ることとしているの で、厚生労働省の検討に資するよう に必要な連携を図ること。

入・定着のための小規模企業に重 点をおいた支援を行うことに関す る事項

小規模な企業において雇用確保 措置の導入・定着が遅れている状 況を踏まえ、支援対象を小規模な 企業に重点化し、小規模企業の特 性を踏まえた、より効果的かつ効 率的な事業手法を検討し、その結 果に基づき効果的かつ効率的な運 営を図る。

(5) 高年齢者雇用支援業務の政策転換を見据えた見直しに関する事項

機構による高年齢者雇用支援業 務は、65歳までの雇用確保措置 に係る相談援助等の対象企業の重 点化・縮小や、新たな課題として 65歳以上の雇用確保に係る業務 が見込まれる一方、社会経済情勢 や法施行の状況等の関連諸施策の 動向に影響を受けることなどを勘 案し、平成25年度以降の高年齢 者雇用支援業務の実施体制・実施 方法については、引き続き現行の 枠組みで実施することが合理的か つ効果的・効率的かについて、第 2期中期目標期間終了時までに検 討し、結論を得ることとしている ので、厚生労働省の検討に資する ように必要な連携を図る。

た支援を行うことに関する事項

- ○高年齢者雇用アドバイザーの相談・援助は、高年齢者雇用確保措置の未実施企業、小規模企業における同確保措置の導入・定着が確実なものとなるよう取り組んだ。
- ○職業安定機関が重点的に行う小規模企業に対する集団指導・個別指導に同行し、継続雇用に関する具体的事例の説明等を行った。
- ○小規模企業が会員企業となっている業種別団体等を訪問し、同団体等を通じて傘下企業に対する各種支援の情報提供を行った。
- (5) 高年齢者雇用支援業務の政策転換 (5) 高年齢者雇用支援業務の政策転 (5) 高年齢者雇用支援業務の政策転換を見据えた見直しに関する事項
  - ○「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正及び新たな「高年齢者等職業安定対策基本方針」の策定等を受け、「年齢にかかわりなく働ける企業の普及促進に向けた支援の強化」及び「生涯現役社会の実現に向けた機運の醸成」に取り組むこと等について、厚生労働省と機構において検討を行い、必要な連携を図った。また、これらの検討結果等を踏まえ、改正高齢法等への対応のため必要となる業務実施方法等を変更するため、平成25年4月施行として、業務実施要領等を新規制定するなど、所要の整備を行うとともに、高年齢者雇用アドバイザー及び70歳雇用支援アドバイザーの研修体系の見直しに係る検討を行った。

高齢・障害・求職者雇用支援機構評価シート(5)

| 中期目標  | 中期計画  | 評価期間(平成20年度~24年度)の実績報告  |           | 中期目標       |            |            |            |            |
|---|---|---|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
|   |   |   | H 2 0     | H 2 1      | H 2 2      | H 2 3      | H 2 4      | 期間の評価      |
| 第3 国民に対して提供するサービス<br>その他の業務の質の向上に関する事項<br>通則法第29条第2項第3号の国<br>民に対して提供するサービスその他<br>の業務の質の向上に関する事項は、<br>次のとおりとする。  |   | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標<br>を達成するためとるべき措置   | S<br>4.66 | A<br>4. 37 | S<br>5. 00 | S<br>5. 00 | S<br>4. 57 | S<br>4. 72 |
| 2 障害者に係る雇用関係業務に関す<br>る事項  | 3 障害者に係る雇用関係業務に関<br>する事項  | 3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項  |           |            |            |            |            |            |
| (1) 障害者職業センターの設置運営業<br>務の実施に関する事項   | (1) 障害者職業センターの設置運営<br>業務の実施に関する事項   | (1) 障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項   |           |            |            |            |            |            |
| 障害者職業センターについては、<br>でリアデーション権類を終年の<br>を対していてとしていてという。<br>を対していては、<br>を対していては、<br>を対していては、<br>を対していては、<br>を対しているでは、<br>を対しているでは、<br>を対しているでは、<br>を対している。<br>を対しているでは、<br>を対しているでは、<br>を対しているでは、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対して、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対しているで、<br>を対して、<br>を対しているで、<br>を対して、<br>を対して、<br>を対して、<br>を対して、<br>を対して、<br>を対して、<br>を対して、<br>を対して、<br>を対して、<br>を対して、<br>を対して、<br>を対して、<br>を対して、<br>を対して、<br>をが、<br>をが、<br>をは、、<br>をが、<br>をは、、<br>をが、<br>をは、<br>をが、<br>をは、<br>をが、<br>をは、<br>をが、<br>をは、<br>をが、<br>をが、<br>をが、<br>をが、<br>をが、<br>をが、<br>をが、<br>をが | 障害者職業センターにおける<br>業別のでは、<br>では、<br>では、<br>では、<br>では、<br>では、<br>では、<br>では、                          |   |           |            |            |            |            |            |
| ① 職業リハビリテーションの総合<br>的・効果的な実施  | ア 職業リハビリテーションの総<br>合的・効果的な実施  | ア 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施  |           |            |            |            |            |            |
| ア 障害者の個々の特性に応じた<br>専門的支援の実施   | ① 障害者の個々の特性に応じ<br>た専門的支援の実施   | ① 障害者の個々の特性に応じた専門的支援の実施   |           |            |            |            |            |            |
| ・ 地域センターについては、サ<br>ービスを希望する者の就労支<br>援ニーズをできる限り的確に<br>把握し、第2期中期目標期間<br>中に延べ125,000人以<br>上の障害者に対し、より就職  | 地域センターにおいては、<br>発達障害者等に対する専門的<br>支援を始め、地域における就<br>労支援機関の整備状況等を踏<br>まえ、どの地域においても適<br>切な職業リハビリテーション | ○障害者の就労支援ニーズの高まりを踏まえ、公共職業安定所、地域の就労<br>支援機関等との連携を通じて、どの地域においても適切な職業リハビリテ<br>ーションを均等・公平に受けられるようにした上で、地域センターの専門<br>的支援を必要とする障害者を積極的に受け入れ、平成24年度末現在で延べ<br>148,415人の障害者に対して職業リハビリテーションサービスを実施した。<br>対象者数は、以下のとおり年々増加し、中期目標期間中の目標を上回った。 |           |            |            |            |            |            |

・職場定着に結びつく効果的な職業リハビリテーションサービスを実施すること。

各地域における就労支援機関の状況を踏まえ、どの地域においても、適切な職業・少平に受けられるようにした上で、就職等の困難性の高い障害者、難病者等)に対すること。

なお、メンタルヘルス分野における医療機関との連携による精神障害者に対するリともに、ニート等の自立支援機関や教育機関との連携によるする関や教育機関との連携によがする支援の充実に努めること。

・ 障害者の就労の可能性を高めるため、地域センターにおける職業準備訓練、第2割中期中期において75%的う次の段階(職業紹介、ジョーの対象者で、職業紹介、ジョーの対象者で、職業紹介、ジョーの大変をして、いるのでは、職業のでは、できるように移行できるようになり、に移行できるようになった。

また、経済・雇用失業情勢を踏まえつつ、職業紹介等の 業務を担当する職業安定機関 との緊密な連携を図りいて以 期中期目標期間中においてる がですることに資するため、 その内容の充実を図ること。

なお、OA講習は、地域センターの専門的支援への重点 化、民間機関における訓練機会の拡大及び障害者委託訓練 の拡大状況も踏まえ、廃止すること。 サービスを均等・公平に受け られるようにした上で、他の 機関では支援が困難な障害者 に対する職業リハビリテーシ ョンサービスを重点的に実施 することとし、第2期中期目 標期間中に延べ125,00 0人以上の障害者に対し、効 果的な職業リハビリテーショ ンサービスを実施する。なお、 メンタルヘルス分野等におけ る医療機関との連携による精 神障害者に対する復職(リワ ーク)・再就職支援を行う。 ともに、ニート等の自立支援 機関や教育機関との連携によ る、発達障害を有する若者に 対する支援の充実を図る。

・ 的確な職業評価とインフォームドコンセント (説明と同意)に基づいて、個々の障害者の特性に応じた職業リハビリテーション計画を策定することとし、第2期中期目標期間中に当該計画を延べる。000件以上策定する。

個々の障害者の特性を踏ま え作成した指導カリキュラム に基づき、職業準備訓練及び 職業講習を的確かつ効果的に 実施することにより、障害者 の就労の可能性を高め、第2 期中期目標期間中に75%以 上の対象者が就職等に向かう 次の段階(職業紹介、ジョブ コーチ支援事業、職業訓練、 職場実習等)へ移行できるよ うにするとともに、職業紹介 等の業務を担当する職業安定 機関との緊密な連携を図り その修了者の就職率が50% 以上となることに資するた め、その内容の充実を図る。 なお、OA講習は、地域セン ターの専門的支援への重点 化、民間機関における訓練機 会の拡大及び障害者委託訓練 の拡大状況も踏まえ、廃止す

平成20年度 27,435人 平成21年度 28,428人 平成22年度 29,864人 平成23年度 30,857人 平成24年度 31,831人

○支援の各段階において支援の状況、本人の意思等を踏まえて、職業リハビリテーション計画をきめ細かに策定し、支援を実施することを徹底した。計画策定数は、平成24年度末現在で延べ112,487件となり、中期目標期間中の目標を大幅に上回った。

平成20年度 19,421件 平成21年度 21,787件 平成22年度 23,045件 平成23年度 23,574件 平成24年度 24,660件

- ○職業準備訓練と職業講習を組み合わせ、地域センター内での作業支援、職業準備講習カリキュラム又は精神障害者自立支援カリキュラムの方式により、「職業準備支援」を実施した。
- ○他の地域の関係機関では支援が困難な障害者に対し、個々の障害者の支援 ニーズに対応した個別指導方式での支援を推進した。
- ○発達障害者等の利用者の増加に対応して、以下のとおり支援を行った。
- ・作業支援プログラムのカリキュラムとして、他者とのコミュニケーションを要する集団作業を実施するとともに、職業準備講習カリキュラムに、発達障害者向け対人技能講習や問題解決技能講習を追加した。
- さらに、14か所の地域センターにおいて、総合センター職業センターで開発した「ワークシステム・サポートプログラム」に加え、「求職活動支援」と「関係機関との発達障害者就労支援ネットワークの構築」に係る支援ノウハウを組み合わせた「発達障害者に対する体系的支援プログラム」を本格実施した。
- ・うつ病等の気分障害のある利用者が増加する中、利用者の要望を受けリワーク支援で行っているストレス対処等に関する講習を地域センターにおける精神障害者自立支援カリキュラムに追加した。

○職業準備支援等修了者の就職等に向かう次の段階への移行率は、以下のとおり年々向上し、毎年度中期計画の目標を大きく上回った。

平成20年度 80.1% 平成21年度 83.6% 平成22年度 88.1% 平成23年度 88.5% 平成24年度 88.0% ○職業準備支援等修了者の就職率は、以下のとおり年々向上し、毎年度中期 計画の目標を大きく上回った。 平成20年度 52.2% 平成21年度 56.7% 平成22年度 67.5% 平成23年度 68.1% 平成24年度 68.1% ○○A講習については、民間機関の○A機器操作技能習得のための訓練実施 状況等についての調査の実施により、当機構のOA講習を廃止しても障害 者のOA機器操作技能習得について全地域で必要かつ十分な訓練機会が確 保されていることが明らかになったことから、中期計画に則り平成20年度 末に廃止した。 ジョブコーチ支援事業につい ・職場適応援助者(ジョブコ ○福祉から雇用への流れを踏まえ、地域センターの職場適応援助者(ジョブ ては、社会福祉法人等に配置 ーチ) による障害者、事業主 コーチ支援) については他の機関では支援が困難な障害者に対する支援を 等への支援については、社会 重点的に実施することとし、知的障害者等について他の地域の関係機関で されるジョブコーチの活動領 福祉法人等に配置されるジョ も支援が可能なケースは、地域センターと福祉施設等のジョブコーチの協同支援やジョブコーチ支援事業推進協議会を通じた支援方法に係る専門的 域の拡大を図ること等を踏ま え、第2期中期目標期間中に ブコーチの活動領域の拡大を おいて10,500人以上の 障害者を対象に支援を実施し、 図ること等を踏まえ、第2期 援助により、福祉施設等のジョブコーチのみによる支援の拡充を図った。 中期目標期間中に10,50 80%以上の定着率を達成す 0人以上の障害者を対象に的 ○ジョブコーチによる支援対象者については、以下のとおり年々増加し、平 確に実施し、支援終了者の職 成24年度末現在で延べ16,465人となり、中期目標期間中の目標を大幅に上 ること。 場への定着率が80%以上と 回った。 なるようにする。 平成20年度 3,064人 平成21年度 3,087人 平成22年度 3,302人 平成23年度 3,342人 平成24年度 3,670人 ○ジョブコーチ支援終了後6か月経過時点での定着率は、以下のとおりであ り、毎年度中期計画の目標を上回った。 平成20年度 84.5% 平成21年度 84.8% 平成22年度 87.6% 平成23年度 87.4% 平成24年度 86.7% 精神障害者の新規雇入れ、復 精神障害者の新規雇入れ、 ○精神障害者総合雇用支援ネットワークを構築・整備するためには、医療機 職及び雇用継続を促進するた 復職及び雇用継続を促進する 関、事業所との連携が不可欠であり、精神障害者雇用支援連絡協議会、他 の関係機関が開催する連絡会議等の場を活用した周知活動を通じて、関係 め、地域における支援ネット ため、地域における精神障害 ワークを構築して、主治医等 者雇用支援ネットワークを構 機関への積極的働きかけを実施した。 関係者との密接な連携を図り、 築・整備しつつ、主治医、事

障害者に対する職業指導及び 作業支援、事業主に対する雇 用管理の助言・援助等を総合 的に実施すること。

また、最近におけるうつ病 等の精神障害による休職者の 大幅な増加や休職と復職を繰 り返す、休職期間が長期化す るといった復職支援の困難な 事案の割合の高まりに対応す るため、総合センターが中心 となって開発した最新の支援 技法を導入した個別実践型リ ワークプログラムにより、多 様な精神障害者を対象に個別 状況に応じたより効果的な復 職支援を行うこと。

これらにより、第2期中期 目標期間中において、精神障 害者9、000人以上を対象 に専門的な支援を行い、復職 支援及び雇用継続支援終了者 の75%以上が復職又は雇用 継続できるようにすること。

な連携を図り、障害者に対す る職業指導及び作業支援、事 業主に対する雇用管理の助言 ・援助等を総合的に行う精神 障害者総合雇用支援を実施す

また、最近におけるうつ病 等の精神障害による休職者の 大幅な増加や休職と復職を繰 り返す、休職期間が長期化す るといった復職支援の困難な 事案の割合の高まりに対応す るため、総合センターが中心 となって開発した最新の支援 技法を導入した個別実践型リ ワークプログラムにより、多 様な精神障害者を対象に復帰 後の環境への適応にも重点を 置きつつ個別状況に応じたよ り効果的な復職支援を行う。

目標期間中に精神障害者9. 000人以上を対象に積極的 かつ効果的に実施し、復職支 援及び雇用継続支援終了者の 復職・雇用継続率が75%以 上となるようにする。

ーチによる支援又は精神障害 者総合雇用支援を受けた障害 者に対してアンケート調査を 実施し、有効回答のうち80 %以上の障害者から効果があ った旨の評価を得られるよう にする。

広域センターについては、全 下「広域センター」という。) については、全国の広範な地 域から職業的重度障害者を受 国の広範な地域から職業的重 度障害者を受け入れるという 本来の役割を十分に果たすよ う、地域センターと連携して け入れるという本来の役割を

業主、家族等関係者との緊密□○精神障害者雇用支援連絡協議会において、連携に係る関係機関の役割分担 等について協議を行う等によりネットワークの充実・強化を図った。

> ○休職と復職を繰り返す、休職期間が長期化するといった困難事案の割合の 高まりに対応し、個々の対象者の状況に応じて復帰が後の新たな職務や環境 に対する対応力の向上に関する支援やキャリアプランの再構築に関する支 援を加えた、個別実践型リワークプログラムを全国の地域センターで実施

○精神障害者総合雇用支援の対象者数については、以下のとおり年々増加し 平成24年度末現在で延べ11,612人となり、中期目標期間中の目標を大幅 に上回った。

平成20年度 1,467人 平成21年度 2,023人 平成22年度 2,459人 平成23年度 2.666人 平成24年度 2,997人

これらにより、第2期中期|○復職支援及び雇用継続支援終了者の復職・雇用継続率は、以下のとおりで あり、毎年度中期計画の目標を上回った。

> 平成20年度 80.2% 平成21年度 80.8% 平成22年度 82.0% 平成23年度 84.0% 平成24年度 83.3%

・ 地域センターからジョブコ ○ジョブコーチ支援終了者に対するアンケート調査において、効果があった 旨の評価が得られた割合は、以下のとおりであり、毎年度中期計画の目標 を大きく上回る高い評価を得た。

> 平成20年度 92.7% 平成21年度 91.4% 平成22年度 94.0% 平成23年度 90.3% 平成24年度 93.2%

○精神障害者総合雇用支援終了者に対するアンケート調査において、効果が あった旨の評価が得られた割合は、以下のとおりであり、毎年度中期計画 の目標を大きく上回る高い評価を得た。

平成20年度 96.3% 平成21年度 96.7% 平成22年度 99.1% 平成23年度 97.8% 平成24年度 96.1%

・ 広域障害者職業センター(以 ※評価シート8に別記

対象者の把握・支援を行う等 運営の改善を図ること。

イ 障害者の雇用管理に関する専 門的な支援の実施

地域センターにおいて、職 業リハビリテーション専門機 関の立場から、事業主に対す る雇用管理に関する助言その 他の援助を事業主のニーズに 応じて的確に実施し、障害者 の就職又は職場適応を促進す ること。

十分に果たすよう、職業安定 機関及び地域センターと連携 して対象者の把握・支援等を 行う。

専門的な支援の実施

害者の雇用管理に関する事項 について、職業リハビリテー ション専門機関の立場から、 事業主に対する的確な支援を 実施し、障害者の就職又は職 場適応を促進する。実施に当 たっては、必要に応じ医療、 社会教育、社会福祉、工学等 の専門家と連携して、事業主 等に対する的確かつ効果的な 支援が行われるようにする。

的確な支援を実施するた め、事業主のニーズに応じた 事業主支援計画に基づく支援 を積極的に実施することと し、第2期中期目標期間中に 事業主支援計画を延べ27, 500件以上策定する。また、 当該計画に基づく支援を受け た事業主に対して追跡調査を 実施し、有効回答のうち70 %以上の事業主において具体 的な課題改善効果が見られる ようにする。

- ② 障害者の雇用管理に関する ② 障害者の雇用管理に関する専門的な支援の実施
  - 地域センターにおいて、障 ○障害者雇用のノウハウが不足している企業への職業安定機関との同行訪問 など、職業安定機関が行う雇用率達成指導への協力、事業主のニーズに応 じたジョブコーチ支援の積極的な実施、事業主支援ワークショップの実施 事業主支援計画に基づく体系的支援の実施など、障害者の雇用管理に関す る事項について事業主への相談・援助に積極的に取り組んだ。
    - ○企業同士がグループワーク方式により障害者雇用管理上の課題を発見し、 その解決の糸口をつかむための事業主支援ワークショップを障害者雇用率 未達成企業を重点として実施し、障害者雇用率達成に向けた取組を始める きっかけとなるよう先行企業の事例発表やそれを踏まえた意見交換等を行 った。
    - ○事業主の個々のニーズ等を把握し、企業の実情を踏まえた専門的な支援を 実施するために具体的な事業主支援計画の策定に努めた。計画策定数は、 以下のとおり年々増加し、平成24年度末現在で延べ50,718件となり、中期 目標期間中の目標を大幅に上回った。

平成20年度 7,120件 平成21年度 9,516件 平成22年度 10,781件 平成23年度 11.142件 平成24年度 12.159件

○事業主支援計画に基づく支援を受けた事業主に対する追跡調査において、 課題改善効果が見られた旨の評価が得られた割合は、以下のとおりであり、 毎年度中期計画の目標を大きく上回る高い評価を得た。

平成20年度 90.2% 平成21年度 91.5% 平成22年度 92.1% 平成23年度 92.2% 平成24年度 90.2%

○平成23年度からの障害者雇用納付金関係業務の機構による直接実施に伴 い、質の高い事業主支援を実施し、障害者の就職又は職場適応を促進する ため、地方業務部門との定期的な連絡会議、相互の業務に関する職員研修、 事業主からの照会・相談等に係る連絡票等を用いた迅速な取次ぎ、事業所 への同行訪問等を実施するとともに、地域センターが行う事業主支援ワー クショップにおいて、地方業務部門による障害者雇用納付金制度に基づく 各種助成金の説明を行う等により、障害者雇用納付金関係業務との協力・ 連携の強化を図った。

高齢・障害・求職者雇用支援機構評価シート(6)

| 中期目標   | 中期計画  | 評価期間(平成20年度~24年度)の実績報告  |           | 中期目標       |            |            |            |            |
|--|---|---|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 中州日保   | 十 <i>州</i> 司四   | 計劃朔則(十成20千度・224千度)の美額報日   | H 2 0     | H 2 1      | H 2 2      | H 2 3      | H 2 4      | 期間の評価      |
| 第3 国民に対して提供するサービス<br>その他の業務の質の向上に関する事項<br>通則法第29条第2項第3号の国<br>民に対して提供するサービスその他<br>の業務の質の向上に関する事項は、<br>次のとおりとする。   |   | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標<br>を達成するためとるべき措置   | A<br>3.77 | A<br>3. 75 | A<br>4. 00 | A<br>4. 00 | A<br>4. 00 | A<br>3. 90 |
| 2 障害者に係る雇用関係業務に関す<br>る事項   | 3 障害者に係る雇用関係業務に関<br>する事項  | 3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項  |           |            |            |            |            |            |
| <ol> <li>障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項</li> </ol>  | (1) 障害者職業センターの設置運営<br>業務の実施に関する事項   | (1) 障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項   |           |            |            |            |            |            |
| ① 職業リハビリテーションの総合<br>的・効果的な実施   | ア 職業リハビリテーションの総<br>合的・効果的な実施  | ア 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施  |           |            |            |            |            |            |
| ウ 地域の関係機関に対する職業<br>リハビリテーションに関する<br>助言・援助等の実施  | ③ 地域の関係機関に対する職<br>業リハビリテーションに関す<br>る助言・援助等の実施   | ③ 地域の関係機関に対する効果的な職業リハビリテーションに関する技術<br>的事項についての助言・援助の実施  |           |            |            |            |            |            |
| 各生活する。<br>を生活する。<br>を生活する。<br>を生活する。<br>を生活する。<br>を生活する。<br>を生活する。<br>を生活である。<br>を生活である。<br>を生活である。<br>を生活である。<br>を生活である。<br>を生活である。<br>をしている。<br>をしている。<br>をしている。<br>をしている。<br>をしている。<br>をしている。<br>をしている。<br>をしている。<br>をしている。<br>をしている。<br>をしている。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>をいる。<br>を、<br>を、<br>を、<br>を、<br>を、<br>を、<br>を、<br>を、<br>を、<br>を、 | ・生活支援センター、就労移<br>行支援事業者その他の関係<br>関がより効果かな職業の事よう。<br>リテーションとができるよう。<br>地域センターにおいする<br>これらの関係機関に対する関係機関に対する<br>まりいがり事項についてのとして、総合の援いを行うの共の他のをといるといる。<br>はりこれらの関係機関の場かを行りのといる。<br>に、総合しいの関係機関の最少の職会とのの関係機関の一段。<br>はりこの関係機関の一段。<br>はりこの関係機関の一段。 | く効果的な支援が行われるよう、次のとおり技術的事項についての助言・援助を実施した。 ・地域の関係機関が実施する個別の支援に係るケース相談、ケース会議等において、具体的な支援方法等についてのアドバイス ・地域の関係機関から要請された職業リハビリテーションサービスの見直しや、支援ツールの利用方法などの技術的事項についての提案、解説・地域の関係機関の職員とカウンセラーによる実際の協同支援の場面を通しての支援の実施方法等についての説明、解説(協同支援)・地域センターが行う職業準備支援等の支援場面を活用して地域の関係機関職員を実習生として受け入れての支援ノウハウの説明、解説(実習) ○地域センターにおける就労移行支援事業者の就労支援員等に対する職業リハビリテーションに関する実践的な知識・技術等の向上のための実務的研 |           |            |            |            |            |            |

|   |  |  | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 |
|---|--|--|-----------------------|
|   |  | 平成22年度 2 回 44人<br>平成23年度 2 回 42人<br>平成24年度 2 回 29人   |                       |
|   |  | ○地域の関係機関の職員等への職業リハビリテーションに関する実践的な知識・技術等の向上のためのマニュアル・教材を、就業支援基礎研修の受講者、就業支援基礎研修と全部又は一部が同様の研修を自ら実施する関係機関、当該研修を受講する職員及び支援方法に係る援助を受ける関係機関の職員に対して提供した。 |                       |
|   |  | <ul><li>○助言・援助等を受けた関係機関に対するアンケート調査において、有用であった旨の評価が得られた割合は、以下のとおりであり、毎年度中期計画の目標を大きく上回る高い評価を得た。</li></ul>  |                       |
|   |  | 平成21年度 97.8%<br>平成22年度 99.3%<br>平成23年度 97.7%<br>平成24年度 98.4%   |                       |
|   |  | ○マニュアル・教材の提供を受けた者又は研修受講者の所属長に対するアンケート調査において、有用であった旨の評価が得られた割合は、以下のとおりであり、毎年度中期計画の目標を大きく上回る高い評価を得た。   |                       |
|   |  | 平成21年度 90.8%<br>平成22年度 93.9%<br>平成23年度 95.0%<br>平成24年度 94.3%   |                       |
|   | また、地域センターに<br>おいて、障害関係機関を<br>接通認識を形成するショ<br>の職業リハビリテーショ          | ○地域の状況に応じた職業リハビリテーションネットワークの基盤整備、障害者に対する具体的な支援方策に関する共通認識の形成によるネットワークの円滑な活用を目的に、職業リハビリテーション推進フォーラムを以下のとおり開催した。                                    |                       |
|   | ン推進フォーラムを開催する。   | 実施回数 参加者数  |                       |
|   | , 20   | 平成20年度 60回 4,493人<br>平成21年度 54回 4,461人   |                       |
|   |  | 平成22年度 56回 3,820人<br>平成23年度 53回 4,058人   |                       |
|   |  | 平成24年度 52回 3,460人  |                       |
| エ 職業リハビリテーションの専<br>門的な人材の育成   | <ul><li>④ 職業リハビリテーションの<br/>専門的な人材の育成</li></ul>                   | ④ 職業リハビリテーションの専門的な人材の育成  |                       |
| 職業リハビリテーションの<br>発展及び円滑な推進に資する<br>ため、総合センターにおいて、<br>障害者職業カウンセラーの養<br>成及び研修を実施するととも | 門職である障害者職業カウン<br>セラーの養成及び研修を実施<br>するとともに、医療・福祉等<br>の分野の職員等を対象に、職 | ○障害者職業カウンセラーの養成及び研修を実施するとともに、医療・福祉等の分野の職員を対象にした職業リハビリテーションに関する専門的、技術的研修を職種別・課題別に実施し、職業リハビリテーション人材育成に努めた。   |                       |
| に、障害者就業・生活支援センターの職員や医療・福祉等の分野の支援担当者等を対象   | 業リハビリテーションに関す<br>る次の専門的、技術的研修を<br>職種別・課題別に実施する等                  | ○受講者アンケートを踏まえ、遠方から受講しやすいよう開始時間を変更するとともに、意見交換については、問題意識が拡散しないよう所属分野ごとにグループ分けするなどの工夫を行った。  |                       |
| に、職業リハビリテーション<br>に関する専門的・技術的研修<br>を実施し、職業リハビリテー                                   | により、職業リハビリテーシ  | ○各種研修の実施状況については以下のとおり。   |                       |

| I I I I I I I I I I I I I I I I I I I | 1                             | 1  |                  |  | 1 1 1 |       |
|---------------------------------------|-------------------------------|--|------------------|--|-------|-------|
| ション人材の育成を図ること。                        |                               |  |                  |  |       |       |
|                                       | 障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者を養成     | ・障害者就業・生活支援                              |                  |  |       |       |
|                                       | するための研修                       | 実施回数                                     | 受講者数             |  |       |       |
|                                       |                               | 平成20年度 9回<br>平成21年度 7回                   | 312人<br>250人     |  |       |       |
|                                       |                               | 平成22年度 7 回<br>平成23年度 7 回                 | 234人<br>265人     |  |       |       |
|                                       |                               | 平成24年度 7回                                | 248人             |  |       |       |
|                                       | 職場適応援助者(ジョブコ                  | ・職場適応援助者(ジョ)                             | ブコーチ)養成研修        | ·  |       |       |
|                                       | ーチ)を養成するための研修                 | 実施回数                                     | 受講者数             |  |       |       |
|                                       |                               | 平成20年度 7回                                | 154人             |  |       |       |
|                                       |                               | 平成21年度 7 回<br>平成22年度 7 回                 | 146人<br>131人     |  |       |       |
|                                       |                               | 平成23年度 7 回<br>平成24年度 7 回                 | 126人<br>151人     |  |       |       |
|                                       |                               | ∞ + m → ★ → ₩ → + ∞ ト                    |                  |  |       |       |
|                                       |                               | ・発達障害者就業支援セ                              |                  |  |       |       |
|                                       |                               | 実施回数                                     | 受講者数             |  |       |       |
|                                       |                               | 平成20年度 2 回<br>平成21年度 2 回                 | 200人<br>262人     |  |       |       |
|                                       |                               | 平成22年度 2 回<br>平成23年度 2 回                 | 306人<br>332人     |  |       |       |
|                                       |                               | 平成24年度 2回                                | 387人             |  |       |       |
|                                       | 医療・福祉等の分野における際という             | <ul><li>職業リハビリテーショ</li></ul>             | ン実践セミナーの         | 実施状況                                     |       |       |
|                                       | る職業リハビリテーション実<br>務者を養成するための研修 | 実施回数                                     | 受講者数             |  |       |       |
|                                       |                               | 平成20年度 2回<br>平成21年度 2回                   | 436人<br>452人     |  |       |       |
|                                       |                               | 平成21年度<br>平成22年度 2 回<br>平成23年度 2 回       | 416人<br>531人     |  |       |       |
|                                       |                               | 平成23年度 2回 平成24年度 2回                      | 456人             |  |       |       |
|                                       |                               | ○研修受講者に対する研修                             | 客直後及び終了6:        | か月後のアンケート調査におい                           |       |       |
|                                       |                               | て、有用であった又は実                              | 務に役立っている         | を 日本 |       |       |
|                                       |                               | 研修直後                                     | 6か月後             | X = 11 / V                               |       |       |
|                                       |                               | 平成20年度 97.8%                             | 93.8%            |  |       |       |
|                                       |                               | 平成21年度 98.4%<br>平成22年度 98.3%             | 91. 1%<br>90. 3% |  |       |       |
|                                       |                               | 平成23年度 98.3%<br>平成24年度 98.2%             | 94. 8%<br>95. 5% |  |       |       |
|                                       |                               | 1 1900 1 1 100 100 100 100 100 100 100 1 |                  |  |       |       |
|                                       |                               |  |                  | か月後のアンケート調査におい<br>:割合は、以下のとおりである。        |       |       |
| •                                     | ı                             |  | 14 >407C         |  |       | <br>1 |

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

| 平成20年度 93.3%<br>平成21年度 92.6%<br>平成22年度 92.8%<br>平成23年度 94.6%<br>平成23年度 92.2% |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|--|--|--|--|--|

高齢・障害・求職者雇用支援機構評価シート(7)

| 中期目標  | 中期計画  | 評価期間(平成20年度~24年度)の実績報告  |            | 中期目標      |           |            |            |            |
|---|---|---|------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| T 沏 日 保   | 下朔司 凹   |   | H 2 0      | H 2 1     | H 2 2     | H 2 3      | H 2 4      | 期間の評価      |
| 第3 国民に対して提供するサービス<br>その他の業務の質の向上に関する事項<br>通則法第29条第2項第3号の国<br>民に対して提供するサービスその他<br>の業務の質の向上に関する事項は、<br>次のとおりとする。                                      |   | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標<br>を達成するためとるべき措置   | A<br>3. 77 | A<br>3.87 | A<br>4.14 | A<br>4. 00 | A<br>3. 85 | A<br>3. 92 |
| 2 障害者に係る雇用関係業務に関す<br>る事項  | 3 障害者に係る雇用関係業務に関<br>する事項  | 3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項  |            |           |           |            |            |            |
| (1) 障害者職業センターの設置運営業<br>務の実施に関する事項   | (1) 障害者職業センターの設置運営<br>業務の実施に関する事項   | (1) 障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項   |            |           |           |            |            |            |
| ② 職業リハビリテーションに係る<br>調査・研究及び新たな技法の開発<br>の実施とその普及・活用の推進   | イ 職業リハビリテーションに係<br>る調査・研究及び新たな技法の<br>開発の実施とその普及・活用の<br>推進   | イ 職業リハビリテーションに係る調査・研究及び新たな技法の開発の実施<br>とその普及・活用の推進   |            |           |           |            |            |            |
| 総合センターにおいて、福祉から雇用への流れを踏まえ、障害者<br>雇用対策の対象者の拡大を図る観点から、新たな職業リハビリテーション技術や支援ツールの開発を行い、その成果の機構内外への専及を積極的に行うとともに、成果の具体的な活用状況を把握し、それを関係機関で共有化し、さらなる活用を図ること。 |   |   |            |           |           |            |            |            |
| ア 職業リハビリテーションに関<br>する調査・研究の実施   | ① 職業リハビリテーションに<br>関する調査・研究の実施   | ① 職業リハビリテーションに関する調査・研究の実施   |            |           |           |            |            |            |
| 職業リハビリテーションの<br>充実、向上に資するため、職<br>業リハビリテーションに関す<br>る調査・研究を実施すること。<br>また、各研究テーマについ<br>て、研究の質を評価すること<br>が可能な指標を設定すること。                                 | ションに関する施策の充実及び障害者職業センター等における関係業務の推進に資するため、次の事項に重点を置いて職業リハビリテーションに関する調査・研究を実施する。 なお、通常の研究のほか、総合的な研究テーマについてプロジェクト方式による研究                    | で定める業績評価実施規程に基づいて研究評価委員の外部評価を実施し、<br>すべての研究において中期計画の目標である「3分の2以上の評価委員か<br>ら、4段階中上から2段階以上の評価」を得た。終了した調査・研究のテ<br>ーマは以下のとおり。<br>(平成20年度) 5テーマ<br>・視覚障害者の雇用拡大のための支援施策に関する研究<br>・高次脳機能障害者の就業の継続を可能とする要因に関する研究<br>他3テーマ |            |           |           |            |            |            |
|   | を実施する。  ・ 発達障害、精神障害、高次<br>脳機能障害及び難病者等の職<br>業リハビリテーションに関す<br>る先駆的な研究 ・ 職業リハビリテーション業<br>務を行う地域センター等の現<br>場の課題解決に資するための<br>研究 ・ 地域の就労支援機関向けの |   |            |           |           |            |            |            |

有効な支援ツール等の開発の ・障害のある労働者の職業サイクルに関する調査研究(第2期) ための研究 ・欧米の障害者雇用法制及び施策に関する調査研究 他4テーマ 国の政策立案に資する研究 (平成24年度) 5テーマ ・SSTを活用した事業主による支援プログラムの開発 第2期中期目標期間中に終 了した調査・研究について外 ・視覚障害者の事務系職種での企業内における職域拡大の取組に関する 研究 他3テーマ 部評価を行い、各調査・研究 について、3分の2以上の評 価委員から、4段階中上から 2段階以上の評価が得られる ようにする。 イ 職業リハビリテーションに係 ② 職業リハビリテーションに ② 職業リハビリテーションに係る技法の開発 る技法の開発 係る技法の開発 福祉から雇用への流れを踏 福祉から雇用への流れを踏□○発達障害、精神障害、高次脳機能障害の3障害について新たな技法の開発 まえ、障害者雇用対策の対象 を行い、実践報告書、マニュアルの作成、研究発表、「支援技法普及講習」 の実施、研究部門ホームページにおける開発成果の公開等により、その成 まえ、障害者雇用対策の対象 者の拡大に資するため、先駆 者の拡大に資するため、発達 的な職業リハビリテーション 障害者や精神障害者等これま 果の普及に努めた。 技法の開発を行い、これまで での支援技法では効果の現れ 開発した支援技法のニーズに にくい障害者に対して、①で ○開発した技法は職業センターが行うプログラムとして採用し、その有効性 応じた改良を行うこと。 行う調査・研究とあいまっ を検証するとともに、必要な改良を加えた。開発テーマは、以下のとおり。 て、障害特性及び事業主のニ ーズに応じた先駆的な職業リ ・発達障害者の就労支援に関し、個々人の多様な職業的課題に対応したア ハビリテーション技法を開発 セスメント技法や事業主支援技法の開発 する。 平成20年度 「作業」、「個別相談」のマニュアル化 新たに開発した技法を活用 平成21年度 注意欠陥多動性障害のアセスメント技法の開発 した職業準備訓練等を実施す 平成22年度 プログラムの改良と「対人技能トレーニング」のマ るなどにより、多様な障害者 ニュアル化 に対し効果的な職業リハビリ プログラムの改良と就職促進のための支援ノウハウの 平成23年度 テーションを実施するととも マニュアル化 、必要に応じ開発した技法 「問題解決技能トレーニング」のマニュアル化とDVD・ 平成24年度 に改良を加える。 CD版教材の作成 ・在職精神障害者の職場復帰に関し、障害特性に対応した効果的な支援技 法の開発 平成20年度 職場再適応を容易にするためのキャリアプラン再構築 支援技法の開発 平成21年度 職場適応能力向上のための支援技法の開発 平成22年度 対人コミュニケーションスキル向上のための支援技法 の改良 平成23年度 ストレス対処スキル向上のための支援技法の改良と事 例の蓄積 平成24年度 ストレス対処講習のマニュアル化とDVD・CD版教材の作成 ・高次脳機能障害者の就労支援に関し、地域の実情に即した少人数グルー プでの受講に使用可能な支援技法の開発 平成20年度 少人数グループの支援に最適化するための支援技法の改良 平成21年度 少人数グループに最適化した支援技法の改良とマニュ アル化 平成22年度 失語症者を対象とした支援技法の開発 失語症者を対象とした支援技法の改良ととりまとめ 平成23年度 平成24年度 在宅生活の長期化等により職リハを効果的に進めるた めに心身の準備を整える必要がある者を対象とした支 援技法の検討と試行 ウ 研究・開発成果の積極的な普 ③ 研究・開発成果の積極的な ③ 研究・開発成果の積極的な普及・活用 及•活用 普及・活用

事業主や関係機関に対して、

研究・開発成果の普及・活 〇職業リハビリテーション研究発表会を毎年度開催した。参加者数は以下の

| 研究・開発の成果の普及を図るための場を設けるとともに、職業リハビリテーションに関して職業リハビリテーションの関して職者や事業主にアルや教が、場合で成果を関係機関で共有化するため、具体的な活用を図ること。 | 開催、学会等での発表、各種<br>研修での講義、インターネット等を活用した情報提供等を<br>行うとともに、職業リハビリ<br>テーションの関係者や事業ニュ<br>にとって利用しやすいマニュ<br>アル、教材、ツール等を2<br>期中期目標期間中に20件以 | 平成20年度     872人       平成21年度     969人       平成22年度     1,010人  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|
|   |  | 平成20年度 7 件 平成21年度 5 件 平成22年度 6 件 平成23年度 6 件 平成24年度 6 件   |  |  |  |
|   | 研究・開発成果を関係機関で共有化するため、広域センター、地域センター及び障害者就業・生活支援センター等における研究・開発成果の活用状況を把握し、研究・開発成果の更なる普及・活用を図る。                                     | ○広域・地域センター及び障害者就業・生活支援センター等を対象に、アンケート調査により研究・開発成果の活用状況を把握するとともに、自由記述欄の記載を分析し一層利用しやすいマニュアル、教材、ツール等となるよう見直しを行った。 |  |  |  |

高齢・障害・求職者雇用支援機構評価シート(8)

| 中期目標  | 中期計画  | 評価期間(平成20年度~24年度)の実績報告   |           | 各事        | 業年度評価     | <b>西結果</b> |           | 中期目標       |
|---|---|--|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|
| 丁 ⁄切 口 /示   | 下朔 川 凹  | 町 画 対 用 ( 十 灰 2 0 十 及 ~ 2 4 十 及 ) の 大 順 報 口  | H 2 0     | H 2 1     | H 2 2     | H 2 3      | H 2 4     | 期間の評価      |
| 第3 国民に対して提供するサービス<br>その他の業務の質の向上に関する事項<br>通則法第29条第2項第3号の国<br>民に対して提供するサービスその他<br>の業務の質の向上に関する事項は、<br>次のとおりとする。                            | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置   | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標<br>を達成するためとるべき措置  | A<br>3.66 | A<br>3.75 | A<br>4.00 | A<br>4. 16 | A<br>3.71 | A<br>3. 85 |
| 2 障害者に係る雇用関係業務に関する事項  | 3 障害者に係る雇用関係業務に関<br>する事項  | 3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項   |           |           |           |            |           |            |
| (2) 障害者職業能力開発校の運営業務<br>の実施に関する事項  | (2) 障害者職業能力開発校の運営業<br>務の実施に関する事項  | (2) 障害者職業能力開発校の運営業務の実施に関する事項   |           |           |           |            |           |            |
| 機構が運営業務を行う障害者職業能力開発校に関しては、職業的重度障害者に対して、個々の訓練生の障害の程度、態様等を十分考慮し、弾力的な運営を図るほか、個々の訓練生に適した訓練内容を定めるなど、障害者の障害の特性に応じたよりきめ細かな配慮を加えた先導的な職業訓練を実施すること。 | 機構が運営業務を行う障害者職業能力開発校に関しては、広域センターとの密接な連携の下、職業的重度障害者に対して、態様等を十分考慮し、弾力がな運営を図るほか、個々の訓練生に適した訓練内容を定めるなど、障害者の障害の特性に応じたよりきめ細かな配慮を加え、他の障害者職業に成果を提供できるような先導的な職業訓練を実施する。 |  |           |           |           |            |           |            |
| ① 職業訓練上特別な支援を要する<br>障害者に対する職業訓練の充実  | ア 職業訓練上特別な支援を要す<br>る障害者に対する職業訓練の充<br>実  | ア 職業訓練上特別な支援を要する障害者に対する職業訓練の充実   |           |           |           |            |           |            |
| 福祉から雇用への流れを踏まえ、受講者の拡大を図る観点から、関係機関との一層緊密な連携を図り、職業的重度障害者、とりわけ精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れること。                                   | 福祉から雇用への流れを踏まえ、受講者の拡大を図る観点から、関係機関との一層緊密な連携を図り、職業的重度障害者、とりわけ精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ、定員充足率が毎年度95%以上となるようにする。                                   | ○職業訓練上特別な支援を要する障害者(集合訓練の実施に困難な面がある等の視覚障害1級・2級、上肢障害1級、精神障害、発達障害、高次脳機能障害等を有する者をいう。)に対する積極的な受入れを行った。 ○精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の訓練受講希望者が募集枠を大幅に上回ったことに対応して、募集枠を超えた受入れを実施した。また、受け入れにあたっては、研修により精神障害者等に対する訓練指導員の指導技術の向上を図った上で、一般訓練科においても受入れ数の拡大を図った。これらの結果、定員充足率は毎年度中期計画の目標を上回った。毎年度の定員充足率と受講者に占める職業訓練上特別な支援を要する障害者の割合は、以下のとおり。 |           |           |           |            |           |            |
|   |   | 定員充足率 職業訓練上特別な支援を<br>要する障害者の割合   |           |           |           |            |           |            |
|   |   | 平成20年度     97.5%     41.0%       平成21年度     101.4%     47.2%       平成22年度     103.6%     49.0%       平成23年度     101.4%     51.1%       平成24年度     103.2%     54.7%   |           |           |           |            |           |            |
| また、企業ニーズに的確に対応<br>するとともに、障害者の職域拡大   | 企業ニーズに的確に対応する<br>とともに、障害者の職域拡大を   | <ul><li>○企業を対象とした訓練見学会の開催、公共職業安定所や地方業務部門の企業向けセミナー等への参加を通じて企業ニーズの把握に努め、電話応対や</li></ul>  |           |           |           |            |           |            |

を念頭において、より就職に結び つく職業訓練の実施に努めるこ と。このため、企業による採用や 職場適応についてのノウハウが確 立されていない職業訓練上特別な 支援を要する障害者について、雇 入れ可能性のある企業の協力・連 携の下に、特注型の訓練メニュー に基づく企業内訓練と就業継続の ための技術的支援の一体的実施に よる先導的職業訓練に取り組むこ

また、経済・雇用失業情勢を踏 まえつつ、職業紹介等の業務を担 当する職業安定機関との緊密な連 携を図り、第2期中期目標期間中 において修了者等の就職率が80 %以上となることに資するため、 カリキュラムの見直し等による訓 練内容の充実を図ること。

念頭において、より就職に結び つく職業訓練の実施に努める。 このため、企業による採用や職 場適応についてのノウハウが確立されていない職業訓練上特別 な支援を要する障害者について、 雇入れ可能性のある企業の協力 ・連携の下に、特注型の訓練メニューに基づく企業内訓練と就 業継続のための技術的支援の一 体的実施による先導的職業訓練 に取り組む。

また、経済・雇用失業情勢を 踏まえつつ、職業紹介等の業務 を担当する職業安定機関との緊 密な連携を図り、訓練修了者等 の就職率が80%以上となるこ とに資するため、指導技法の開 発、訓練カリキュラムの見直し 等によりその内容の充実を図る。

- 生産現場での安全管理に係る訓練を盛り込むなど企業ニーズを踏まえた訓 練内容の見直しを図った。
- ○職業訓練上特別な支援を要する障害者のなかでも、施設内における汎用性 のある職業能力を取得するための訓練では、就職又は就職後の定着が困難 な者について、当該障害者の雇入れが可能と考えられる企業の緊密な協力 を得て、雇用した場合に必要となる特別な機器・設備の配備等の就職・定 着のための条件の整備及び雇用された場合に必要となる職業能力を修得す るための「特注型の訓練メニューに基づく企業内訓練と就業継続のための 技術的支援の一体的実施による先導的職業訓練」(以下「特注型企業連携 訓練」という。)を両校において平成21年度から実施した。
- ○訓練生の就職を促進するため、職業訓練の実施に当たっては、個々の訓練 生の障害特性、能力及び適性等に応じた個別カリキュラムの設定を行うと ともに、事業所開拓による実際の職場での実習指導について、就職経験の ない者や職種転換をする者に対して、訓練受講の早期に体験型の短期間の 職場実習を追加して実施した。
- ○訓練生の就職先確保に向け、訓練期間中からの求人開拓の実施要請のため に公共職業安定所等へ訪問した。
- ○企業に対しては、求人の拡大を図るために、企業を対象とした訓練見学会。 障害者受入準備講座の開催、指導員等が訓練生の採用面接に同行し修得能 力等を企業へ情報提供する等による企業における訓練修了者の職業能力の 理解促進、雇用管理のアドバイスを行った。
- ○修了者の就職率は、以下のとおりであり、毎年度中期計画の目標を上回っ た。

平成20年度 89.4% 平成21年度 86.2% 平成22年度 83.9% 平成23年度 86.4% 平成24年度 88.1%

- 務の実施に関する事項
- ① 職業リハビリテーションの総合 的・効果的な実施
- ア 障害者の個々の特性に応じた 専門的支援の実施
- 広域センターについては、全 国の広範な地域から職業的重 度障害者を受け入れるという 本来の役割を十分に果たすよ う、地域センターと連携して 対象者の把握・支援を行う等 運営の改善を図ること。
- ② 障害者に対する訓練技法等の開 発・普及

- 業務の実施に関する事項
- 合的・効果的な実施
- た専門的支援の実施
- 下「広域センター」という。) については、全国の広範な地 域から職業的重度障害者を受 け入れるという本来の役割を 十分に果たすよう、職業安定 機関及び地域センターと連携 して対象者の把握・支援等を
- 開発•普及

- (1) 障害者職業センターの設置運営業 (1) 障害者職業センターの設置運営 (1) 障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項
  - ア 職業リハビリテーションの総 ア 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施
    - ① 障害者の個々の特性に応じ① 障害者の個々の特性に応じた専門的支援の実施
    - ・ 広域障害者職業センター(以 ○広域センター 2 校が協力連携し、公共職業安定所、福祉機関等の関係機関 への訪問、要請を全国展開するとともに、地域センターによる訓練対象者 の把握及び両校への情報提供に積極的に取り組んだ。
  - イ 障害者に対する指導技法等の イ 障害者に対する指導技法等の開発・普及

| 先導的な職業訓練実施の成果をもとに、精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者に対する職業訓練内容、指導技法等をマニュアル等に取りまとめ、他の障害者職業能力開発校に提供すること等により、障害者職業訓練全体のレベルアップに貢献すること。 | 先導的な職業訓練実施の成果を基に、職業計練上特別な職業計練上特別な職業主義を要する。指導技とめの電信等をでの電信等をでいるでは、へのでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、 | に提供した。各年度の報告書等の作成状況は以下のとおり。なお、毎年度、全国の障害者職業能力開発施設等の訓練指導員を対象に、これらの訓練治業会」を開催した。また、一般校を活用した障害者職業能力開発事業を実施している職業能力開発校の指導員を対象として、先導的な職業訓練の実施に関する研修を行った。  (平成20年度) ・上肢に障害を有する者に対する職業訓練の実践研究報告書へ事務系職種編へ・上肢に障害を有する者に対する職業訓練の実践研究報告書・高次脳機能障害者に対する職業訓練の実践研究報告書・高次脳機能障害者に対する職業訓練の実践研究報告書・高次脳機能障害者に対する職業訓練の実践研究報告書・高次脳機能障害者に対する職業訓練の実践研究報告書・高次脳機能障害者に対する職業訓練の実践研究報告書・高次脳機能障害者に対する職業訓練の実践研究報告書  (平成21年度) ・職業訓練実践マニュアル 発達障害者編Ⅱ ~施設内訓練~ ・職業訓練実践マニュアル 重度視覚障害者編Ⅱ ~施設内訓練~ ・職業訓練実践マニュアル 発達障害者編Ⅲ ~施設内訓練~ ・職業訓練実践マニュアル 発達障害者編Ⅲ ~施設内訓練~ ・職業訓練実践マニュアル 精神障害者編Ⅱ ~企業との協力による職業訓練等~  (平成24年度) ・職業訓練実践マニュアル 精神障害者編Ⅰ ~ (平成21年度) ・職業訓練実践マニュアル 精神障害者編Ⅰ ~ (平成21年度)・職業訓練実践マニュアル 精神障害者編Ⅰ ~ 企業との協力による職業訓練等~ |  |  |
|---|---|--|--|--|
|   |   | 平成21年度 91.4%<br>平成22年度 97.3%<br>平成23年度 98.2%<br>平成24年度 94.7%   |  |  |

高齢・障害・求職者雇用支援機構評価シート(9)

| 中期目標   | 中期計画                                    | 評価期間(平成20年度~24年度)の実績報告  |            |            | 中期目標       |            |            |            |
|--|---|---|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 中 <del>期</del> 日倧  | 中期計画                                    | 許伽朔间(平成20平度~24平度)の夫績報告  | H 2 0      | H 2 1      | H 2 2      | H 2 3      | H 2 4      | 期間の評価      |
| 第3 国民に対して提供するサービス<br>その他の業務の質の向上に関する事項<br>通則法第29条第2項第3号の国<br>民に対して提供するサービスその他<br>の業務の質の向上に関する事項は、<br>次のとおりとする。   |   | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標<br>を達成するためとるべき措置                   | A<br>3. 55 | A<br>4. 12 | A<br>4. 42 | S<br>4. 66 | A<br>4. 14 | A<br>4. 17 |
| 2 障害者に係る雇用関係業務に関する事項   | 3 障害者に係る雇用関係業務に関<br>する事項                | 3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項  |            |            |            |            |            |            |
| (3) 納付金関係業務等の実施に関する<br>事項  | (3) 納付金関係業務等の実施に関す<br>る事項               | (3) 納付金関係業務等の実施に関する事項   |            |            |            |            |            |            |
| 障害者の雇用に関する事業主の組点の<br>管書者所属用に関する事業主の観点の<br>高速・高速を図る業に、<br>を図るため最大の保証を図るためます。<br>に関する場では、<br>を図るためます。<br>を図るためます。<br>を図るためます。<br>に関する場では、<br>を図るためます。<br>に関する場では、<br>を図るためます。<br>に関するととの記述をと図るためます。<br>に関すると図るためます。<br>に関すると図るためます。<br>に関すると図るためます。<br>に関すると図るためます。<br>に関するの記述のの記述を図るためます。<br>に関するのには、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいでは、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいては、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでいな、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでいな、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでいな、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、<br>のいでは、 |   |   |            |            |            |            |            |            |
| <ul><li>① 障害者雇用納付金の徴収並びに<br/>障害者雇用調整金、報奨金、在宅<br/>就業障害者特例調整金及び在宅就<br/>業障害者特例報奨金の支給に関す<br/>る業務の適切な実施</li></ul>   | ア 障害者雇用納付金の徴収及び<br>障害者雇用調整金、報奨金等の<br>支給 | ア 障害者雇用納付金の徴収及び障害者雇用調整金、報奨金等の支給                                       |            |            |            |            |            |            |
| ア 障害者雇用納付金の徴収並び<br>に障害者雇用調整金、報奨金、<br>在宅就業障害者特例調整金及<br>び在宅就業障害者特例報奨金<br>の支給については、適正かつ   | るため、関係機関との連携を図りつつ、事業主説明会を第2期            | 納付金制度の適用対象となった中小企業事業主が申告、支給申請手続の<br>  基本的事項から具体的な記入方法まで十分な理解を得られるよう、当 |            |            |            |            |            |            |

効率的に行うことはもとより、 障害者雇用納付金制度の周知、 理解の促進を図るため、関係 機関との連携を図りつつ、事 業主説明会を幅広く実施する こと。 250回以上開催するほか、パンフレット、記入説明書等の配布を行う。

業主の参加を促進するため、職業安定局長及び機構理事長の連名による 事業主説明会の開催案内状を作成し、個々の事業主に送付した。

○各年度の事業主説明会の開催回数は以下のとおり年々増加し、毎年度中期計画の目標を大幅に上回った。

平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成22年度 平成23年度 平成23年度 446回 (うち、新たに適用対象となった中小企業 を対象とする説明会159回)

平成23年度 458回 平成24年度 474回

○障害者雇用納付金制度周知用パンフレット、記入説明書及び同制度改正の際の周知用パンフレット・リーフレット等を作成し、事業主に配布した。記入説明書については、フローチャートや一般的な記入例のほか個別具体的なケースの記入例の掲載を行ったほか、申告・申請において誤りの多かった事項について詳しい説明を加えるなど、分かりやすさと内容の充実を図った。

納率を目指すこと。

障害者の雇用の促進等に関す る法律(昭和35年法律第12 3号) に基づき、障害者雇用納 付金の的確な徴収並びに障害者 雇用調整金、報奨金、在宅就業 障害者特例調整金及び在宅就業 障害者特例報奨金の適正な支給 を行うため、厳正な審査を実施 するほか、障害者雇用納付金申 告対象事業主等に対して調査を 的確に実施することにより、障 害者雇用納付金については、常 用雇用労働者数が300人を超 える事業主については99%以 上の収納率を維持するとともに、 平成22年7月から新たに適用 対象となった常用雇用労働者数 が200人を超え300人以下 の事業主については、中期目標 期間終了時までに同様の収納率 を目指すものとする

また、障害者雇用率達成指導業務を実施する職業安定機関と緊密な連携を図り、必要な情報交換を行う。

当該年度内に収納に至らなかった未収納付金等については、納付督励・督促を継続的に実施する等により、確実な徴収を図る。

障害者雇用納付金申告対象事業主、調整金支給対象事業主等の利便性の向上を図るため、申告・申請手続の簡素化及び電算機処理システムの改定等を実施する。

○障害者雇用納付金の徴収については、督励状及び督促状の発出や電話及び 訪問による督励の実施等に努めた結果、毎年度中期計画の目標である99% 以上の収納率を達成した。また、平成22年7月から新たに適用対象となっ た常用雇用労働者数が200人を超え300人以下の事業主の収納率について も、中期計画の目標を大きく上回った。各年度の収納率は以下のとおり。

# 常用雇用労働者数が 常用雇用労働者数が200人を 300人を超える事業主 超え300人以下の事業主

 平成20年度
 99.76%
 —

 平成21年度
 99.74%
 —

 平成22年度
 99.80%
 —

 平成23年度
 99.87%
 99.91%

 平成24年度
 99.96%
 99.85%

- ○障害者雇用促進法の改正により平成22年7月から新たに障害者雇用納付金制度の適用対象となったすべての中小企業事業主に対し、法改正後早期の段階から平成21年度、平成22年度の2年間にわたり、制度理解のための個別訪問を行うなど、周知を徹底した。
- ○職業安定機関との密接な連携を図り、納付金徴収業務等の実施に必要な事業主情報等、必要な情報交換を行った。
- ○当該年度内に収納に至らなかった未収納付金等についても、粘り強く納付の督励を行い、収納を進めている。

○事業主の申告・申請手続の簡素化及び利便性の向上を図るため、申告・申請様式を簡素化するとともに、障害者雇用納付金電算機処理システムについて、制度改正への対応を含めた改修を実施した。また、インターネットを介して申告・申請を行うことができる電子申告・申請システムの開発を行い、平成24年4月から運用を開始した。さらに、平成25年度からの審査方法の見直しに伴う電算機処理システムの改修について、仕様等の検討を進めた。

- 35 -

| なお、障害者雇用納付金申告 対象事業主等に対する調査については、駐在事務所の廃止及び本部組織への一元化に際し、不正受給の防止に支障が生じないよう、地方業務部門に対し、裏づけ資料等による確認調査が必要な事業主等に係る情報提供を文書で指示するとともに、障害者雇用納付金制度に基づく助成金担当部と不正受給防止に係る情報交換等を行った。金制度に基づく助成金担当部と不正受給防止に係る情報交換等を行った。より留意するとともに、集約化による専門性の向上等業務の効率的かつ効果的な実施に努める。 後もに、柔軟で無駄のない調査日程を編成し、効率的かつ効果的な調査業務を実施した。 |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|
|---|--|--|--|--|

高齢・障害・求職者雇用支援機構評価シート(10)

| 中期目標   | 中期計画   | 評価期間 (平成20年度~24年度) の実績報告   |            |            | 中期目標       |            |            |            |
|--|--|--|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 十 <del>期</del> 日保  | 中期計画   | 許伽朔側(平成20年度~24年度)の夫績報告   | H 2 0      | H 2 1      | H 2 2      | H 2 3      | H 2 4      | 期間の評価      |
| 第3 国民に対して提供するサービス<br>その他の業務の質の向上に関する事項<br>通則法第29条第2項第3号の国<br>民に対して提供するサービスその他<br>の業務の質の向上に関する事項は、<br>次のとおりとする。 |  |  | A<br>3. 66 | A<br>3. 50 | A<br>3. 85 | A<br>3. 66 | A<br>3. 57 | A<br>3. 64 |
| 2 障害者に係る雇用関係業務に関す<br>る事項   | 3 障害者に係る雇用関係業務に関<br>する事項   | 3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項   |            |            |            |            |            |            |
| (3) 納付金関係業務等の実施に関する<br>事項  | (3) 納付金関係業務等の実施に関す<br>る事項  | (3) 納付金関係業務等の実施に関する事項  |            |            |            |            |            |            |
| ② 障害者雇用納付金制度に基づく<br>助成金の支給業務の適切な実施   | イ 障害者雇用納付金に基づく助<br>成金の支給   | イ 障害者雇用納付金に基づく助成金の支給   |            |            |            |            |            |            |
| 障害者雇用に関する事業主等への助成金支給については、障害者<br>雇用に係る事業主支援・援助の実施を通じて障害者の働く場の整備  | ① 助成金の効果的活用の促進<br>に向けた周知・広報及び事務<br>手続の簡素合理化  | ① 助成金の効果的活用の促進に向けた周知・広報及び事務手続の簡素合理化  |            |            |            |            |            |            |
| を図るため、適正かつ効率的に行うことはもとより、助成金制度<br>申請手続等を周知すること、事業主等が利用しやすい手続とするこ  | 率的に行<br>金制度、<br>め、各種助成金の支給要件、<br>と、事業<br>助成額、申請窓口の所在地等                                   | ○支給要件等の変更に関するホームページでの公開状況は以下のとおりであり、変更があった年度はいずれも中期計画の目標を達成した。                                 |            |            |            |            |            |            |
| 主等が用がなり、子配とりのこと、助成金を障害者雇用に効果的に活用できるように事業主等に対して助言・援助を行うこと、など事業主等に対するサービスの向上を図ること。                               | とともに、支給要件等に変す<br>とともに、支給要件等に変更が確かった場合は当該変更が確定した日から7日以内にホームページ等で公開する。                     | 平成20年度<br>平成21年度   |            |            |            |            |            |            |
|  | 助成金の効果的活用を促進<br>するため、職業安定機関、地<br>域センター等との連携を図<br>り、様々な機会を通じて事業<br>主等に対する周知・広報を行<br>う。    | との連携を強化し、助成金による支援を必要とする事業所情報が確実に伝達される体制構築を進めた。   |            |            |            |            |            |            |
|  | 事業主にとって分かりやす<br>い各種助成金のパンフレット<br>や支給申請の手引等を作成<br>し、地方業務部門及び職業安<br>定機関等において事業主等に<br>配布する。 | 門はもとより、職業安定機関その他の関係機関等の協力も得て事業主に配  |            |            |            |            |            |            |
|  | Haits / Wo   | ○すべての助成金の概要を一覧にしたリーフレットについては、取扱いの改正等、制度の改正点について重点的に解説し、事業主が助成金制度をより理解しやすいものとなるようにし、その活用促進を図った。 |            |            |            |            |            |            |
|  | 適正支給に配慮しつつ、申<br>請様式の簡略化、添付書類の<br>簡素化等による事務手続の簡<br>素合理化を図る。                               | ○適正支給に配慮しつつ、助成金のパターンごとに様式を共通化したり、添付書類を簡素化するなど、事業主の負担軽減及び事務手続きの簡素合理化を図った。                       |            |            |            |            |            |            |

| ② 適正な支給業務の実施  | ② 適正な支給業務の実施  |  |
|---|---|--|
| 厳正な審査と支給申請事業<br>所に対する計画的な調査を行<br>い、疑義のあるものについて<br>はすべて事業所を訪問する等<br>により、不正受給防止対策を<br>一層強化する。 |   |  |
| 不正受給が発生した場合<br>は、再発防止の観点からその<br>原因を究明し、関係機関に対<br>して適切な情報提供を行うと<br>ともに、必要な不正受給防止<br>対策を講ずる。  | の上、関係機関に対して不正受給の概要や再発防止対策等について情報提供を行った。なお、平成24年度は、審査上疑義の生じた案件や内部通報等   |  |
|   | ○窓口対応時に事業主に確認すべき事項を明確にした「不正受給防止事務実施チェックリスト」を作成して、不正受給防止に係る窓口確認の徹底を図った。  |  |
|   | ○平成24年度は、不正受給防止・摘発対策緊急プロジェクトチームを設置し、社会保険労務士や販売業者などの第三者と共謀した組織的な不正受給への対応等について検討を行うとともに、不正受給通報メールアドレスを開設し、不正受給に関する情報収集を行った。 |  |
| 適正な支給業務を実施する<br>ため、助成金業務担当者会議<br>を開催し、支給業務に関する<br>問題点等について情報交換を<br>行う。                      | 解釈など全体的事項についての説明・指示、実践的な審査能力の向上を図   |  |
| 厚生労働省又は都道府県労<br>働局等その他関係機関との間<br>において、支給業務の問題点<br>等に対する情報交換等を定期<br>的に行い、適切な支給業務の<br>実施を図る。  | <ul><li>○機構と厚生労働省において、助成金業務の問題点等に対する情報交換等の<br/>密接な連携を図るとともに、地方業務部門と都道府県労働局との情報交換<br/>等を定期的に実施した。</li></ul>                |  |

高齢・障害・求職者雇用支援機構評価シート(11)

| 中期目標   | 中期計画  | 評価期間(平成20年度~24年度)の実績報告  |            | 各事         | 業年度評価      | <b>西結果</b> |            | 中期目標      |
|--|---|---|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 十 <i>知</i> 口 惊   | 中州司四  | 計価期間(十成20千度・24千度)の天積報日  | H 2 0      | H 2 1      | H 2 2      | H 2 3      | H 2 4      | 期間の評価     |
| 第3 国民に対して提供するサービス<br>その他の業務の質の向上に関する事項<br>通則法第29条第2項第3号の国<br>民に対して提供するサービスその他<br>の業務の質の向上に関する事項は、<br>次のとおりとする。         | スその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置   | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標<br>を達成するためとるべき措置   | A<br>3. 58 | A<br>3. 70 | A<br>3. 90 | A<br>4. 00 | A<br>3. 85 | A<br>3.80 |
| 2 障害者に係る雇用関係業務に関する事項   | 3 障害者に係る雇用関係業務に関<br>する事項  | 3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項  |            |            |            |            |            |           |
| (3) 納付金関係業務等の実施に関する<br>事項  | (3) 納付金関係業務等の実施に関す<br>る事項   | (3) 納付金関係業務等の実施に関する事項   |            |            |            |            |            |           |
| <ul><li>③ 障害者の雇用に関する各種講習、相談・援助、実践的手法の開発、啓発等の事業の効果的な実施</li></ul>  | 習、相談・援助、実践的手法の  | ウ 障害者の雇用に関する各種講習、相談・援助、実践的手法の開発、啓発<br>等の実施  |            |            |            |            |            |           |
| ア 各種構習、相談・援助等の実施   | ① 各種講習、相談・援助等の<br>実施  | ① 各種講習、相談・援助等の実施  |            |            |            |            |            |           |
| 障害者を5人以上雇用する<br>事業所に選任が義務づけられ<br>ている障害者の職業生活全般<br>にわたる相談・指導を行う障<br>害者職業生活相談員の資格認<br>定講習を実施すること。                        | 認定講習の実施に当たって<br>は、障害者の職業生活全般に<br>わたる相談・指導等に必要な                                    | <ul> <li>○障害者職業生活相談員資格認定講習の実施に当たっては、事業所見学、支援機関見学又は支援者等との意見交換といった参加型カリキュラムの導入、発達障害者等の障害特性や精神障害者の職場復帰に向けた支援内容を盛り込む等の改善を行い、講習内容の充実を図った。</li> <li>○原則として事業所が所在する都道府県で受講することとしているが、他都道府県での受講を可能とするとともに、開催場所については、交通の利便性を考慮した場所を設定するなど、受講者に対する配慮を行った。</li> <li>○全都道府県で障害のある人達が受講しやすいよう、手話通訳の配置、駐車場の確保、拡大コピーによる資料の提供、複数の講習機会を組み合わせての受講を可能とするなど配慮を行った。</li> </ul> |            |            |            |            |            |           |
| 障害者の能力と適性に応じた雇用の促進と職場定着を図るため、障害者を雇用に関する専門的な知識と経験を有する者を活用して、特別を抱える事業主に対する課題を抱える事業主に対す管害者の職域拡大や雇用管理を関する相談・援助を効果的に実施すること。 | るため、障害者雇用に関する<br>専門的な知識と経験を有する<br>障害者雇用エキスパートが、<br>特に困難な課題を抱える事業<br>主に対して、障害者の職域拡 | を有する障害者雇用エキスパートを配置した。障害者雇用に関する基礎的な情報提供等は各地方業務部門で行い、障害者雇用に関する方針・戦略、障害者の過・労働条件、障害特性を踏まえた支援体制や職場環境整備、特例子会社の設立・運営、就労支援機器の活用等といった、より困難で個別の課題に関する相談・援助を障害者雇用エキスパートが実施した。 〇障害者雇用状況の改善が遅れている中小企業等に対しては、効率的な支援として集団方式での援助を実施した。具体的には、地域センターや公共職業安定所、事業主団体等が開催する障害者雇用に関するセミナー等において、障害者の職域の拡大や採用の際に配慮すべき事項や採用後の雇用管理  |            |            |            |            |            |           |
| イ 実践的手法の開発・提供  | ② 実践的手法の開発・提供   | ② 障害者雇用に関する実践的手法の開発・提供の実施   |            |            |            |            |            |           |
| 障害者の雇用・就業分野の<br>拡大、雇用の促進及び継続を<br>図るため、職域拡大、キャリ<br>アアップ、職務再設計及び職  | に係る問題の解決、雇用管理<br>の改善及び障害者の雇用機会  | ○企業における障害者の雇用に係る問題の解決、雇用管理の改善及び障害者の雇用機会の拡大に資するため、事業主のニーズ及び障害の種類に配慮しつつ、障害者の職域拡大及び雇用管理に係る実践的手法を開発し、その成果をとりまとめた報告書、マニュアル等を平成24年度末までに27件作成し   |            |            |            |            |            |           |

場環境の改善の雇用管理に関 する実践的手法を開発し、事 業主が利用しやすい報告書、 マニュアル等の成果物を提供 すること。

障害者雇用事例等の情報収 集と事業主等への効果的な提 供を実施すること。

慮しつつ、障害者の職域拡大 及び雇用管理に係る実践的手 法を開発し、障害者雇用エキ スパート等が行う相談・援助 への活用を図るとともに、開 発成果をホームページ等を通 じて提供することにより、事 業主等の自主的な取組を支援

上記による実践的手法の開 発により得られた成果につい ては、事業主等の利用しやす い報告書、マニュアル等に取 りまとめ、事業主等に配布す るほか、当該開発成果に係る 情報を事業主等が有効に活用 できるよう分かりやすくホー ムページで公開するととも に、事業主等に対して障害者 雇用事例等を提供する「障害 者雇用事例リファレンスサー ビス」の充実を図り、企業の ニーズに対して迅速かつ的確 な情報提供を行う。

のニーズ及び障害の種類に配

#### ウ 就労支援機器の普及・啓発

障害者の雇用促進に役立つ 就労支援機器の貸出しを行い、 それらの就労支援機器の普及 ・啓発を図ること。

に普及・啓発するため、ホー ムページ等を通じた情報提 供、就労支援機器の効果的な 活用に係る相談等を実施し、 事業所に就労支援機器の貸出 しを行う。なお、当該業務に ついては、駐在事務所の廃止 及び本部組織への一元化に際 し、サービスの質の維持に留 意するとともに、集約化による専門性の向上等業務の効率 的かつ効果的な実施に努め

適宜アンケート調査を実施

## (平成20年度)

- 知的障害者の事務従事者の雇用の実態に関する調査
- 事業協同組合における障害者雇用事例 ~中小企業の共同による障害者雇用の取組~ 他7件

# (平成21年度)

- はじめからわかる障害者雇用~事業主のためのQ&A集~
- ・HIVによる免疫機能障害者の雇用促進 他5件

## (平成22年度)

- ・上肢に障害を有する肢体不自由者のための職場改善好事例集
- 視覚障害者の雇用事例集
- ~支援機関を活用して職域拡大に取り組む~ 他3件

#### (平成23年度)

- ・多様化する特例子会社の経営・雇用管理の現状及び課題の把握・分析 に関する調査
- ・障害者雇用マニュアルコミック版 5 発達障害者と働く 他1件

#### (平成24年度)

- ・中小企業における初めての隨害者雇用に係る課題と対応に関する
- ・継続(長期)雇用のための障害者のキャリアアップ、加齢に対応した 職場改善好事例集 他1件
- ○報告書、マニュアル・好事例集等の各種成果物は、作成に当たってご協力 いただいた事業所に直接提供するほか、地域センターをはじめ、都道府県 労働局、公共職業安定所、事業主、支援機関等に幅広く配布し、有効活用 を図った。
- ○ホームページ上に、全ての報告書一覧を掲載し、年度別及び障害別に検索 できるようにするとともに、それぞれに「サマリー (要旨)」を掲載する など事業主等が情報を容易かつ有効に利用できるよう工夫して公開した。
- ○成果物は、PDFファイルで見ることができるようにし、刊行時には紹介 記事を公表することで事業主等が有効に活用できるように努めた。
- ○「障害者雇用事例リファレンスサービス」については、事業主に対して、 障害者の雇用、雇用継続又は職場復帰に当たって直面する課題の解決方法 として参考となる事例を追加掲載し、ホームページで提供している。(平 成24年度末時点で、掲載総事例数1,871事例)
- ③ 就労支援機器の普及・啓発 ③ 就労支援機器の普及・啓発
  - 就労支援機器を広く事業主┃○就労支援機器普及啓発ホームページを通じて、最新機器情報の提供に努め るとともに、新規掲載に当たっては、ホームページのトップページに最新 情報としてその旨を掲載し、事業主等への周知に努めた。
    - ○就労支援機器普及啓発ホームページの就労支援機器貸出状況の表示につい て、即時の更新を行っている。
    - ○福祉情報技術コーディネーターの資格を有する障害者雇用エキスパートを 1人配置し、機器の選定や活用に関する総合的な相談、援助等を行ったほ か、貸出機器が効果的に活用されるよう、貸与を受けた事業主に対して機 器の利用状況を確認し、必要に応じ技術的な相談・指導や活用可能な助成 金情報の提供等きめ細かいフォローアップを行った。
    - ○貸出事業所数及び利用率は、以下のとおりであり、毎年度中期計画の目標 を上回った。

| し、事業主のニーズを把握す | - |
|---------------|---|
| るとともに、効率的な業務を | È |
| 行うため、就労支援機器の利 | ŕ |
| 用率(全機器の貸出累計月数 | Ś |
| /延べ保有台月数)を常態/ | 3 |
| おいて60%以上にする。  |   |

|        | 貸出事業所数 | 利用率    |
|--------|--------|--------|
| 平成20年度 | 130    | 63. 6% |
| 平成21年度 | 147    | 60. 5% |
| 平成22年度 | 140    | 61. 3% |
| 平成23年度 | 148    | 75. 6% |
| 平成24年度 | 161    | 67. 9% |

○貸出しを終了した事業主に対するアンケート調査により把握したニーズを 踏まえ、新たな機器の導入、機種の入替え等を行った。

# エ 啓発事業の実施

事業主や国民一般に対して 障害者雇用の機運を醸成する ため雇用支援月間を設け、ま た障害者の職業的自立を支援 するため、障害者雇用に関す る様々な啓発活動を展開する

# ④ 啓発事業の実施

事業主や国民一般に対して、障害者に対する認識を高め、その雇用の促進と職業の安定を図るため、障害者雇用を支援する月間を設け、全国レベルで障害者雇用優良事業所等の表彰、障害者見りの表彰、策を複合的に実施する。

# ④ 障害者雇用に係る啓発事業の実施

事業主や国民一般に対し ○障害者雇用促進月間を中心として、全国レベルでの障害者雇用優良事業所 、障害者に対する認識を高 。その雇用の促進と職業の 各年度の障害者ワークフェアの実施状況は以下のとおり。

#### (平成20年度)

- · 日 程:平成20年10月25日(土)
- ・場 所:千葉県千葉市 (アビリンピックと同時開催)
- · 来場者: 37, 400人

# (平成21年度)

- · 日 程:平成21年10月30日(金)~10月31日(土)
- ・場 所:茨城県ひたちなか市(アビリンピックと同時開催)
- · 来場者: 44,300人

### (平成22年度)

- 日程:平成22年10月15日(金)~10月16日(十)
- ・場 所:神奈川県横浜市(アビリンピックと同時開催)
- · 来場者: 36,700人

#### (平成23年度)

- 日程:平成23年11月22日(火)~11月23日(水)
- 場所:埼玉県さいたま市
- ・来場者: 37, 100人

# (平成24年度)

- · 日 程: 平成24年10月20日(金)~10月21日(土)
- ・場 所:長野県長野市(アビリンピックと同時開催)
- · 来場者: 43,000人

では、 を は、有効回答のうち80%以上の来場者から障害者の雇用 問題についての理解が深まった にもの評価を得られるように する。また、アンケート調査 結果を分析し、その内容及び 方法についてより効果的なも のとする。

障害者ワークフェアの来場 〇障害者ワークフェア来場者に対するアンケート調査において、障害者の雇 にアンケート調査を実施 用問題についての理解が深まった旨の評価が得られた割合は、以下のとお 、有効回答のうち80%以 りであり、毎年度中期計画の目標を大きく上回る高い評価を得た。

> 平成20年度 94.2% 平成21年度 97.2% 平成22年度 97.1% 平成23年度 97.2% 平成24年度 96.2%

○アンケート調査において「イベント内容の広報をもっと工夫すると良い」という意見を踏まえ、児童・生徒用のチラシを作成し、県内の小中学校及び特別支援学校に対して、周知・広報等を行うとともに、障害者ワークフェア専用のホームページを設け、出展内容について逐次紹介を行うなど、アンケート調査における意見を分析して業務の改善を実施した。

| このほか、各都道府県において障害者雇用優良事業所等の表彰等による啓発事業を実施する。 「障害者の雇用に係る諸情報を総合的に掲載した定期刊行語を毎月発行する。」また、ホームページを活用した情報提供、新聞・テレビ等マスメディアの活用等による啓発広報活動を実施する。  「働く広場」の紙面について、より分かり語の使用や漢字を減らし、一部の固有名語なを付けるとともに、紙面の色使いている方が見やすいように工夫した。また、うため、発行日の翌々週までにそれぞれる事者対応)で機構のホームページに掲載した公開座談会を開催した。  「障害者施策における雇用問題の重要性に内閣府主催の障害者週間行事において、資した公開座談会を開催した。 | 、技術等を提供することを目的に、<br>部発行した。<br>りやすい表記とするため、官庁用<br>詞や読み方の難しい言葉に読みがいてロービジョン(視覚障害者)<br>より多くの事業主等に読んでもら<br>PDF版及びテキスト版(視覚障した。<br>ついて一層の理解に資するため、<br>発達障害又は精神障害をテーマに<br>を募集し、その中から選考した優<br>全国の公共職業安定所等に掲示す |
|---|--|
|---|--|

高齢・障害・求職者雇用支援機構評価シート(12)

| 中期目標   | 中期計画  | 評価期間(平成20年度~24年度)の実績報告  |            | 中期目標       |            |            |            |           |
|--|---|---|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 十 <i>州</i> 口 伝   | 下 <i>朔</i> 司 四  | 計価期间(十成20千度・24千度)の美積報口  | H 2 0      | H 2 1      | H 2 2      | H 2 3      | H 2 4      | 期間の評価     |
| 第3 国民に対して提供するサービス<br>その他の業務の質の向上に関する事項<br>通則法第29条第2項第3号の国<br>民に対して提供するサービスその他<br>の業務の質の向上に関する事項は、<br>次のとおりとする。             | スその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置   | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標<br>を達成するためとるべき措置   | A<br>4. 00 | A<br>4. 37 | A<br>4. 42 | S<br>4. 83 | A<br>4. 28 | A<br>4.38 |
| 2 障害者に係る雇用関係業務に関す<br>る事項   | 3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項  | 3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項  |            |            |            |            |            |           |
| (3) 納付金関係業務等の実施に関する<br>事項  | (3) 納付金関係業務等の実施に関す<br>る事項   | (3) 納付金関係業務等の実施に関する事項   |            |            |            |            |            |           |
| ④ 障害者の技能に関する競技大会<br>の開催に関する事項  | エ 障害者の技能に関する競技大<br>会の開催   | エ 障害者の技能に関する競技大会の開催   |            |            |            |            |            |           |
| 産業、職業及び技術等の変化や障害者の雇用・就業の動向等を踏まえた競技種目の重点化及び予報目による技能目式を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始していまる技能であるとして社会がは自然である。ことに対する社会の理解と認識を開始した。 | 会に参加する自信と誇りを持つ<br>ことができるよう、広く会の理解<br>の職業能力に対する社業能力<br>と記識を深め、その職業能力とと<br>自上と雇用促進を図るため、ビリ<br>国障害者技能競技大会(アビリンピック)を定期的(毎年、ビリンピック開催を<br>際アビリンピック開催を除<br>く。)に開催し、成績優秀者を顕<br>彰する。 | ○国際アビリンピック開催年度であった平成23年度を除いて、全国障害者技能競技大会(アビリンピック)を毎年度開催した。産業、職業及び技術等の変化や障害者の雇用・就業の動向等を踏まえた競技相目の言れる職種について技能デモンストレーションを実施した。各年度のアビリンピックの実施状況は以下のとおり。  (平成20年度) ・開催日:平成20年10月24日~26日(3日間)・開催出:千葉県千葉市・参加選手数:技能競技 243人技能デモンストレーション 6人・来場者数:39,300人・技能競技の実施(20種目)・技能デモンストレーションの実施(3職種)  (平成21年度) ・開催日:平成21年10月30日~11月1日(3日間)・開催地:茨城県ひたちなか市・参加選手数:技能競技 267人技能デモンストレーション 8人・来場者数:42,200人・技能競技の実施(3職種)  (平成22年度) ・開催日:平成22年10月15日~10月17日(3日間)・開催地:対能競技の実施(21種目)・技能デモンストレーションの実施(3職種)  (平成22年度) ・開催日:平成22年10月15日~10月17日(3日間)・開催地:神奈川県横浜市・参加選手数:技能競技の実施(31種目)・技能デモンストレーション 15人・来場者数:34,600人・技能競技の実施(22種目)・技能デモンストレーションの実施(3職種)  (平成24年度) ・開催日:平成24年10月20日~10月22日(3日間)・開催地:長野県長野市・参加選手数:技能競技 302人 |            |            |            |            |            |           |

|  |   | 技能デモンストレーション 11人 ・来場者数:43,000人 ・技能競技の実施(23種目) ・技能デモンストレーションの実施(3職種)  |  |  |
|--|---|--|--|--|
| このため、大会来場者にアンケート調査を実施し、障害者の職業能力及び雇用に対する理解が深まった旨の評価を80%以上の来場者から得られるようにすること。 | 大会来場者に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち80%以上の大会来場者から障害者の職業能力及び雇用に対する理解が深まった旨の評価を | おりであり、毎年度中期計画の目標を大きく上回る高い評価を得た。<br>  |  |  |
| TEN SIN SALVER PLECE   | 得られるようにする。  | 平成20年度 94.5%<br>平成21年度 98.1%<br>平成22年度 96.3%<br>平成24年度 96.1%   |  |  |
| また、平成23年度に韓国で開催予定の国際大会への選手の派遣<br>も考慮して、国内大会の効果的な<br>運営に努めること。              | 平成23年に開催予定の第8<br>回国際アビリンピックへの選手<br>の派遣に向け、国内大会の効果<br>的運営に努める。         | ○第8回国際アビリンピックへの選手派遣に向け、パソコン関係競技種目に<br>おいて使用するパソコンの仕様について可能な限り統一するとともに、韓<br>国の国内大会について、大会運営状況、競技課題内容、競技水準等の把握<br>を行い、第8回国際大会への選手派遣に向け、選手が持てる力を十分発揮<br>できるよう強化指導等のあり方等について検討を行った。  |  |  |
|  |   | <ul> <li>○第8回国際アビリンピックの実施状況は、以下のとおり。</li> <li>・開催期間:平成23年9月25日~30日(6日間)</li> <li>・開催地:大韓民国ソウル市</li> <li>・参加国・地域数:52か国・地域(うち技能競技:36か国・地域)</li> <li>・参加者数:1,533人(うち技能競技:延べ451人)</li> <li>・技能競技の実施(33職業技能競技、7生活余暇技能競技)</li> </ul> |  |  |
|  |   | ○第8回国際アビリンピックには、平成22年度に実施した第32回全国障害者<br>技能競技大会の成績優秀者31人(競技内容が国内大会と概ね共通する16種<br>目)を派遣した。  |  |  |
|  |   | ○派遣選手の入賞状況は、金メダル2人、銀メダル4人、銅メダル7人、特別賞5人(計18人)と、海外開催では過去最高の成績となった。   |  |  |
|  | 各都道府県における障害者の<br>技能競技大会(地方アビリンビ<br>ック)を毎年効率的かつ効果的<br>に開催・運営する。        | ○各都道府県において、障害者の技能競技大会(地方アビリンピック)を毎年度開催した。運営に当たっては、「進捗状況のチェックリスト」により準備状況を逐次把握するとともに、平成24年度末時点で競技種目351種目のうち、全国アビリンピックで実施している競技種目が327種目(93.2%)となり、競技種目の見直し等効率的かつ効果的な運営について徹底を図った。   |  |  |

高齢・障害・求職者雇用支援機構評価シート(13)

| 中期目標   | 中期計画   | 莎压如眼(亚代 0 0 左座 - 0 4 左座)の字建却件  |       | 各事業   | <b>美年度評</b> | 中期目標       |            |            |
|--|--|--|-------|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 中朔日倧   | 中期計画   | 評価期間(平成20年度~24年度)の実績報告   | H 2 0 | H 2 1 | H 2 2       | H 2 3      | H 2 4      | 期間の評価      |
| 第3 国民に対して提供するサービス<br>その他の業務の質の向上に関する事項<br>通則法第29条第2項第3号の国<br>民に対して提供するサービスその他<br>の業務の質の向上に関する事項は、<br>次のとおりとする。 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置                | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標<br>を達成するためとるべき措置  | _     |       | -           | S<br>4. 66 | A<br>3. 85 | A<br>4. 25 |
| 3 職業能力開発業務に関する事項   | 4 職業能力開発業務に関する事項   | 4 職業能力開発業務に関する事項   |       |       |             |            |            |            |
| (1) 職業能力開発促進センター等及び<br>職業能力開発総合大学校の設置及び<br>運営の実施等に関する事項  |  | (1) 職業能力開発促進センター等及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営の実施等に関する事項  |       |       |             |            |            |            |
| ② 離職者を対象とする職業訓練の<br>実施について   | イ 離職者を対象とする職業訓練<br>の実施について                                     | イ 離職者を対象とする職業訓練の実施について   |       |       |             |            |            |            |
| 雇用のセーフティネットとして<br>の役割を果たすため、雇用失業情<br>勢に応じて、離職者に対し、適切<br>かつ効果的な職業訓練を実施し、<br>再就職に結び付けるものとするこ                     | ての役割を果たすため、雇用失業情勢に応じて、離職者に対し、<br>適切かつ効果的な職業訓練を実施し、再就職に結び付けるため、 | 施計画を踏まえ、職業能力開発促進センター等において、企業での生産現  |       |       |             |            |            |            |
| と。   | 次により職業訓練を実施する。   | 施設内訓練 コース数 入所者数 (参考) 定員充足率   |       |       |             |            |            |            |
|  |  | 平成23年度 1,670コース 24,340人 79.7%<br>平成24年度 1,669コース 23,901人 79.0%   |       |       |             |            |            |            |
|  |  | ※各年度とも翌年度4月末現在の実績  |       |       |             |            |            |            |
| ア 訓練開始時から積極的に就職<br>支援を行うこととし、訓練修<br>了者の就職率を各年度とも8<br>0%以上とするとともに、就<br>職者のうち常用労働者として経典                          | 訓練終了後3ヶ月時点の就職<br>率を各年度とも80%以上と<br>するとともに、就職者のうち                | <ul><li>① 就職支援</li><li>○当機構の有する就職支援のノウハウを形式知化し、具体的な就職支援事例を網羅した「就職支援マップ」を活用し、求職者が入所してから修了するまでの間に加え、訓練修了時の未就職者も含めた就職支援について取り組んだ。</li></ul>   |       |       |             |            |            |            |
| 就職した者の割合の向上に努めること。   | 常用労働者として就職した者の割合の向上に努める。                                       | ○各施設に設置している就職対策委員会において「就職促進活動計画」の策定(Plan)、個別相談や就職講話等の各就職支援メニューの実施(Do)、就職支援実施結果の評価(Check)、就職支援の改善・見直し(Act)といった、PDCAサイクルにより、就職支援内容の質の向上に努めた。 |       |       |             |            |            |            |
|  |  | ○高い就職率を達成した指導員の就職支援ノウハウを集約し、指導員が抱える就職支援の課題を明らかにし、受講者個人に対する就職支援の行動を例示した「就職支援行動ガイド」を活用し、全国会議において就職支援の改善取組事例の共有化を図った。                         |       |       |             |            |            |            |
|  |  | ○地方運営協議会等を活用し、「就職支援マップ」、「就職支援行動ガイド」<br>等のツールにより、都道府県や民間教育訓練機関に対して、就職支援に係<br>るノウハウについて提供した。   |       |       |             |            |            |            |
|  |  | ○訓練終了後3か月時点の就職率、そのうち常用労働者としての就職者の割<br>合は以下のとおりであり、中期計画の目標を上回った。  |       |       |             |            |            |            |
|  |  | 施設内訓練 就職率 就職者のうち常用労働者の割合   |       |       |             |            |            |            |

| イ 主にものづくり分野であって、 必該地域によいて民間で  |   | ○常用労働者とし<br>スマッチの解消<br>向けた相談の実<br>が就職した企業<br>的に訪問し、就 | に向けた取組、②職施、③ハローワーク<br>施、③ハローワーク<br>、在職者訓練を受講<br>職先企業の開拓を行<br>設定、人材ニーズの | Lとして、①訓練受講者   | の更なる向上に<br>、過去に訓練生<br>指導員等が積極 |  |  |  |
|---|---|--|--|---|-------------------------------|--|--|--|
| て、当該地域において民間では実施できないもののみに限定して実施すること。その際、各職種における求人とす職のミスマッチの状況も踏まえ、訓練コースを精査した上で実施すること。 | は実施できないもののみに限<br>定して実施する。<br>なお、訓練コースの設定に<br>当たっては、当該地域ごとに、 | 機関等の有識者<br>く訓練と完合し<br>コームを行って<br>において<br>民間で         | を構成員とする訓練<br>設定となっているか<br>ていないか等につい<br>で、主にものづくり                       | 氏間教育訓練機関、事業<br>連計画専門部会を練機関等<br>、民間教育訓練科ごとに、第<br>分野の訓練コースであ<br>のに限定して実施した。 | 、ニーズに基づ<br>が設定する訓練<br>意見を聴取し、 |  |  |  |

高齢・障害・求職者雇用支援機構評価シート(14)

| 中期目標   | 中期計画  | 評価期間(平成20年度~24年度)の実績報告  |       | 中期目標  |       |            |            |            |
|--|---|---|-------|-------|-------|------------|------------|------------|
| 丁 朔 日 伝  | . L. 341 日   同  | 正 圆 对 同 ( 下 从 2 0 平 及 * 2 4 平 及 ) ツ 大 順 邗 口   | H 2 0 | H 2 1 | H 2 2 | H 2 3      | H 2 4      | 期間の評価      |
| 第3 国民に対して提供するサービス<br>その他の業務の質の向上に関する事項<br>通則法第29条第2項第3号の国<br>民に対して提供するサービスその他<br>の業務の質の向上に関する事項は、<br>次のとおりとする。 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置   | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標<br>を達成するためとるべき措置   | -     | _     | _     | S<br>4. 66 | A<br>4. 28 | A<br>4. 47 |
| 3 職業能力開発業務に関する事項   | 4 職業能力開発業務に関する事項  | 4 職業能力開発業務に関する事項  |       |       |       |            |            |            |
| (1) 職業能力開発促進センター等及び<br>職業能力開発総合大学校の設置及び<br>運営の実施等に関する事項  | (1) 職業能力開発促進センター等及<br>び職業能力開発総合大学校の設置<br>及び運営の実施等に関する事項   | (1) 職業能力開発促進センター等及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営の実施等に関する事項   |       |       |       |            |            |            |
| ③ 高度技能者の養成のための職業<br>訓練について   | ウ 高度技能者の養成のための職<br>業訓練について  | ウ 高度技能者の養成のための職業訓練について  |       |       |       |            |            |            |
| 産業の基盤を支える人材を育成<br>するために、職業能力開発大学校<br>等の専門課程においては、技術革<br>新に対応できる高度な知識と技能<br>・技術を兼ね備えた実践技能者を<br>・                | 成するために、職業能力開発大学校等の専門課程においては、 は技術革新に対応できる高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実  | ○我が国の産業の基盤を支えるものづくり人材の育成等を行うため、技術革新の進展や、産業構造の変化に応じた理論と技能・技術を有機的に結び付けた実学融合の教育訓練システムによる学卒者を対象とする職業訓練について、職業能力開発大学校・短期大学校において就職支援、産業界や他大学との連携に取り組んだ。   |       |       |       |            |            |            |
| 養成し、また、応用課程において<br>は、生産技術・生産管理部門のリ<br>ーダーとなる人材を養成するもの  | 践技能者を養成し、また、応用<br>課程においては、生産技術・生<br>産管理部門のリーダーとなる人  | 在校生数 専門課程 応用課程 (参考) 定員充足率   |       |       |       |            |            |            |
| とすること。   | 材を養成するよう、次により職<br>業訓練を実施する。   | 平成23年度 4,264人 1,857人 107.0%<br>平成24年度 3,956人 1,741人 102.5%  |       |       |       |            |            |            |
|  |   | ※各年度とも4月現在の実績   |       |       |       |            |            |            |
| ア 専門課程及び応用課程の修了<br>者のうち、就職希望者の就職<br>率を各年度とも95%以上と<br>すること。   | ① ものづくり産業における人(材ニーズに的確に対応した訓(練内容とすることや、的確な就職支援を徹底して行う記とにより、引き専門課程及び応用課程の修丁者のうち、就職希望者の就職率を各年度とも95%以上とする。 | ① 就職支援 ○人材ニーズに的確に対応した訓練内容とすることや、的確な就職支援を徹底して行うことにより、引き続き高い就職実績を確保するために取り組んだ主な内容は以下のとおり。 ・ものづくり産業における技術動向や企業等から聴取した地域の人材ニーズ等に対応した、訓練カリキュラムの一部見直し ・1年次からガイドブックを配布し、「就職ガイダンス」やキャリア・コンサルティングをきめ細かく実施 ・職業人としての素養や職業意識を高めるため、職業社会論、キャリア形成論、インターンシップ・カードを活用したキャリア・成論、インターンシップ・カードを活用したキャリア・フが等により個別の就職支援の強化 ・発達応要な学生等への支援・対しての就職支援について、「特別な配慮が必要な学生等への支援・対応ガイド」を整備し、早期に外部支援機関等と連携した支援を実施するよう指示 ・就職実績のある企業を中心に事業所訪問を積極的に実施するとと、過去に採用実績を有するものの求人票の提出を控えている企業等にも訪問し、求人開拓を行うよう指示 |       |       |       |            |            |            |
|  |   | ○専門課程及び応用課程の修了者のうち、就職希望者の就職率、そのうち常<br>用労働者としての就職者の割合は以下のとおりであり、中期計画の目標を<br>大幅に上回った。   |       |       |       |            |            |            |
|  |   | 就職率 就職者のうち常用労働者の割合  |       |       |       |            |            |            |

| イ 職業能力開発大学校等について、産学連携や他大学等関係<br>機関との連携を強め、より地域に開かれたものとすること。  | ② 職業能力開発大学校等について、産学連携や他大学等関係機関との連携を強め、より地域に開かれた施設運営に努める。 | <ul><li>○職業能力開発力<br/>業高校や高等専<br/>界との連携によ</li></ul> | 2大学等関係機<br>に学校等におい<br>厚門学校、大学<br>こり得られた実       | 在の実績<br>関との連携<br>て、共同研究等<br>との連携等というが、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、 | 3.2%<br>0.0%<br>・受託研究や施設の開放<br>について取り組み、地域<br>ウや技能・技術等を高度<br>のテーマ等として、有効<br>他大学関係機関との<br>218件<br>257件        | 成の産業<br>度技能者<br>効に活用  |
|--|--|--|--|--|--|---|
| ウ 地方公共団体との役割分担を<br>一層明確化し、民業補完訓練<br>する観点から、民間教育の<br>機関等の多種多様な訓練の<br>機関等の多種多の地方の組<br>が況で、<br>を<br>を<br>は<br>に<br>お<br>い<br>に<br>お<br>は<br>に<br>お<br>は<br>え<br>、<br>さ<br>、<br>さ<br>、<br>さ<br>、<br>さ<br>、<br>さ<br>、<br>さ<br>、<br>さ<br>、<br>さ<br>、<br>さ<br>、 | 実施の状況や昨今の地方公共  | ○地方運営協議会<br>科に係る訓練に<br>機関や地方公共<br>ら意見を聴取し          | やものづくり<br>ニーズを確認に<br>は団体で、<br>にた上で、<br>東に特化・重点 | 化し、専門課   | 協議会などを活用し、記<br>当該訓練科と他の民間<br>リースとを比較し、外部を<br>し、主として若年者を対<br>程、応用課程、専門課程<br>専門課程活用型<br>デュアルシステム<br>50人<br>49人 | 设置訓練練<br>対<br>調調者と<br>計<br>製<br>計<br>製<br>活<br>者<br>と<br>用<br>型 |

高齢・障害・求職者雇用支援機構評価シート(15)

| 中期目標   | 中期計画   | 評価期間(平成20年度~24年度)の実績報告  |       | 各事業年度評価結果 |       |            |            | 中期目標       |  |
|--|--|---|-------|-----------|-------|------------|------------|------------|--|
| 丁朔日你   | 工.為1日國   | 正 Ⅲ 朔 间(干 灰 2 0 平 反 · 2 4 平 反) ♡ 天 順 報 口  | H 2 0 | H 2 1     | H 2 2 | H 2 3      | H 2 4      | 期間の評価      |  |
| 第3 国民に対して提供するサービス<br>その他の業務の質の向上に関する事項<br>通則法第29条第2項第3号の国<br>民に対して提供するサービスその他<br>の業務の質の向上に関する事項は、<br>次のとおりとする。   |  |   | _     | _         | -     | A<br>4. 16 | A<br>4. 14 | A<br>4. 15 |  |
| 3 職業能力開発業務に関する事項   | 4 職業能力開発業務に関する事項   | 4 職業能力開発業務に関する事項  |       |           |       |            |            |            |  |
| <ul><li>(1) 職業能力開発促進センター等及び<br/>職業能力開発総合大学校の設置及び<br/>運営の実施等に関する事項</li></ul>  | (1) 職業能力開発促進センター等及<br>び職業能力開発総合大学校の設置<br>及び運営の実施等に関する事項          | (1) 職業能力開発促進センター等及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営の実施等に関する事項   |       |           |       |            |            |            |  |
| ④ 在職者を対象とする職業訓練の<br>実施について   | エ 在職者を対象とする職業訓練<br>の実施について                                       | エ 在職者を対象とする職業訓練の実施について  |       |           |       |            |            |            |  |
| 産業の基盤を支える高度な職業<br>能力を有する人材を育成するため、在職者に対し、事業主のニー<br>ズ等に基づき、適切かつ効果的な<br>職業訓練を実施すること。   | 業能力を有する人材を育成する<br>ため、在職者に対し、事業主の                                 | き、おおむね2日から5日の期間で、技能・技術の向上を図る職業訓練を   |       |           |       |            |            |            |  |
|  |  | 平成23年度 5,571コース 39,332人<br>平成24年度 6,303コース 49,555人  |       |           |       |            |            |            |  |
| ア 受講者に対してアンケートの<br>を実施能し、80%以上の立ちに対してアンケートの<br>を実施能力の向とになうのが上になららのがまた。<br>の向られまですることのですることのでするにでする。<br>はながります。<br>はながります。<br>はながります。<br>はながります。<br>はながります。<br>はながります。<br>はながります。<br>はながります。<br>はながります。<br>はながります。<br>はながります。<br>はながります。<br>はながります。<br>はないでものできるといる。<br>にいれたがいます。<br>はいないできるにないます。<br>はいないできるとといるといるといる。<br>はいれたができるにいる。<br>はいれたができるといるといる。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいまする。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいまする。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいまする。<br>はいれたがいまする。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいまする。<br>はいれたがいまする。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいまする。<br>はいれたがいまする。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいまする。<br>はいれたがいまする。<br>はいれたがいます。<br>はいれたがいまする。<br>はいれたがいまする。<br>はいれたがいまする。<br>はいれたがいまする。<br>はいれたがいまする。<br>はいれたがいまする。<br>はいれたがいまする。<br>はいれたがいまする。<br>はいれたがいまする。<br>はいれたがいまする。<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれたが、<br>はいれた | 調査を実施し、80%以上の<br>者から職業能力の向上に役立<br>った旨の評価が得られるよう<br>にする。また、事業主の指示 | た)旨の評価が得られた割合は以下のとおりであり、中期計画の目標を上回る評価を得た。  ○受講者に対するアンケート調査  平成23年度 98.7%  平成24年度 98.8%  ○事業主に対するアンケート調査  平成23年度 97.6%  平成24年度 97.9% |       |           |       |            |            |            |  |

把握する観点から、受講者が 習得した能力(習得度)の測 定・評価を実施すること。

ウ 地方公共団体との役割分担の 一層の明確化を図るとともに、 民業補完に徹する観点から、 民間教育訓練機関等の多種多 様な訓練の実施の状況や昨今 の地方公共団体における職業 訓練の取組状況を踏まえ、中 小企業等を主な対象として、 ものづくり分野を中心に真に 高度なもののみに真に限定し て実施すること。

また、中小企業等を主な対 象としていることに配慮しつ つ、適切な費用負担を求めること。

⑤ 事業主等との連携・支援につ いて

事業主等との連携による訓練力 リキュラムの開発や訓練の実施、 その求めに応じた職業訓練指導員 の派遣、訓練設備の貸与、訓練ノ ウハウ・情報の提供等を行うな ど、事業主等が効果的に職業訓練 を実施できるよう、連携・支援を 行うこと。その際、適切な費用負 担を求めること。

に把握する観点から、受講者 が習得した能力について職場 での適用状況等の確認・評価 を実施する。

の一層の明確化を図るととも に、民業補完に徹する観点か ら、民間教育訓練機関等の多 種多様な訓練の実施の状況や 昨今の地方公共団体における 職業訓練の取組状況を踏ま え、中小企業等を主な対象と して、ものづくり分野を中心 に真に高度なもののみに真に 限定して実施する。

また、訓練コースは、当該 地域ごとの事業主団体や関係 行政機関等から意見を聴くこ となどにより人材育成ニース を把握した上で設定するもの とし、各地域において地方運 営協議会の専門部会として外 部委員で構成する検討の場を 設け、訓練コースについて、 意見を聴取し、審査する。

なお、中小企業等を主な対 象としていることに配慮しつ つ、適切な費用負担を求める。

オ 事業主等との連携・支援につ オ 事業主等との連携・支援について いて

事業主等との連携による訓練 カリキュラムの開発や訓練の実 施、その求めに応じた職業訓練 指導員の派遣、訓練設備の貸与、 訓練ノウハウ・情報の提供等を 行うなど、事業主等が効果的に 職業訓練を実施できるよう、連 携・支援を行う。その際、適切 な費用負担を求める。

- ・訓練コースの受講を通じて習得した能力について、職場での適用状況(受 講した訓練内容を職場の仕事に活用しているか等)を確認し、改善点を分 析、評価した結果を訓練コースの設定等に活用した。
- ③ 地方公共団体との役割分担 ③ 訓練コースの設定、人材ニーズの把握
  - ○各地域の訓練計画専門部会において、ニーズに基づく訓練コースの設定が されているか、民間教育訓練機関等が設定する訓練コースとの競合がない か等について、意見聴取し、審査を行った上で、ものづくり分野に特化し た真に高度なもののみに限定して実施した。
  - ○事業主等へのヒアリングを通じて把握した人材育成ニーズに迅速かつ機動 的に対応するため、オーダーメイド訓練を積極的に実施した。
  - ○在職者訓練においては、「ものづくり分野を中心に「真に高度なもの」の みに限定して実施する」という基本方針に基づき、設定基準を設けており、 中小企業等を主な対象とし、ものづくり分野の訓練であることなどの基本 的要件や、現場力の強化及び技能の継承ができる能力を養成するなどの訓 練内容に合致した訓練コースを設定した。
  - ○在職者訓練における受講料については、受講者の多くが中小企業の従業員 であることを踏まえ、教材費・光熱水料等実費相当額の費用負担を求めた。

- ○事業主等が行う教育訓練が効果的に実施されるよう、職業訓練指導員の派 遣や職業能力開発施設設備の貸与等を実施するとともに、事業主等からの 相談を踏まえ、民間教育訓練機関等が行う教育訓練コースの実施を希望す る場合には、当該民間教育訓練機関等に関する情報を提供するなど、連携 支援を行った。

また、職業訓練指導員の派遣や施設設備の貸与に係る電気代等の実費等を 考慮し、費用負担を求めた。

○依然として厳しい雇用情勢が続く中、労働者の雇用維持に努める事業主を 引き続き支援するために、雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金 の支給対象となる労働者を対象として、事業主が行う休業期間中の教育訓 練に関する相談や中小企業等のニーズに対応した訓練時間3時間から30時 間程度の「緊急雇用対策講習」を実施した。

高齢・障害・求職者雇用支援機構評価シート(16)

| 中期目標  | 中期計画   | 評価期間(平成20年度~24年度)の実績報告   |       | 中期目標  |       |           |            |            |
|---|--|--|-------|-------|-------|-----------|------------|------------|
| · [ · // / / / ] 口 1示   | .1.為1日 屈   | II 圖列則(下灰~0千反~04千反)の大順和口   | H 2 0 | H 2 1 | H 2 2 | H 2 3     | H 2 4      | 期間の評価      |
| 第3 国民に対して提供するサービス<br>その他の業務の質の向上に関する事項<br>通則法第29条第2項第3号の国<br>民に対して提供するサービスその他<br>の業務の質の向上に関する事項は、<br>次のとおりとする。  |  | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標<br>を達成するためとるべき措置  | _     | _     | _     | A<br>3.83 | A<br>3. 57 | A<br>3. 70 |
| 3 職業能力開発業務に関する事項  | 4 職業能力開発業務に関する事項   | 4 職業能力開発業務に関する事項   |       |       |       |           |            |            |
| <ul><li>(1)職業能力開発促進センター等及び<br/>職業能力開発総合大学校の設置及び<br/>運営の実施等に関する事項</li></ul>  | (1) 職業能力開発促進センター等及<br>び職業能力開発総合大学校の設置<br>及び運営の実施等に関する事項  | (1) 職業能力開発促進センター等及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営の実施等に関する事項  |       |       |       |           |            |            |
| ⑥ 職業訓練指導員の養成について  | カ 職業訓練指導員の養成について   | カ 職業訓練指導員の養成について   |       |       |       |           |            |            |
| 職業訓練指導員については、職業能力開発に関するニーズに的確に対応するため、技能習得の指導ができるだけでなく、訓練のコーディネート、キャリア・コンサルティング、就職支援など、公共だけではなく民間においても対応できる幅広い能力を有する人材を養成すること。                               | 職業訓練指導員については、<br>職業能力開発に関するニーズに<br>的確に対応するため、技能習得<br>の指導ができるだけでなく、訓<br>練のコーディネート、就職子<br>・コンサルティング、就職長<br>など、公共だけではなく民間に<br>おいても対応できる幅広い能力<br>を有する人材を養成する。              | ○新規高卒者等を対象に、職業訓練指導員として必要な技能・技術、知識及び訓練指導力などの付与を目的として、技能習得の指導ができるだけでなく、訓練のコーディネート、キャリア・コンサルティング、就職支援などに対応できる幅広い能力を有する職業訓練指導員を養成する訓練を実施した。            |       |       |       |           |            |            |
| ⑦ 訓練コースの開発等について   | キ 訓練コースの開発等について  | キ 訓練コースの開発等について  |       |       |       |           |            |            |
| 政策的必要性の高い分野を中心に、訓練コースの開発、人材ニーズの把握、キャリア形成の過程の把握、職業訓練技法の開発等効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・研究を実施し、その成果を民間教育訓練機関、地方公共団体等にも提供すること。また、環境・エネルギー分野などの新しい分野の訓練カリキュラム開発を進めること。 | 政策的必要性の高い分野を中心に、訓練コースの開発、人材ニーズの把握、キャリア形成の過程の把握、職業訓練技法の開発等効果的・効率的な職業訓練支法の開発等効果の実施に資力の表別を目標を表現した。<br>して、の成果を民間を発展した。<br>を関する。<br>を対して、環境・エネルギー分野などの新しい分野の訓練カリキュラム開発を進める。 | 識経験者及び産業界等の外部有識者を含めた委員会を設けて職業訓練の実施に資する調査・研究及び職業訓練用教材の作成を実施した。<br>(平成23年度)<br>・新訓練科(高度職業訓練専門課程及び応用課程)の試行検証に関する調査研究<br>・業種別職業能力開発体系の構築に関する調査研究 他8テーマ |       |       |       |           |            |            |

| ⑧ 職業能力開発分野の国際連携・<br>協力の推進について  | ク 職業能力開発分野の国際連携 ク 職業能力開発分野の国際連携・協力の推進について<br>・協力の推進について |  |  |  |
|--|---|--|--|--|
| 国、国際協力機構 (JICA)<br>等の委託を受けて、開発途上国に<br>おける人材養成や国内における研<br>修生の受入れ等を効率的・効果的<br>に推進すること。 | F からの研修生の受入れや、職業 ・海外からの研修員の受入れ                          |  |  |  |

高齢・障害・求職者雇用支援機構評価シート(17)

| 中期目標  | 中期計画  | 評価期間(平成20年度~24年度)の実績報告   |       | 各事    | 中期目標  |            |            |            |
|---|---|--|-------|-------|-------|------------|------------|------------|
| 下 <i>州</i> 日 保  | 下 <i>荆</i> 司 四  | 計画期间(十成20十度、24十度)の天積和口   | H 2 0 | H 2 1 | H 2 2 | H 2 3      | H 2 4      | 期間の評価      |
| 第3 国民に対して提供するサービス<br>その他の業務の質の向上に関する事項<br>通則法第29条第2項第3号の国<br>民に対して提供するサービスその他<br>の業務の質の向上に関する事項は、<br>次のとおりとする。  |   | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標<br>を達成するためとるべき措置  | _     | _     | _     | A<br>3. 83 | A<br>3. 71 | A<br>3. 77 |
| 3 職業能力開発業務に関する事項  | 4 職業能力開発業務に関する事項  | 4 職業能力開発業務に関する事項   |       |       |       |            |            |            |
| (1) 職業能力開発促進センター等及び<br>職業能力開発総合大学校の設置及び<br>運営の実施等に関する事項   |   | (1) 職業能力開発促進センター等及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営の実施等に関する事項  |       |       |       |            |            |            |
| ① 効果的な職業訓練の実施に<br>ついて   | ア 効果的な職業訓練の実施 について  | ア 効果的な職業訓練の実施について  |       |       |       |            |            |            |
| ア 職業能力開発の実施に当たっ<br>では、労使等の参画による置す<br>では、労使等の参画にお置するとを機構本道中、労働局、事業等の<br>が関係者、教協議、労働場子の代の<br>の代のも地域の協議、分使や制度によるとに設置といる。<br>は、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次で | ① 労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者から構成する運営委員会を機構本部に設置し、職業能力開発業務の円滑な運営を図る。                           | ① 運営委員会の設置<br>○学識経験者、労使代表者からなる運営委員会を機構本部に設置・開催し、<br>機構の年度計画のうち、職業能力開発業務関係部分を審議した。また、平<br>成24年度においては機構の第3期中期計画及び業務方法書のうち、職業能<br>力開発業務関係部分を審議した。   |       |       |       |            |            |            |
|   | 事業主や労働者の代表、教育<br>機関等の参画による地方運営<br>協議会を都道府県ごとに設置<br>し、労使や地域における関係<br>者の職業訓練に対するニーズ<br>を踏まえたこれまで以上に効<br>果的・効率的な職業訓練の実 | ② 労働局、都道府県、事業主、事業主団体、教育機関等との連携<br>○地方運営協議会の設置<br>職業能力開発促進センター等の運営に当たっては、都道府県、都道府県労働局、事業主や労働者の代表、教育機関等で構成される地方運営協議会を、全ての都道府県の職業訓練支援センターに設置の上、それぞれの地域での業務実績や訓練計画を協議するとともに、効果的・効率的を職業訓練の実施が可能となるよう、各関係機関による連携・協力を要請した。<br>○関係機関との連携による震災復興訓練の実施<br>東日本大震災の破災地等の6県(青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城)<br>において、県、労働局・公共職業安定所、事業主団体等から地域の復旧・<br>復興に係る人材ニーズを聴取・把握し、人材ニーズが高かった分野について、被災離職者等の再就職を目的とした震災復興訓練を設定・実施した。 |       |       |       |            |            |            |
| イ 企業等のニーズに応えた訓練<br>コースの設定を行うとともに、<br>就職率等の訓練成果の客観的<br>な評価・分析を実施し、訓練<br>の質や効果的な訓練の実施を<br>担保すること。   | 練コースの設定を行うととも<br>に、就職率等の訓練成果の客<br>観的な評価・分析を実施し、<br>訓練の質や効果的な訓練の実<br>施を担保する。<br>なお、各職業訓練に係る P<br>D C A サイクルによる訓練コ    | ③ 効果的な訓練の実施 ○訓練の品質の維持・向上を図るための指針である「機構版教育訓練ガイドライン」に基づき、訓練コースの設定から実施、評価、改善に至るPDCAサイクルによる効果的・効率的な訓練を実施した。具体的には、人材ニーズの調査結果を踏まえた訓練コースの設定(Plan)、カリキュラムの要点を押さえ、受講者の習得状況に応じた訓練の実施(Do)、訓練受講者の就職率、習得度、満足度等の効果測定や訓練コースの設定から実施に至る業務プロセスの点検等による問題点の把握(Check)、訓練コースや指導方法等の改善(Act)という一連の流れに沿って、継続的な見直しを行った。  |       |       |       |            |            |            |

|   | 果をホームページに公表す<br>る。  | なお、上記訓練コースの設定に当たっては、地方運営協議会において、<br>各地域における訓練ニーズの把握を行うとともに、各訓練科(コース)<br>が企業等の訓練ニーズを踏まえたものとなっているかの確認を行った。  |
|---|---|---|
|   |   | ○PDCAを活用した訓練コースの見直しに当たっては、離職者訓練の受講者の習得度測定、改善・見直しのためのフォローアップ調査や在職者訓練の品質保証に向けた取組(訓練カルテ方式)などにより評価及び問題点を把握するとともに、全国の職業訓練指導員等が事業所等を訪問し、ヒアリング調査等を行って把握した地域の人材ニーズ等を踏まえ訓練コース案を作成した。   |
|   |   | ○カリキュラム等検討委員会において訓練コース案のカリキュラム内容の精査や、関係行政機関代表委員、使用者代表委員、公益代表委員で構成される訓練計画専門部会において、都道府県や、民間教育訓練機関等の訓練科と競合していないか、訓練ニーズを踏まえた訓練設定となっているか等の審議を行い、訓練コースの見直しに反映させるとともに、その結果をホームページに公表した。  |
| ⑨ 公共職業能力開発施設等について   | ケ 公共職業能力開発施設等につ<br>いて   | ケ 公共職業能力開発施設等について   |
| 独立行政法人雇用・能力開発機<br>構法を廃止する法律(平成23年<br>法律第26号)を踏まえ、以下の<br>取組を適切に行うこと。   | 独立行政法人雇用・能力開発<br>機構法を廃止する法律(平成2<br>3年法律第26号)を踏まえ、<br>以下の取組を適切に行う。   |   |
| ア 職業能力開発促進センター及<br>び職業能力開発大学校・短期<br>大学校の都道府県への移管に<br>当たっては、平成25年度ま<br>での間、集中的に希望する都<br>道府県への移管を進めること。   | ① 職業能力開発促進センター<br>及び職業能力開発大学校・短<br>期大学校の都道府県への移管<br>に当たっては、平成25年度<br>までの間、集中的に希望する<br>都道府県への移管を進める。   | ① 職業能力開発促進センター及び職業能力開発大学校・短期大学校の都道府県への移管<br>○労働政策審議会職業能力開発分科会におけるポリテクセンター等移管についての議論に資するよう、厚生労働省にポリテクセンター等の現状についてのデータ等を提供した。また、平成25年度にポリテクセンター所長等が各道府県を訪問し、譲渡協議を進めることができるよう、検討を進めた(平成25年4月~5月に全道府県を訪問)。<br>さらに、厚生労働省が譲渡についての検討に資するよう、各道府県に提示する、譲渡対象施設の評価額や、職員数等の基礎数値の作成に当たって必要となるデータを取りまとめ、厚生労働省に提供した。 |
| イ 職業能力開発促進センター及<br>び職業能力開発大学校・短期<br>大学校については、厳しい雇<br>用失業情勢に配慮しつつ、都<br>道所県とも連携して、地域に<br>おいて必要な訓練の質と量を<br>確保すること。   | ② 職業能力開発促進センター<br>及び職業能力開発大学校・短<br>期大学校については、厳しい<br>雇用失業情勢に配慮しつつ、<br>都道府県とも連携して、地域<br>において必要な訓練の質と量<br>を確保する。   | は、厳しい雇用情勢に配慮しつつ、次のとおり都道府県と連携するなどにより、地域において必要な訓練の質と量の確保を図った。   |
| ウ 職業能力開発総合大学校は、<br>平成24年度末までに相模原<br>校を廃止し、附へ集無がであるる<br>京校(小平市)へ集終的から<br>ともに、平成26年度がらが、<br>平成24年度から拡充すらけ、<br>平成24年度から拡充す向け、<br>平成24年度から拡充す向け、<br>平成24年度から拡充す向け、<br>が単備を進めるほか、民間、<br>育訓練機関が実施するせるた<br>なり質を維持・向上させるた | ③ 職業能力開発総合大学校は、<br>平成24年度末までに相模原<br>校を廃止し、附属校であると<br>ともに、平成26年度から導<br>入するハイレベル訓練(仮称)、<br>平成24年度から拡充するス<br>キルアップ訓練の実施にする向<br>け、カリキュラムの検討など<br>必要な準備を進めるほか、<br>間教育訓練機関が実施する報<br>業訓練の質を維持・向上させ |   |

| めの取組を支援すること。  | るための取組を支援する。  | 備を進めた。  |  |  |
|---|---|---|--|--|
|   |   | ○全国の職業訓練指導員等を対象としたスキルアップ訓練について、平成24<br>年度から段階的に対象人員を拡大していくため、北海道を始め全国 8 ブロックにおいて、職業大の教員が各地域に出向いて実施する出前型訓練を試行として 8 コース実施した。                    |  |  |
|   |   | ○生産技術・生産管理部門のリーダーや質の高い職業訓練指導員を育成するための総合課程を平成24年度から設置し、カリキュラムや教員体制の整備、大学評価・学位授与機構からの学士(生産技術)の取得、学生募集等に取り組んだ。                                   |  |  |
|   |   | ○民間教育訓練機関の職業訓練指導員等を対象とした指導員再訓練を実施するとともに、職業訓練の実施に資する研究の成果や開発したカリキュラムモデル等をホームページにおいて発信し、職業訓練に係るノウハウを提供した。                                       |  |  |
|   |   | ○民間教育訓練機関が実施する職業訓練の質を維持・向上させるため、「職業訓練の質保証に係る要員養成協議会」を設置し、職業訓練の質保証に係る研修カリキュラムを開発し、研修を実施した。   |  |  |
|   |   | ○民間教育訓練機関の職業訓練サービスとマネジメントの質の向上を図るため、厚生労働省が作成した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」について、求職者支援訓練を行う民間教育訓練機関に対して広報用リーフレットの配布及び機構ホームページへの掲載により、周知・広報を行った。 |  |  |
| エ 上記各施設の在り方等の見直<br>しに当たっては、施設ごとの<br>セグメント情報を十分に踏ま<br>え、具体的な業務運営の達成<br>目標を定めた上で、その業務<br>量に応じた適切な人員やコス<br>トとなっているかを検討し、 | ④ 上記各施設の在り方等の見<br>直しに当たっては、施設ごと<br>のセグメント情報を十分に踏<br>まえ、具体的な業務運営の達<br>成目標を定めた上で、その業<br>務量に応じた適切な人員やコ<br>ストとなっているかを検討 | のほか各施設の業務実績等を用いて、訓練等に要した経費や訓練生一人当   |  |  |
| トとなっているかを検討し、<br>必要な措置を講ずること。   | 人下となっているかを検討し、必要な措置を講ずる。  | <ul><li>○なお、都道府県への職業能力開発促進センター等の譲渡に関連して、<br/>都道府県から同センター等の運営コストについて問い合わせがあった<br/>場合には、セグメント情報を用いて情報提供が行われた。</li></ul>                         |  |  |

高齢・障害・求職者雇用支援機構評価シート(18)

| 中期目標  | d-#9⇒1 ==   | 茶体期間(花卉〇〇左座、〇八左座)の女体和片   |   | 各事    | <b>業年度評</b> 個 | 話結果        |            | 中期目標       |
|---|---|--|---|-------|---------------|------------|------------|------------|
| 中期日標  | 中期計画  | 評価期間(平成20年度~24年度)の実績報告 H2  |   | H 2 1 | H 2 2         | H 2 3      | H 2 4      | 期間の評       |
| 3 国民に対して提供するサービス<br>その他の業務の質の向上に関する事項<br>通則法第29条第2項第3号の国<br>民に対して提供するサービスその他<br>の業務の質の向上に関する事項は、<br>次のとおりとする。 |   |  | - | -     |               | A<br>3. 66 | B<br>3. 14 | B<br>3. 40 |
| 職業能力開発業務に関する事項  | 4 職業能力開発業務に関する事項  | 4 職業能力開発業務に関する事項   |   |       |               |            |            |            |
| ) 求職者支援制度に係る職業訓練の<br>認定業務等に関する事項  | (2) 求職者支援制度に係る職業訓練<br>の認定業務等に関する事項                            | (2) 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項   |   |       |               |            |            |            |
| 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)に基づく職業訓練の認定を的確に実施すること。また、認定職業訓練が円滑かつ効施計画も踏まえて)必要な指導及び助言を行うこと。        | 職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)に基づく職業訓練の認定業務の実施に当たっては、技能の向上が図られ、就 | 23年法律第47号)に基づく開始された求職者支援制度において、当機構は、職業訓練を実施する民制練の認定業務の実施に当た間教育訓練機関に対して制度の周知広報、訓練計画の策定に関する相談には、技能の向上が図られ、就接助、職業訓練の審査・認定、訓練実施に関する指導・助言を実施した。 |   |       |               |            |            |            |
|   | 効果的な実施に資するよう、職業<br>訓練実施計画も踏まえて、訓練コ<br>ース設定の指導や機構が有する職         | -  |   |       |               |            |            |            |
|   | 業能力開発及び就職支援のノウハウの提供など、必要な指導及び助言を行う。                           | コース数 9,751コース 5,745コース 4,006コース  |   |       |               |            |            |            |
|   |   | コース数 15,360コース 10,233コース 5,127コース<br>定 員 324,185人 213,034人 111,151人  |   |       |               |            |            |            |
|   |   | < 主な不認定理由>     ・全国職業訓練実施計画・地域職業訓練実施計画において定められた<br>認定上限値を超える申請があった     ・職業能力の開発・向上に資する教科となっていない等、認定基準に適<br>合しない 等                           |   |       |               |            |            |            |
|   |   | ※平成23年度実績は、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の<br>支援に関する法律施行規則」(平成23年厚生労働省令第93号)の公<br>布の翌日(平成23年7月26日)から平成24年3月末までの実績。                                   |   |       |               |            |            |            |
|   |   | ○厚生労働省が定めた認定基準に基づき、特定求職者を早期に安定した雇用に結びつけるよう、職業能力の開発及び向上を図るために効果的な訓練内容となっているか等を踏まえ、認定申請書の審査を実施した。  |   |       |               |            |            |            |
|   |   | 〇求職者支援訓練の質を確保するため、全ての訓練実施施設に対し、定期的<br>(コース毎に概ね月1回)に訓練及び就職支援の実施状況等を確認した。  |   |       |               |            |            |            |
|   |   | 実施状況確認件数 開講コース数  |   |       |               |            |            |            |
|   |   | 平成23年度 8,816件 3,422コース<br>平成24年度 31,557件 7,781コース  |   |       |               |            |            |            |

| ※平成23年度実績は、平成23年10月から平成24年3月末まで  | *の実績。                            |  |
|--|----------------------------------|--|
| ○認定基準に適合し、特定求職者の就職に資するような訓練っ<br>ム作成等の参考となる「カリキュラム作成ナビ」を作成し、<br>ージ上で公開するとともに、相談の機会を通じて訓練実施権<br>するなどし、訓練カリキュラムの円滑な作成を支援した。   | 、ホームペ                            |  |
| ○厚生労働省と協議して定めた「求職者支援訓練の認定申請書を当たっての留意事項」、「求職者支援訓練の選定方法」、「求職者支係るカリキュラム作成にあたっての留意事項」及び「求職者支施するに当たっての留意事項」について、民間教育訓練機関、職者支援訓練の認定申請や訓練運営に当たり、重要かつ参考のなので、改訂の都度、速やかに機構ホームページにおいて、間教育訓練機関に対して周知・広報を行った。 | 支援訓練に<br>援訓練を実<br>にとって求<br>考となるも |  |

高齢・障害・求職者雇用支援機構評価シート(19)

| 中期目標  | 中期計画   |              | ⇒ /≖                                 | 期間 (水代のの  | を事業年度評価結果<br>年度~24年度)の実績報告   |   |   |           |           |           |           | 中期目標      |           |
|---|--|--------------|--------------------------------------|---|--|---|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| T 朔 日 悰   | 中州司 四  |              | 計川                                   | 朔順(千成20   | 平皮~24平皮  | .) 炒美順報日  |   | H 2 0     | H 2 1     | H 2 2     | H 2 3     | H 2 4     | 期間の評価     |
| 第4 財務内容の改善に関する事項<br>通則法第29条第2項第4号の財<br>務内容の改善に関する事項は、次の<br>とおりとする。  1 管理業務の節減を行うとともに、<br>効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。  2 運営費交付金を充当して行う事業<br>については、「第2 業務運営の効<br>率化に関する事項」で定めた事項に<br>配慮した中期計画の予算を作成し、<br>当該予算による運営を行うこと。 | 1 予算 別紙-1のとおり<br>2 収支計画 別紙-2のとおり   | 中囲執い 予一省施 運部 | 目に等は、執借原努 費つにが減各 に等省、 付料、め 交いにがしている。 | 業務の進捗状況<br>いる<br>いて、職員諸年のといて、職員諸手当<br>下げ、その他の外<br>、意識等の節減を<br>多経費等の節減を<br>の収益化につい | 及び予算執行供、<br>行った。<br>行った。<br>の見直しによる。<br>の見直し、業務が<br>の見が手れれ、<br>の見が手がまれる。<br>の見では、<br>の見では、<br>のしては、<br>の他の他の<br>の他の<br>の他の<br>の他の<br>の他の<br>の他の<br>の他の<br>の他の<br>の他の | こついては、そのうの<br>兄を把握し、予算の<br>兄を把握し、予算の<br>収支計画及び資金計画及び資金<br>人件費の削減、地域<br>力率化のための積極<br>複数年度契約の積極<br>庫負担の軽減に寄り<br>に度から、一般管理<br>いて費用進行基準 | の計画域的の<br>動画では<br>対画では<br>が動画では<br>が動画で<br>が動画で<br>が動画で<br>が動画で<br>が動画で<br>が動画で<br>が動画で<br>が動画で<br>が動画で<br>が動画で<br>が動画で<br>が動画で<br>が動画で<br>が動画で<br>が動画で<br>が動画で<br>が動いた。<br>のののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>ののので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので<br>のので | A<br>4.00 | A<br>3.75 | A<br>4.00 | A<br>4.00 | A<br>3.57 | A<br>3.86 |
| 3 障害者雇用納付金に係る積立金については、納付金が障害者の雇用に伴う、経済的な負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るためみ、適正にその運用及び管理を行うこと。   | <ul> <li>障害者雇用納付金に係る積立<br/>金については、銀行等の健全性<br/>に配慮した運用を行うなど、適<br/>正にその運用及び管理を行う。</li> </ul> | 信託           | による運用                                | †金に係る積立金<br>目を実施した。<br>経績については以   |  | 則法第47条に基づき  | き、金銭  |           |           |           |           |           |           |
|   |  |              | 1                                    | 平成20年度  | 平成21年度   | 平成22年度  |   |           |           |           |           |           |           |
|   |  | 金銭           | 運用額                                  | 200億円   | 200億円  | 120億円   |   |           |           |           |           |           |           |
|   |  | 信託           | 運用益                                  | 約2.0億円  | 約2.0億円   | 約1.5億円  |   |           |           |           |           |           |           |
|   |  |              | 利回り                                  | 1.01%   | 1.00%  | 1.26%   |   |           |           |           |           |           |           |
|   |  | 定            | 運用額                                  | 50億円  | -  | 30億円  |   |           |           |           |           |           |           |
|   |  | 期預           | 運用益                                  | 0.56億円  | 約0.2億円   | 約0.19億円   |   |           |           |           |           |           |           |
|   |  | 金            | 利 率                                  | 0.89%<br>0.83%  | 0.83%  | 0. 26%<br>0. 27%<br>0. 27%  |   |           |           |           |           |           |           |
|   |  |              |                                      |   |  | _   |   |           |           |           |           |           |           |
|   |  |              |                                      | 平成23年度  | 平成24年度   |   |   |           |           |           |           |           |           |
|   |  | 金銭           | 運用額                                  | 100億円   | 80億円   |   |   |           |           |           |           |           |           |
|   |  | 銭<br>信<br>託  | 運用益                                  | 約1.3億円  | 約2.6億円   |   |   |           |           |           |           |           |           |
|   |  | 市位           | 利回り                                  | 1.31%   | 3. 33%   |   |   |           |           |           |           |           |           |
|   |  | 定            | 運用額                                  | -   | 40億  |   |   |           |           |           |           |           |           |
|   |  | 期預           | 運用益                                  | 0.08億円  | 約0.04億円  |   |   |           |           |           |           |           |           |
|   |  | 金            | 利 率                                  | 0. 16%<br>0. 27%  | 0. 11%<br>0. 11%<br>0. 07%   |   |   |           |           |           |           |           |           |

| 1   | 1   |   |
|---|---|---|
|   |   | ※定期預金による運用額は、各年度末における運用額であり、運用益は、当該年度に定期預金に預け入れて得られた利息である。また、利率は、当該年度における運用単位での運用利率である。<br>※平成24年度の金銭信託による運用益及び利回りは、中途解約分40億円の売却益相当額を含んでいる。   |
| ついては下記に従い、財務内容の改 につ   | 定的に行う雇用促進住宅業務<br>いては下記に従い、財務内容<br>善に努める。  |   |
| 年閣業しりをの行こよる。<br>中国、保証を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を | 「規制改革推進のための3か<br>計画」(平成19年6月22間<br>講議決定)現ので成19年6月22間<br>講議決定)見・ビニュー<br>がつりたいで、現たして、のようながら、現たして、のようながら、現たして、のようなのようなのます。<br>ででは、現たして、のでは、で、のでは、で、のでは、で、のでは、で、で、で、で、で、で、で、で、で | ○雇用促進住宅の譲渡等については、29住宅を地方公共団体に譲渡、4 住宅を民間事業者に売却するとともに、19住宅については、入居者の退去が完了し空家となったほか、2 住宅について、建物を取壊し更地とした。この結果、平成24年度末終了時点における運営住宅数は1,297住宅(3,334棟、123,292戸)となった。また、平成24年4月から6月にかけて市町村に対し住宅の取得に関する意向調査を実施し、新たに44住宅の需要の組り起こしを行うことができた。その結果、平成24年度末現在で、地方公共団体が取得の意向を表明した住宅数は74住宅となっている。  ○また、緊急一時入居については、平成20年12月15日からの受入開始以降、廃止決定した住宅を含め、平成24年度末現在で、入居戸教(実数)3,945戸となっている。加えて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い住居を喪失した被災者等についても雇用促進住宅を無償で提供することとし、平成24年度末現在、入居決定件数(累計)8,205戸、入居戸数(実数)4,535戸となっている。 |
| は、独立採算による合理的な経営間  | 譲渡・廃止が完了するまでの<br>は、独立採算による合理的な<br>営に努める。  | ○管理運営に係る委託業務については、引き続き一般競争入札により受<br>託事業者を決定するなどにより、委託費の効率化に努めた。   |
|   |   | ・委託費(対前年度削減額)<br>・平成19年度<参考> 294億円<br>・平成23年度 166億円<br>・平成24年度 136億円(30億円減)   |
| 剰余金の国庫納付を速やかに実施 益   | 雇用促進住宅の運営に係る利<br>剰余金の国庫納付を速やかに<br>施する。  | ○雇用促進住宅の運営に係る利益剰余金については、平成23年4月1日としていた雇用・能力開発機構廃止法案の施行日が同年10月1日となったため、雇用・能力開発機構の平成23事業年度決算後の平成24年1月10日に、宿舎等勘定利益剰余金約634億円のうち、固定資産や新法人発足当初支払が必要となる最小限の経費、東日本大震災による被災者の受入に伴い平成23年10月以降発生する経費等である約278億円を除いた残余の約356億円を国庫納付した。  |
| 第4 短  | 短期借入金の限度額   | 第4 短期借入金の限度額  |
| 1 限   | 度額 18,000百万円  | ○短期借入れは発生しなかった。   |
| · ;   | 定される理由<br>運営費交付金の受入れの遅延<br>よる資金不足   |   |

| •  | 予定外の退職者の発生に伴う<br>退職金の支給 等 |
|----|---------------------------|
| 第5 | 財産の処分等に関する計画              |

1 不要財産等の処分に関する計画 び旧三重障害者職業センターにつ いては、平成23年度中に国庫納 付する。

士見職員宿舎については、職員の 退去後、速やかに国庫納付する。 なお、石川障害者職業センター 跡地については、独立行政法人通 現物による国庫納付とする。

また、岩手1号職員宿舎及び富

旧三重障害者職業センター 手1号職員宿舎及び富士見職員宿 舎については、同法第46条の2 第2項に基づき金銭による国庫納 付とする。ただし、金銭による国 庫納付により難い場合は、同法第 46条の2第1項に基づき現物に よる国庫納付とする。

止に伴い生ずる遊休資産について は、国の資産債務改革の趣旨を踏 まえ、処分を行う。

また、職業能力開発促進センタ 一等の敷地、職員宿舎等旧雇用・ 能力開発機構が保有していた資産 のうち承継した資産については、 引き続き、その必要性を厳しく検 証し、不要資産については処分を 行う。

# 第6 剰余金の使涂

- 務の充実
- 職業リハビリテーション業務 の充実
- 障害者職業能力開発校におけ る職業訓練業務の充実
- 旧雇用・能力開発機構から移 管した職業能力開発業務及び宿 舎等業務の充実
- 求職者支援制度に係る職業訓 練の認定業務の充実

#### 第5 財産の処分等に関する計画

- 1 不要財産等の処分に関する計画
- 石川障害者職業センター跡地及 ○石川障害者職業センター跡地については、通則法第46条の2第1項に基づ き、現物による国庫納付を行った。
  - ○旧三重障害者職業センターについては、通則法46条の2第2項に基づき、 金銭による国庫納付を行った。
  - ○岩手1号宿舎については、平成23年10月に用途廃止を行い、平成25年2 月14日に売却し、平成25年3月25日に国庫納付が完了した。
- 則法第46条の2第1項に基づき ○富士見職員宿舎については、職員の退去後、用途廃止を行い、今後売却 処分により、譲渡収入を国庫納付することとしている。

#### 2 重要な財産の処分等に関する計画 2 重要な財産の処分等に関する計画

- せき髄損傷者職業センターの廃Ⅰ○せき髄損傷者職業センターの廃止に伴い生じた遊休資産については、国の 資産債務改革の趣旨を踏まえて処分(体育館・プール等の解体撤去)した。 総合せき損センターと共有する建物設備については、総合せき損センター 建替え時に処分を行うこととし、それまでの間の維持管理経費に対する負担については、共有する建物の持分に応じた負担割合、経費の使途に着目 した負担割合による見直しを行い、維持管理経費の節減を図った。
  - ○石川、富山及び岡山障害者職業センターの移転に伴い生じた遊休資産につ いては、売却の手続きを行った。
  - ○石川職業訓練支援センター(土地)外6件及び東北職業能力開発大学 校附属青森職業能力開発短期大学校職員宿舎外46件については、今後 売却処分を進め、譲渡収入を国庫納付することとしている。

#### 第6 剰余金の使涂

事業主に対する相談・援助業□○剰余金は発生していないことから、使用実績はなかった。

# - 60 -

高齢・障害・求職者雇用支援機構評価シート(20)

| 中期目標 | 中期計画   | 評価期間(平成20年度~24年度)の実績報告  |            | 各事         | 業年度評価      | <b>西結果</b> |            | 中期目標       |
|------|--|---|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 中朔日保 | 中朔司 四  | 計価効同(十成20年度・224年度)の美額報日   | H 2 0      | H 2 1      | H 2 2      | H 2 3      | H 2 4      | 期間の評価      |
|      | 第7 その他主務省令で定める業務<br>運営に関する事項   | 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項  | A<br>3. 66 | A<br>3. 62 | A<br>3. 85 | A<br>3. 83 | B<br>3. 42 | A<br>3. 67 |
|      | 1 人事に関する計画   | 1 人事に関する計画  |            |            |            |            |            |            |
|      | (1) 方針   | (1) 方針  |            |            |            |            |            |            |
|      | 効果的かつ効率的な業務運営の<br>ため、必要な人材の確保、人員の<br>適正配置、研修の充実による専門<br>性及び意識の向上を図る。 |   |            |            |            |            |            |            |
|      |  | り面接試験を行うとともに、実際の勤務場面における問題解決に関するグループ討議等を実施した。 ○職員の専門性と意識の向上を図るため、職員各層に対して、主に以下のような研修を実施した。・管理職を対象として、マネジメント力向上のための研修・人事評価制度のより適切かつ効果的な実施に向けた人事評価制度に係る評価者研修・障害者職業カウンセラー職及び障害者職業訓練職を対象として、障害者雇用に係る新たなニーズに対応した知識・技術の習得等を目的とする課題別研修・事務職の新規採用職員研修において重度障害者雇用事業所等での職場実習・採用後3年次までの障害者職業カウンセラー職及び障害者職業訓練職に対する計画的なOJT・職業能力開発指導員を対象として、産業構造の変化や技術革新に対応するための技能・技術研修  |            |            |            |            |            |            |
|      | <ul><li>(2) 人員に関する指標</li></ul>                                       | ○人件費削減の一方で職員のモラールの維持向上を図り利用者本位のサービスを提供するため、以下のような取組を行った。 ・モニター制度を導入し、多様な世代、属性のモニターから機構業務について随時、意見・要望等を受け付け、業務運営の改善、サービス向上を図った。 ・機構本部及び各施設に利用者からの意見、要望等を受けるためのご意見箱を設置し、寄せられた意見を基に業務改善を図った。・業務の効率的・効果的実施と職員のモチベーションの維持・向上を図るため、職場単位の改善運動であるEサービス運動を実施し、資するともため、職場単位の改善運化及び省資源省エネ・元費の削減に資するともに、小集団活動を通じて職員間の連帯感が増し、風通しの良い職場作りにつながった。 ○職業能力開発指導員体制について、社会のニーズに機動的に対応できる指導員体制を援現する観点から、民間企業のノウハウを取り入れるため、任期付き雇用を積極的に活用した。 (2)人員に関する指標 ○大幅に業務量が増加する中、地方委託業務の抜本的見直し、本部組織の効 |            |            |            |            |            |            |

(法定福利費及び法定外福利費) 並びに人事院勧告を踏まえた給与 改定部分を除く。)については、「簡 素で効率的な政府を実現するため の行政改革の推進に関する法律 (平成18年法律第47号)等に 基づく平成18年度以降の5年間 で5%以上を基本とする削減を 引き続き着実に実施する。常勤職 員について、その職務能力を向上 させるとともに、全体として効率 化を図りつつ、常勤職員数の抑制 を図る。

さらに、「経済財政運営と構造改 革に関する基本方針2006|(平 成18年7月7日閣議決定)に基 づき、国家公務員の改革を踏まえ、 人件費改革を平成23年度まで継 続する。

なお、機構の給与水準について、 以下のような観点からの検証を行 い、これを維持する合理的な理由 がない場合には必要な措置を講ず ることにより、給与水準の適正化 に速やかに取り組むとともに、そ の検証結果や取組状況については 公表する。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等 の要因を考慮してもなお国家公 務員の給与水準を上回ってない
- ② 職員に占める管理職割合が高 いなど、給与水準が高い原因に ついて、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ 類似の業務を行っている民間事 業者の給与水準等に照らし、現 状の給与水準が適切かどうか十 分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての 説明が十分に国民の理解を得ら れるものとなっているか。
- (参考) 第2期中期目標期間中の 予算における人件費見積 りの総額は、別紙-1の とおり。
- 2 施設・設備に関する計画

助業務及び求職者等への職業訓練 の効果的かつ効率的な遂行を図る ため、施設の老朽化等を勘案して、 計画的な修繕等を行う。

率化による1部5課の廃止(本部管理職の1割削減)、地域センターの管 理業務の集約化及び駐在事務所の廃止による職員削減等を図るとともに人 員の再配置を行った。

- ○本部の管理部門については、旧雇用・能力開発機構からの業務移管時 (平成23年10月1日) に職員の20人削減に加え、本部機能の幕張本部 への統合による業務実施体制の集約化などにより、平成24年4月1日 時点で、更に6人削減を行い、人員配置の見直しを行った。
- ○給与、報酬等支給総額については、近年取り組んできた給与構造改革の効果、期末手当・勤勉手当の削減等により、平成23年度末において、基準年 度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額と比較して22.7%に相当する額 を削減した。
- ○機構の給与水準については、中期計画の検証の観点を踏まえ、国に比べて 給与水準が高くなっている定量的な理由、給与水準の適切性の検証、給与 水準の適正化のために講ずる措置を総務省の定める「独立行政法人の役員 の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について (ガイドライン)」 に基づき、ホームページ上で公表した。

- 2 施設・設備に関する計画
- 障害者の就労に関する様々な援 ○神奈川及び山形障害者職業センターについて、空調設備改修工事を実施。 空調機器を集中冷房方式から個別空調設備に更新することにより、旧空調 機械室を個別相談室等として有効活用が可能となった。
  - ○障害者の就労に関する援助業務及び求職者等への職業訓練の効率的な 遂行を図るため、①鳥取障害者職業センター空調設備改修工事、②大 分及び愛媛職業能力開発促進センター実習場建替工事、③東北職業能

|  |   |                |                |   | 07X -77-   1 % | ス1ムノ(同) | 八八八八日 | 在 / 1 人 1 及 1 风 円 | r |
|--|---|----------------|----------------|---|----------------|---------|-------|-------------------|---|
|  | 施設・設備の内容                                    | 予算<br>百开)      | 財源             | 力開発大学校擁壁工事等を行い計画的な修繕を行った。   |                |         |       |                   |   |
|  | (地或センター)<br>空調設備更新<br>電気設備整備<br>給排水設備更新     | 1 2 4          | II m shri.     |   |                |         |       |                   |   |
|  | (職業能力開発 低性センター)<br>実習場建替<br>設備更新            | 8 9 1          | 施設整備強制         |   |                |         |       |                   |   |
|  | 職業能力<br>開発大学校)<br>設備更新                      | 1 4 4          |                |   |                |         |       |                   |   |
|  | (注) 上記の計画<br>実施状況、<br>を勘案し、力<br>予定額を変<br>る。 | 予見しがた<br>施設整備を | ニい事情等<br>≥追加又は |   |                |         |       |                   |   |
|  | 3 積立金の処分                                    | に関する           | 軻              | 3 積立金の処分に関する事項  |                |         |       |                   |   |
|  | 旧雇用・能<br>した積立金は、<br>ることとする。                 | 力開発機構<br>宿舎等業  | 静から承継<br>終務に充て | ○主に、解雇等により住居を喪失した求職者や、東日本大震災の被災者の入居を受け入れたことに伴い、入居者の退去を促進する取組を停止したことにより、当期純利益が生じたため、雇用・能力開発機構から承継した積立金を取り崩す必要がなかった。<br>(当期純利益)<br>・平成23年度 24億円<br>・平成24年度 51億円 |                |         |       |                   |   |
| 第5 その他業務運営に関する重要事項<br>通則法第29条第2項第5号のそ<br>の他業務運営に関する重要事項につ<br>いては次のとおりとする。  |   |                |                |   |                |         |       |                   |   |
| 1 ニーズの適確な把握等<br>サービスを希望する者が適切な時期に適切なサービスを受けられるようにするため、利用者の機会の均等・公平の観点から、ニケズの適確な・担握、ニーズを踏まえた適正なサービスの提供を図るよう、事業の周いに実施するととも「報交換を行うほか、機構の業務に関する要望、意見等を聞くことを目的とする場を設けること。 |   |                |                |   |                |         |       |                   |   |
| 2 利便性の向上<br>利用者に対するアンケート調査を<br>積極的に実施し、その結果を業務改<br>善につなげることにより、利用者の<br>要望を踏まえた業務運営を行うこ<br>と。   |   |                |                |   |                |         |       |                   |   |

高年齢者等や障害者の雇用問題等

| に関する情報及び求職者や在職者等<br>に対する職業訓練実施状況等に関す  |
|---------------------------------------|
| る情報をホームページにおいて公表<br>し、 高年齢者等や障害者の雇用問題 |
| 等に関する情報及び求職者や在職者                      |
| 等に対する職業訓練実施状況等に関<br>する情報の効率的な活用と国民の理  |
| 解の促進を図ること。また、給付金及び助成金の支給申請事業主等の利      |
| 便性を図るため、支給要件、助成額、                     |
| 申請窓口等をホームページ等で公開すること。                 |
| また、障害者雇用納付金の徴収及び調整金等の支給業務については、       |
| 事業主の利便性の向上を図るため、申告・申請手続の簡素化及び電算機      |
| 処理システムの改定など、適正かつ                      |
| 効率的に実施すること。                           |

務

績 業定結ホ つ分

在り 向上つい

- 5 「ユガティ
- 直しの基本方針」(平成22年12 月7日閣議決定)に盛り込まれた改革を着実に実施すること。

| こ関する情報及び求職者や在職者等こ対する職業訓練実施状況等に関する情報をホームページにおいて公表し、高年齢者等や障害者の雇用問題等に関する情報及び求職者や在職者等に関する情報の効率的な活また、給行金との方にまた、給行金との方にまた、給の利便性を図ること。主た、給の利便性を図るため、支給要件、助成額、申請こと。 障害者雇用納付金の徴収及い調整金利便性の向上を図るため、事業主の利便性の向上を図るため、申請手続の簡素など、適正かつは、事業上の利度性の向とで図るため、地理システンの改定など、適正かつか率的に実施すること。 |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|
| 業績評価の実施及び公表による業<br>努内容の充実等  |  |  |  |  |  |  |
| 適正な業務の推進に資するため業<br>責評価を行い、業務運営に反映する。<br>さらに、業務内容の透明性を高め、<br>業務内容の充実を図る観点から、設<br>定した目標の達成状況、業績評価の<br>吉果や機構の業務の内容について、<br>ホームページ等において、積極的か<br>つ分かりやすく公表すること。  |  |  |  |  |  |  |
| 内部統制の在り方  |  |  |  |  |  |  |
| 機構における役職員の職務執行の<br>生り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、<br>向上を図るものとし、講じた措置に<br>ついて積極的に公表すること。  |  |  |  |  |  |  |
| 「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定)等の政府の<br>方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。   |  |  |  |  |  |  |
| 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12   |  |  |  |  |  |  |